

平成21年度

包括外部監査報告書

東京都包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

包括外部監査報告の概要

1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

（1）監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営について

対 象 局：建設局

2 指摘・意見の件数

テーマ	指 摘	意 見	合 計
監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営について	10	34	44

目 次

監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の 事業の管理運営について	1
第1 監査の概要	3
1 監査の種類	3
2 監査対象（選定した特定の事件）	3
3 監査対象を選定した理由	3
4 包括外部監査の方法	4
(1) 監査の視点	4
(2) 実施した主な監査手続	4
5 監査従事者	4
(1) 包括外部監査人	4
(2) 包括外部監査人補助者	5
6 監査実施期間	5
7 外部監査人の独立性（利害関係）	5
第2 監査対象の事業概要	6
1 都の監理団体に対する財政支出等	6
(1) 都の決算状況の推移	6
(2) 監理団体に対する財政支出等	6
2 建設局から財団法人東京都道路整備保全公社及び財団法人東京都公園協会に 対する委託費の概要	11
3 建設局から財団法人東京都道路整備保全公社及び財団法人東京都公園協会に 対する主な委託業務の詳細	14
(1) 財団法人東京都道路整備保全公社に対する主な委託業務等	14
(2) 財団法人東京都公園協会に対する主な委託業務等	17
4 組織と財務の概要	21
(1) 財団法人東京都道路整備保全公社の概要及び財務状況等	21
(2) 財団法人東京都公園協会の概要及び財務状況等	28
(3) 建設局の人員及び過去5年間の予算の推移	35

第3 監査の結果	37
<財団法人東京都道路整備保全公社に関する指摘と意見>	37
1 東京都駐車場の指定管理者の選定について	37
(1) 指定管理者の募集方法について	37
(2) 選定委員会の構成について	42
(3) 指定管理者の選定基準（評価項目・配点基準）について	44
(4) 選定委員会の議事録について	48
2 東京都駐車場の指定管理者との協定締結手続について	49
(1) 年度協定の締結について	49
(2) 不適切な協定締結手続について	56
3 東京都駐車場の指定管理者による業務の履行状況の確認について	58
4 地下道路施設管理業務委託契約について	60
(1) 契約締結手続の透明性について	60
(2) 定期点検業務の単価設定について	63
(3) 日常巡視・定期点検報告書への記録写真の添付について	73
(4) 既済部分出来高種別内訳書における出来高の記載方法について	74
5 東京都板橋四ツ又駐車場の委託業務について	75
(1) 精算方式による契約及び予算の妥当性について	75
(2) 業務の引き継ぎについて	79
(3) 日報の記載内容について	81
(4) 漏水への対応について	82
6 無電柱化事業について	84
(1) 無電柱化事業の概要	84
(2) 無電柱化事業における公社の事務費について	86
(3) 無電柱化事業における契約前の電力・通信事業者等との事前交渉 について	89
7 公社の直営駐車場について	94
(1) 公社の運営する駐車場について	94
(2) 高架下駐車場について	96
8 公社の特定資産について	98
(1) 将来の用途が明確でない特定資産について	98
(2) 退職給付積立金について	101
9 公社における税務上の利益積立金の計上について	102
10 公社におけるカフェテリアプラン制度と互助組合費用の負担について	103
11 公社が実施する寄付について	105
12 「かちどき 橋の資料館」案内等に係る委託料の支払について	107

<財団法人東京都公園協会に関する指摘と意見>	109
1 3 都立公園の指定管理者の選定対象の公園グループの分割について	109
1 4 都立公園等の再委託契約における競争入札の導入について	114
1 5 庭園のライトアップの特命随意契約について	121
1 6 上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託について	123
(1) 協会に対する特命随意契約の妥当性について	123
(2) 委託契約仕様と契約金額の設定手法について	125
1 7 舎人公園トイレ緊急補修工事の契約について	127
1 8 遊具の管理について	130
1 9 都立公園等の予算管理について	131
2 0 都立霊園の個人墓所の樹木の苦情処理と適正管理について	132
2 1 都立公園等の指定管理業務における苦情・要望への対応について	134
2 2 河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理業務委託契約について	136
(1) 契約の概要及び業務ごとの分割について	136
(2) 緊急工事への予算流用について	139
(3) 水上バスの運航（東京水辺ライン）について	142
2 3 隅田川水辺環境保全業務の巡回調査報告事項について	152
2 4 土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託について	155
2 5 協会の請求書発行の遅滞について	158

監理団体の受託業務等及び当該業務に
連する建設局の事業の管理運営について

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37に基づく包括外部監査

2 監査対象（選定した特定の事件）

監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営について

3 監査対象を選定した理由

経済情勢が厳しく、歳入が減少している状況において、都においても歳出の削減は強く要請されている。都の職員定数も削減傾向にあることもあいまって、都が行う業務の相当部分が監理団体へ委託されている。業務委託は、都が直接実施する場合と比較して、経済性・効率性の観点や専門性の観点等から効果的と判断される場合に実施される。したがって、都が行う業務の委託が、そのような観点から適切に実施されているかを検証することは有効であると考え。

都の監理団体への委託等による財政支出の中では、近年監査対象となった都市整備局所管のものに次いで、建設局所管のものが多額である。建設局は、所管の監理団体を重要な行政事務推進のパートナーにとらえ、近年その委託金額や範囲は増加傾向にある。また、監理団体が外部の事業者と締結する契約においては、適切な契約相手方が特定の一者しかいないなど、その他の契約方法（競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約）によれない特定契約の件数も相当多く、受託者側での業務遂行が適正に経済的に行われているかを確認することも有効であると考え。

都各局においても、所管の監理団体に対する委託は多く、今回の監査結果は、都全体の委託契約についても改めて内容を検討する際に考慮すべき諸点を示唆する点で有効であると考え。

よって、金額的にも、内容的にも重要な、「監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営」について、合規性のほか、経済性、効率性、有効性を検討するため監査対象事件として選定した。

4 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 監理団体への委託に関する契約事務が法令等に準拠して行われているか
- ② 監理団体へ委託された業務が法第 2 条第 14 項の趣旨にのっとり、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 監理団体への委託に関連する建設局の事業の管理運営に問題はないか
- ④ 監理団体への委託が法第 2 条第 15 項の趣旨にのっとり、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認した。
- ② 監理団体への委託に関する契約事務（選定を含む。）が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを確認した。
- ③ 監理団体への委託に関する契約条件が適正であるかを確認した。
- ④ 監理団体へ委託された業務の内容を精査し、当該業務を委託することに妥当性があるかを確認した。
- ⑤ 監理団体へ委託された業務の実績を、建設局が契約等に基づき適時適正に把握しているかを確認した。
- ⑥ 監理団体からの委託に関する請求内容が妥当であり、精算の際、建設局による十分な検査が行われているかを確認した。
- ⑦ 監理団体に往査し、受託した業務が適正かつ効率的に行われているかを確認した。
- ⑧ その他必要と認められた監査手続を行った。

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士

鈴木 啓之

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	大坪 秀憲
公認会計士	萩野 眞司
公認会計士	岸 弘
公認会計士	齋藤 禎治
公認会計士	佐藤 洋平
公認会計士	田中 淳
	井上 昌美
	田中 周一

6 監査実施期間

平成 21 年 7 月 30 日から平成 22 年 2 月 15 日まで

7 外部監査人の独立性（利害関係）

東京都と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業概要

1 都の監理団体に対する財政支出等

(1) 都の決算状況の推移

都の平成20年度までの過去4年間の歳入歳出決算額の推移と平成21年度予算は以下の(表1)のとおりである。

(表1) 都の歳入歳出決算額等の推移 (単位：百万円)

区分	会計区分	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度予算
歳入	一般会計	6,135,980	6,546,446	6,840,348	6,791,027	6,598,000
	特別会計	4,763,548	4,743,985	4,476,359	4,333,491	4,360,248
歳出	一般会計	6,049,797	6,375,569	6,719,532	6,750,077	6,598,000
	特別会計	4,620,923	4,596,070	4,339,363	4,199,409	4,283,138

都財政は、それまでの財政再建の取組が実を結び、黒字基調の定着や「隠れ借金」の解消にめどをつけるなど財政再建に区切りをつけ、ようやく将来に向けた取組に目を向けることのできる状況に到達した。しかし、これまで堅調に推移してきた都税収入は、日本経済の減速により、先行き不透明となっている。

さらに、平成20年度税制改正における法人事業税の暫定措置は、平成21年度では2,691億円の法人事業税の減収をもたらすなど、今後の都財政に与える影響は大きい。

そのような厳しい経済情勢の中、平成20年度の歳入額は一般会計、特別会計とも減少した。

都の財政運営もより一層の効率化と経済性が求められている。

(2) 監理団体に対する財政支出等

歳出の削減が強く要請され、都の職員定数も削減傾向にあることから、近年、都が行う業務の相当部分が監理団体へ委託されている。業務委託は、都が直接実施する場合と比較して、経済性・効率性の観点や専門性の観点等から効果的と判断される場合に実施される。

監理団体とは、その事業内容や経営状況が都の行財政と密接な関係があり、所管

局のみならず、全庁的に指導監督を行う必要のある団体をいい、具体的には、都が出資・出せん（株式会社については 25%以上）を行っており、かつ継続的な財政支出、人的支援を行っている団体、及び、特に指導監督が必要な団体として都が指定した団体をいう。

都が監理団体を活用する意義は、採算性・市場性を欠く分野、公共性の高い分野などにおいて、民間の資金・人材・ノウハウなどを活用し、弾力的な運営を行うことにより、都が直接実施するよりも質の高いサービスを効率的・効果的に提供することにある。

監理団体は、行政の業務の一部を推進するための重要な役割を担っており、以下の(表 2)に示すとおり、都から監理団体への財政支出額は平成 21 年度予算で 2,385 億円にのぼる。

都の監理団体への財政支出の中では、近年監査対象となった都市整備局に次いで、建設局が多額である。

(表2) 監理団体への局別財政支出額 (平成21年度予算) (単位:千円)

局名	財政支出額
総務局	1,208,140
主税局	979,200
生活文化スポーツ局	7,870,930
都市整備局	105,329,365
環境局	2,609,627
福祉保健局	24,904,839
病院経営本部	12,733,937
産業労働局	8,725,647
建設局	35,126,550
港湾局	64,978
東京消防庁	1,437,471
水道局	21,385,940
下水道局	15,771,182
教育庁	449,596
合計	238,597,402

(注)各局の支出額は、他局が所管する監理団体への関連する事業に関する支出額を含むため、(表3)とは整合しない。

また、平成21年度予算における建設局所管監理団体への財政支出の状況や職員の状況、特定契約の件数等は以下の(表3)及び(表4)のとおりである。なお、特定契約とは、各監理団体から民間事業者へ委託された契約のうちシステム開発者への運用委託等、適切な契約相手方が特定の一者しかないなど、その他の契約方法(競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約)に該当しないものをいう。

(表3) 建設局所管監理団体に対する財政支出額等

(単位：千円)

団 体 名	財政支出額 (平成 21 年度予算)			都 出えん率
		補助	委託	
(財)東京都道路整備保全公社	16,920,119	0	16,920,119	0.2%
(財)東京都公園協会	7,603,438	0	7,603,438	14.5%
(財)東京動物園協会	5,689,278	0	5,689,278	7.5%
東京都道路公社	4,499,765	4,112,000	387,765	100.0%
合 計	34,712,600	4,112,000	30,600,600	

(注) 都出えん率は、平成 21 年 8 月 1 日現在

(表4) 建設局所管監理団体の職員の状況及び特定契約の件数

団 体 名	常勤職員数 (人)				特定契約 件 数 (件)
		うち 都派遣	うち 固有	うち 常勤嘱託	
(財)東京都道路整備保全公社	263	19	119	125	212
(財)東京都公園協会	514	65	181	268	204
(財)東京動物園協会	304	165	118	21	78
東京都道路公社	7	5	0	2	32
合 計	1,088	254	418	416	526

(注) 1 常勤職員数は平成 21 年 8 月 1 日現在

(注) 2 特定契約の件数は平成 20 年度実績

平成 21 年度予算において監理団体への財政支出が大きい局は都市整備局に次いで建設局である。都市整備局の監査は平成 19 年度に行われており、その際、東京都住宅供給公社の経営管理についても監査テーマとして採り上げられ、詳細な検討が行われたばかりである。そこで、今回の監査においては、建設局の監理団体に対する委託を検討対象とすることとした。

建設局所管の監理団体は 4 団体あるが、中でも財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）及び財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）の 2 団体への委託が多額であり、特定契約の件数も多いことから、特に当該 2 団体について、都における契約事務が適正に行われているか、また受託者側においても経済的、効率的に受託業務が行われており、業務全体として経済性や効率性が確保されつつも高い品質が実現しているかどうかを確認することとした。

都各局においても、所管の監理団体に対する委託は多く、今回の監査結果は、都全体の委託契約について改めて内容を検討する際に考慮すべき諸点を示唆する点でも有効であると考ええる。

なお、平成 20 年度の公社及び協会の総収入に占める受託事業収入等の概要は（表 5）に示すとおりである。決算の概況については、「4 組織と財務の概要」に記載している。

（表 5）公社及び協会の受託事業収入等の概要 （単位：千円）

区 分	総 収 入	うち建設局からの 受託事業収入	建設局からの受託 事業に係る外注委 託費支出
(財)東京都道路整備 保全公社	27,453,095	21,607,815	685,157
(財)東京都公園協会	12,983,203	7,279,715	3,298,631

(注) 1 上記金額は、実費支弁される契約に関しては実費であり、当初契約額と異なる。(表 6) 以降は、当初契約額で記載されており、本表とは整合しない。

(注) 2 公社の都道の用地取得にかかる経費 19,959,313 千円が上記金額に含まれており、公社の収入の多くを占めている。これについての当初契約額は、3,789,615 千円であった。公社による都道の道路用地の取得範囲を拡大する方針に基づき、契約変更によって取得実績額が多額になった。実費支弁の契約であるが、都からの仮受金で行う事業のため正味財産増減計算書上の事業収入には含まれていない。

2 建設局から財団法人東京都道路整備保全公社及び財団法人東京都公園協会に対する委託費の概要

建設局から財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）及び財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）に対する委託の契約金額及び件数は以下の（表6）に示すとおりであり、それを契約形態別に示したものが以下の（表7）である。

（表6）公社及び協会に対する委託契約金額及び件数（単位：千円）

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
(財)東京都道路整備保全公社	契約金額	3,703,059	11,993,563	5,050,971
	契約件数	14件	13件	14件
(財)東京都公園協会	契約金額	6,481,083	6,623,812	7,017,419
	契約件数	14件	13件	18件
合計	契約金額	10,184,142	18,617,375	12,068,389
	契約件数	28件	26件	32件

（表7）公社及び協会に対する契約形態（随意契約、競争入札等、協定）別委託契約金額（単位：千円）

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	
(財)東京都道路整備保全公社	随意契約	430,325	469,082	523,761	
	競争入札等	0	0	0	
	協定	公募によるもの	0	0	0
		その他	3,272,734	11,524,481	4,527,210
(財)東京都公園協会	随意契約	631,509	740,784	854,060	
	競争入札等	0	0	0	
	協定	公募によるもの	4,410,034	4,442,447	4,557,694
		その他	1,439,540	1,440,581	1,605,665

（注）協定とは、自治体の事務事業を包括的に行わせる場合等、通常の契約になじまない取り決めをいう。

建設局から公社及び協会に対する委託契約件名ごとの当初契約金額の平成20年度までの過去3年間の推移は、（表8）及び（表9）に示すとおりである。

(表8) 建設局から公社への委託契約等一覧 (平成18年度から平成20年度)

(単位: 千円)

NO	契約件名	契約内容	契約額		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	東京都板橋四ツ又駐車場における徴収事務等の委託に関する協定	駐車場料金の徴収及び施設保守	53,577	55,950	57,419
2	新宿副都心西口広場等管理委託	施設の監視、設備の運用操作、日常・定期点検業務	157,248	157,500	152,502
3	井荻・練馬トンネル管理委託	通行状況の監視、設備の運用操作、日常・定期点検業務	198,223	213,276	211,050
4	地下道路施設管理業務委託	設備の運転・監視及び維持保守及び点検業務	19,404	30,555	33,222
5	地下自動車道等設備定期点検委託	設備の定期点検	4,809	—	—
6	都道管理連絡室の業務委託	警報業務、関係職員・関係機関への連絡業務	39,795	39,963	40,425
7	防音工事助成業務委託(単価契約)	騒音調査事務、防音工事助成事務、過年度実績データ入力業務	9,689	9,749	9,857
8	「かちどき 橋の資料館」案内等の委託に関する協定	案内業務及び資料館の管理業務	7,417	7,109	7,091
9	上野地下歩行者専用道管理委託	設備及び施設等の運転・監視、点検及び管理業務	—	—	2,935
10	無電柱化事業の委託に関する協定	電線共同溝整備事業	—	213,885	630,000
11	用地取得事務の委託に関する年度協定	道路用地の取得事務委託	3,180,768	11,198,253	3,789,615
12	土地の管理及び造成等委託協定	先行取得用地及び事業用代替地の管理・造成等業務委託	30,970	49,283	43,084
13	道路工事監督業務委託	道路工事の監督補助業務	—	16,800	72,540
14	工事用材料の品質調査委託	都発注工事の材料品質試験から得たデータの整理解析等	1,157	1,237	1,228
	(財) 東京都道路整備保全公社に対する契約合計(都から公社への支払)		3,703,058	11,993,562	5,050,970
15	東京都八重洲駐車場外4施設の管理に関する協定	駐車場の管理運営及び公社から都への納入金の支払	278,626 (都への納入金)	291,004 (都への納入金)	311,779 (都への納入金)

(表9) 建設局から協会への委託契約等一覧 (平成18年度から平成20年度)

(単位:千円)

NO	契約件名	契約内容	契約額		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	都立公園の管理に要する費用に関する協定	管理運営業務	4,410,034	4,442,447	4,557,694
2	都立霊園の管理に要する費用に関する協定	管理運営業務	1,113,524	1,114,063	1,261,301
3	瑞江葬儀所の管理に要する費用に関する協定	管理運営業務	326,016	326,518	329,364
4	都立公園の緊急対策事業の実施に関する協定	管理運営業務 (維持管理レベルの向上)	—	—	15,000
5	東京都スポーツ施設予約センターの運営委託	スポーツ予約管理システムの運用、案内業務等委託	78,321	78,166	77,994
6	上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託	施設管理業務(利用者案内、清掃等)	9,765	9,345	9,094
7	日比谷公園ほか1公園夜間照明施設業務委託	照明施設の管理業務(点検、利用者案内、清掃等)	6,825	3,570	3,425
8	代々木公園陸上競技場ほか1箇所業務委託	施設管理業務(利用者案内、清掃等)	2,205	6,615	6,458
9	代々木公園野外ステージ管理業務委託	施設管理業務(利用者案内、清掃等)	8,295	7,980	7,775
10	水元公園水産試験場跡地監視業務等委託	閉鎖管理区域の監視業務	103	4,578	6,090
11	都立庭園調査委託	国指定文化財庭園管理のための基礎調査	3,155	—	—
12	石神井公園未開園地内巡回警備等業務委託	敷地内の巡回警備	—	—	1,507
13	日比谷公園夜間照明施設業務委託	照明施設の管理業務(点検、利用者案内、清掃等)	—	—	654
14	小山田緑地市民緑地業務委託	緑地管理(巡回、清掃等)	1,240	1,158	955
15	河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理委託	地下貯留式調節池、防災船着場、水上バスの維持保守管理等	279,867	384,766	393,645
16	扇橋閘門運転業務委託	扇橋閘門の運転、点検等	27,006	27,780	28,667
17	隅田川水辺環境保全業務委託	テラスの植栽管理、巡回調査、河川事業の普及啓発等	214,725	216,825	226,275
18	土砂災害警戒区域等指定に係る補助業務委託	市町村等との事前調整、説明会開催・資料作成等	—	—	58,968
19	河川工事監督業務委託	河川工事の監督補助業務	—	—	32,550
	(財)東京都公園協会に対する契約合計		6,481,082	6,623,812	7,017,418

3 建設局から財団法人東京都道路整備保全公社及び財団法人東京都公園協会に対する主な委託業務の詳細

(1) 財団法人東京都道路整備保全公社に対する主な委託業務等

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）への主な委託業務は、道路用地取得事務の委託、板橋四ツ又駐車場の料金の徴収及び施設保守委託、指定管理者駐車場の管理運営、電線類地中化事業などである。そのうち、道路用地及び駐車場に係るそれぞれの契約金額の推移は以下の（表10）及び（表11）に示すとおりである。

（表10）道路用地取得事務の委託費の推移（単位：千円）

契約件名	契約内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
用地取得事務の委託に関する年度協定	道路用地の取得事務委託	3,180,768	11,198,253	3,789,615

道路用地取得事務の委託に関し、平成12年12月の「都庁改革アクションプラン」において、「監理団体への委託による組織のスリム化の検討」の必要性が明記され、また平成14年度包括外部監査においては「用地取得事務の監理団体への委託化などを検討されたい」との意見が出された。それを受けて、平成15年11月に「第二次都庁改革アクションプラン」において、「建設局の用地取得事務のスピードアップや執行体制の効率化を図るため、財団法人東京都駐車場公社（現、公社）へ新規路線の一部用地取得業務を委託化し、以後、順次、委託拡大を図ること」とされたことを踏まえ、平成16年4月より都道の道路用地取得業務の一部を財団法人東京都駐車場公社（現、公社）へ委託するに至っている。

平成19年度までは、委託における用地取得は各路線の必要面積のおおむね70%が標準的な目標で、取得困難な土地を含む残り30%の用地取得は都が行うといった分担で業務が行われていたが、平成20年度以降は、委託による土地の取得範囲を拡大し、困難案件について都の用地部機動取得係が担当する以外は、原則的に全必要面積の取得を公社が担当するよう方針変更が行われている。用地取得事務の委託化の結果、建設局によれば、委託した路線について用地取得開始から道路完成までの必要期間を10年から8年に短縮することが可能となるとしている。

なお、公社が担当する用地取得範囲の拡大により、平成20年度における契約変更後の取得実績額は、19,959,313千円となった。

(表 1 1) 公社と都（建設局分）との間の駐車場関係の委託費等の推移（単位：千円）

駐車場	契約件名	契約内容	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
板橋四ツ又駐車場	東京都板橋四ツ又駐車場における徴収事務等の委託に関する協定	駐車場料金の徴収及び施設保守業務委託（都から公社へ支払）	53,577	55,950	57,419
八重洲駐車場外 4 施設（指定管理者駐車場）	東京都八重洲駐車場外 4 施設の管理に関する協定	駐車場の管理運営及び公社から都への納入金の支払	278,626 (都への納入金)	291,004 (都への納入金)	311,779 (都への納入金)

公社は、板橋四ツ又駐車場及び東京都第一・第二本庁舎駐車場等（行政財産の使用許可に基づく公社直営駐車場部分を除く）の 6 場の管理を特命随意契約等で受託しており、公社の事業報告書では庁有車等受託駐車場として扱われている。

また、都が行政財産として保有する都営駐車場の管理運営については、平成 18 年 4 月から 7 場で指定管理者制度を導入し、そのうち公社が八重洲駐車場、日本橋駐車場、宝町駐車場、新京橋駐車場、東銀座駐車場の 5 場の指定管理者として選定され、管理している。公社の事業報告書では指定管理者駐車場として扱われている。

その他、公社は、直営駐車場として 188 場の管理運営を行っている。この直営駐車場は、自社駐車場 3 場の他に、道路高架下等の占有あるいは普通財産の貸付、行政財産の使用許可等を受けて運営し、道路占用料、使用料等を都に支払って駐車場事業を実施しているものであり、道路占用料に係る都への支出は以下の（表 1 2）に示すとおりである。

(表 1 2) 公社と建設局との間の駐車場関係の道路占用料の推移（単位：千円）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
直営駐車場の道路占用料（公社から都への支払）	252,565	268,172	273,610

それぞれの駐車場別ごとの場数及び収容台数は以下の（表 1 3）に示すとおりである。

(表 1 3) 会社の駐車場数及び収容台数

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

種 別	場 数 (場)	収容台数 (台)
直営駐車場	188	9,280
自社所有駐車場	3	487
都道占用駐車場	112	4,878
普通財産駐車場	34	1,383
行政財産駐車場	22	1,640
その他駐車場	17	892
指定管理者駐車場	5	1,045
庁有車等受託駐車場	6	766
計	199	11,091

このほか会社は井荻・練馬トンネルの管理委託、新宿西口広場の管理委託、電線類地中化事業等の業務を実施するとともにTDM（交通需要マネジメント）東京行動プラン等の駐車施策の具体化や都の環境施策へ協力し、30分未満無料駐車場の拡大、荷物積替え駐車場及び荷さばき駐車場の設置、オートバイ駐車場の拡大など、総合的な駐車対策を推進している。

(2) 財団法人東京都公園協会に対する主な委託業務等

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）に対する主な委託業務は、都立公園等の管理運営業務、河川管理施設及び水上バスの保守管理業務並びに隅田川水辺環境保全業務である。都立公園等の管理運営においては、平成 16 年度より順次計画的に指定管理者制度が導入され、ほとんどの都立公園等について、協会が選定され管理運営を担っている。

平成 20 年度末現在、協会が建設局から指定管理者として受託している都立公園等は、53 公園、9 庭園、8 霊園、1 葬儀所であり、平成 21 年度より当該業務に加えて、新たに 3 公園が指定管理者として決定されている。委託費、導入時期、導入公園の状況は以下の（表 1 4）及び（表 1 5）のとおりである。

（表 1 4）建設局からの都立公園等委託費の推移 (単位：千円)

契約件名	契約内容	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
都立公園の管理に要する費用に関する協定	管理運営業務	4,410,034	4,442,447	4,557,694
都立霊園の管理に要する費用に関する協定	管理運営業務	1,113,524	1,114,063	1,261,301
瑞江葬儀所の管理に要する費用に関する協定	管理運営業務	326,016	326,518	329,364

(表 15) 建設局所管の都立公園等の指定管理者導入状況

【平成 18 年度導入施設】

区分	選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	
都立公園	防災公園グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①木場公園②善福寺川緑地③和田堀公園④城北中央公園⑤光が丘公園⑥舎人公園⑦篠崎公園⑧葛西臨海公園	8
	都市部の公園グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①芝公園②戸山公園③東白鬚公園④猿江恩賜公園⑤亀戸中央公園⑥大島小松川公園⑦林試の森公園⑧蘆花恒春園⑨砧公園⑩祖師谷公園⑪善福寺公園⑫尾久の原公園⑬汐入公園⑭浮間公園⑮赤塚公園⑯石神井公園⑰大泉中央公園⑱東綾瀬公園⑲中川公園⑳宇喜田公園	20
	狭山丘陵グループ	公募	西武・狭山丘陵パートナーズ	①狭山公園②八国山緑地③東大和公園④野山北・六道山公園	4
	多摩丘陵グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①長沼公園②平山城址公園③小山田緑地④小山内裏公園⑤桜ヶ丘公園	5
	武蔵野の公園グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①陵南公園②小宮公園③滝山公園④武蔵野中央公園⑤武蔵野公園⑥浅間山公園⑦府中の森公園⑧野川公園⑨武蔵野の森公園⑩小金井公園⑪狭山・境緑道⑫玉川上水緑道⑬東村山中央公園⑭武蔵国分寺公園⑮東大和南公園⑯六仙公園⑰秋留台公園	17
	文化財庭園グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①浜離宮恩賜庭園②旧芝離宮恩賜庭園③小石川後楽園④六義園⑤旧岩崎邸庭園⑥向島百花園⑦清澄庭園⑧旧古河庭園⑨殿ヶ谷戸庭園	9
	夢の島熱帯植物館・夢の島公園	公募	日比谷アメニス夢の島グループ	夢の島公園 (夢の島熱帯植物館と一体)	1
	潮風公園 台場公園	公募	東京港埠頭テレポートセンターグループ (注 1)	①潮風公園②台場公園	2
	駒沢オリンピック公園	特命	(財) 東京都スポーツ文化事業団 (注 2)	駒沢オリンピック公園	1
小計				67	

区分	選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	
都立動物園	特命	(財)東京動物園協会	①恩賜上野動物園②多摩動物公園③井の頭自然文化園④葛西臨海水族園	4	
都立霊園	特命	(財)東京都公園協会	①青山霊園②谷中霊園③雑司ヶ谷霊園④染井霊園⑤八柱霊園⑥八王子霊園⑦多磨霊園⑧小平霊園	8	
その他	青山葬儀所	公募	日比谷花壇グループ	青山葬儀所	1
	瑞江葬儀所	特命	(財)東京都公園協会	瑞江葬儀所	1
	日比谷公会堂 大音楽堂	公募	大星ビル管理・共立・日比谷アメニス共同事業体	①日比谷公会堂②大音楽堂	2
	夢の島熱帯植物館・夢の島公園	公募	日比谷アメニス夢の島グループ	夢の島熱帯植物館（夢の島公園と一体）	1
合計				84	

(注1) 潮風公園・台場公園の指定管理者の名称は、平成19年3月までは埠頭公社・テレポートセンターグループ

(注2) 駒沢オリンピック公園の指定管理者の名称は、平成20年3月までは財団法人東京都生涯学習文化財団

【平成20年度導入施設】

区分	選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	
都立公園	明治公園 青山公園	公募	(財)東京都公園協会	①明治公園②青山公園	2
	大神山公園	公募	(財)東京都公園協会	大神山公園	1
	横網町公園	特命	(財)東京都慰霊協会	横網町公園	1
	合計				4

【平成 21 年度導入施設】

区分	選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	
都立公園	日比谷公園	特命	(財) 東京都公園協会	日比谷公園(都市部の公園グループに編入)	1
	代々木公園・水元公園	特命	(財) 東京都公園協会	①代々木公園②水元公園 (防災公園グループに編入)	2
合計				3	

【都が直営で管理する施設】

区分	公園等の名称
都立公園	①上野恩賜公園②井の頭恩賜公園③神代植物公園

また、協会に対する河川管理施設及び水上バスの保守管理業務並びに隅田川水辺環境保全業務の委託費の状況は以下の(表 1 6)に示すとおりである。

(表 1 6) 河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理業務並びに隅田川水辺環境保全業務の委託費の推移 (単位:千円)

契約件名	契約内容	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理委託	地下貯留式調節池、防災船着場、水上バスの維持保守管理等	279,867	384,766	393,645
隅田川水辺環境保全業務委託	テラスの植栽管理、巡回調査、河川事業の普及啓発等	214,725	216,825	226,275

保守管理業務が委託されている水上バスは都の公有財産であるが、都から協会に貸し付けられて、同協会の自主事業として水上バス活用事業がなされている。水上バス活用事業は委託ではないため、今回の監査対象には直接当たらないものの、水上バスの保守管理業務は水上バス活用事業の一部であることから、水上バス活用事業のありかたに依存する。そのため、本報告書の意見では水上バス活用事業そのものを取り上げている。

4 組織と財務の概要

(1) 財団法人東京都道路整備保全公社の概要及び財務状況等

① 財団法人東京都道路整備保全公社の事業の概要

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）は、都における道路行政を補完するとともに、駐車対策の推進、都有地の有効活用等を通じて、都市再生と都市機能の維持増進に貢献することを目的として、昭和 35 年に設立された財団法人東京都駐車場協会が前身となり、昭和 39 年の財団法人東京都駐車場公社への改称を経て、平成 16 年に公社が誕生している。実施している主な事業は、以下の（表 17）のとおりである。

(表 17) 公社の事業内容

I 道路行政推進への貢献	
① 道路用地取得事業	東京再生のため整備が急がれる骨格幹線道路のうち、新規事業認可路線の一部及び計画道路にかかる一部のマンション敷地の用地取得の受託事業を実施している。
② 無電柱化推進事業	都が平成 18 年 12 月に発表した「10 年後の東京」に基づき推進する無電柱化事業に協力するため、平成 19 年度から都道の無電柱化事業の受託事業を実施している。
③ 都道工事監督の支援事業	都道工事における現場の施工管理や品質管理等の工事監督の補助業務を受託している。
④ 道路管理事業	(a)都から新宿駅西口広場、環状八号線井荻、練馬トンネル、新橋地下自動車道等の管理を受託している。 (b)夜間・休日において、都道で道路管理上の支障が生じた場合、公社の職員が都民や関係機関から連絡を受け、業務処理をするとともに、情報内容により定められた関係先に連絡・報告している。
⑤ 新宿駅西口広場活性化事業	新宿駅西口広場において、イベントコーナーやブライトサインの運営、環境写真の掲出等を実施している。
⑥ 土木材料試験受託	公共工事で使用される材料の品質を確保するため、都をはじめ企業者が発注する土木工事事業材料の品質検査を実施するとともに、新たに開発する新材料の試験検査を実施している。
II 駐車対策の推進	
① 直営駐車場事業	都道高架下や道路予定地等の都有財産を活用し、駐車場を運営している。
② 指定管理者駐車場事業	都が設置した駐車場 5 場を指定管理者として管理している。
③ 庁有車等受託駐車場事業	東京都第一・第二本庁舎駐車場や板橋四ツ又駐車場等の管理運営を受託している。
III 都有地の有効活用	
財務局及び建設局の財産管理業務を実施している。都有地が行政需要に供されるまでの間、維持保全業務等を実施している。また、都有未利用地について、駐車場として活用を行っている。	
IV 収益等を活用した公益事業	
① 事業収益をもとにした公益事業	駐車場事業等から得られた収益をもとに、都内駐車場、オートバイ駐車場や路上工事情報の提供サイトの運営や「東京都ふれあいロード・プログラム」への支援等地域の活力を生み出すみちづくり事業、駐車場緑化、電気自動車用急速充電器の設置、太陽光発電設備の設置等の事業、「かちどき橋ミニツアー」の運営等の事業を実施している。
② 駐車場整備基金果実を活用した事業	駐車場整備基金果実を利用して、自動二輪車の整備助成等の事業を実施している。

② 公社の人員の状況

公社の人員の推移は以下の（表 1 8）に示すとおりである。平成 20 年度における常勤嘱託 116 名のうち、都の OB は 64 名である。

（表 1 8）財団法人東京都道路整備保全公社の人員の推移（単位：人）

年度	固有	都派遣	常勤嘱託		合計
			都 OB	その他	
平成 16 年度	113	8	45	54	220
平成 17 年度	108	6	45	48	207
平成 18 年度	107	9	48	46	210
平成 19 年度	110	9	48	54	221
平成 20 年度	116	14	64	52	246

（注）平成 16 年度の都派遣 8 人には、区派遣 1 人を含む。

また、平成 20 年度の公社の職員の配置別人員数は（表 1 9）に示すとおりである。

(表19) 会社の職員の配置 (平成20年4月1日現在)

(単位:人)

組織名	職員数				計
	固有	都派遣	常勤嘱託		
			都OB	その他	
経営改革本部長	0	0	0	1	1
総務部計	35	3	3	3	44
総務部長	0	1	0	0	1
総務課	10	1	1	1	13
経営指導担当課長	1	0	0	0	1
職員課	8	1	0	1	10
計理課	10	0	0	1	11
公益事業課	6	0	1	0	7
特命担当部長	0	0	1	0	1
事業部計	45	0	10	36	91
事業部長	1	0	0	0	1
管理課	8	0	0	0	8
営業推進課	6	0	4	1	11
東部営業所	15	0	2	18	35
うち直営有人駐車場	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)
うち都営有人駐車場	(1)	(0)	(1)	(9)	(11)
都営駐車場担当課長	1	0	0	0	1
西部営業所	13	0	4	17	34
うち有人駐車場	(2)	(0)	(3)	(14)	(19)
お客様サービス担当部長	1	0	0	0	1
道路部計	36	11	51	12	110
道路部長	0	0	1	0	1
道路事業課	4	0	5	0	9
みちづくり推進課	7	0	23	1	31
用地課	5	11	11	0	27
マンション担当課長	0	0	1	0	1
道路施設課	15	0	6	11	32
土木材料試験センター	5	0	3	0	8
道路事業推進担当部長	0	0	1	0	1
合計	116	14	64	52	246

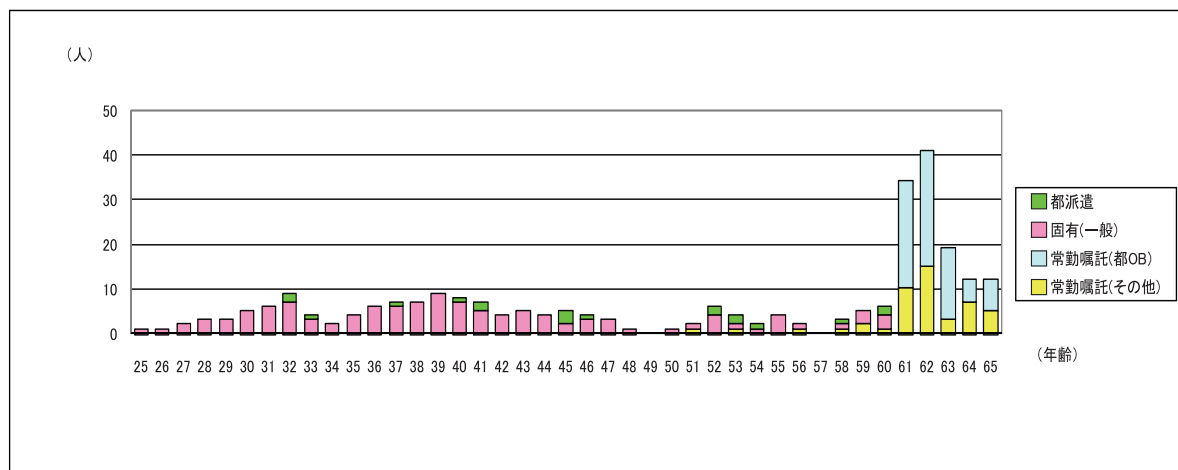
平成 21 年 8 月 1 日現在の公社職員の年齢別職員構成は以下の(表 20)及び(図 1)に示すとおりである。61 歳以上の OB 等の人員構成比が 44.9% (118 人)と大きい。

(表 20) 公社職員の年齢別職員構成 (単位：人)

年 齢	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	計	
都派遣								2	1				1			1	2				3	1						2	2	1				1		2							19
固有	1	1	2	3	3	5	6	7	3	2	4	6	6	7	9	7	5	4	5	4	2	3	3	1		1	1	4	1	1	4	1		1	3	3							119
常勤嘱託(都OB)																																					24	26	16	5	7		78
常勤嘱託(その他)																											1	1		1		1	2	1	10	15	3	7	5			47	
計	1	1	2	3	3	5	6	9	4	2	4	6	7	7	9	8	7	4	5	4	5	4	3	1	0	1	2	6	4	2	4	2	0	3	5	6	34	41	19	12	12	263	

(注) 年齢別職員構成は平成 21 年 8 月 1 日現在で作成したので(表 19)の人員数とは異なる。

(図 1) 公社職員の年齢別職員構成



③ 会社の過去 5 年間の財務状況

会社の過去 5 年間の財務状況の推移は次のようになっている。

【貸借対照表】

(i) 資産

(単位：百万円)

年度	流動資産			固定資産		総資産
	合計	内 現金預金	内 有価証券	合計	内 特定資産	
平成 16 年度	3,552	3,150	100	11,507	7,112	15,060
平成 17 年度	4,714	4,362	—	11,391	7,103	16,105
平成 18 年度	8,355	7,984	—	11,160	6,631	19,516
平成 19 年度	7,016	6,451	—	12,067	7,510	19,083
平成 20 年度	8,279	4,961	—	11,735	7,168	20,015

(ii) 負債及び正味財産

(単位：百万円)

年度	流動負債	固定負債	負債合計	正味財産	負債及び正 味財産合計
平成 16 年度	1,289	1,538	2,828	12,231	15,060
平成 17 年度	2,316	1,463	3,780	12,325	16,105
平成 18 年度	5,652	1,304	6,957	12,558	19,516
平成 19 年度	6,025	531	6,556	12,527	19,083
平成 20 年度	7,236	417	7,654	12,361	20,015

平成 18 年度の現金預金及び流動負債増加の原因は、用地取得事業に係る都からの仮受金があり増加した。用地取得の収支は、収入イコール支出で財務内容には中立的であるが、期末近くにあると期末の資産負債の構成比率にかなりの影響を及ぼす。

特定資産は、特定の目的のために使用することを予定している金融資産等である。現金預金、有価証券及び特定資産の合計は、平成 20 年度では 121 億円あり、総資産の 61%を占め、手元流動性は極めて高い。

【正味財産増減計算書】

(単位：百万円)

年度	経常収益			経常費用			当期経常増減額
	事業収入	その他の収入	合計	事業費	管理費	合計	
平成 16 年度	5,947	40	5,988	4,750	810	5,561	426
平成 17 年度	5,727	53	5,780	4,842	596	5,438	341
平成 18 年度	5,687	88	5,775	4,970	594	5,565	210
平成 19 年度	6,199	145	6,345	5,556	573	6,129	215
平成 20 年度	6,608	99	6,708	6,391	572	6,964	△255

(単位：百万円)

年度	経常外収益	経常外費用	税引前当期一般正味財産増減額	法人税等	法人税等調整額	当期一般正味財産増減額
平成 16 年度	58	204	281	204	—	76
平成 17 年度	61	72	330	236	—	94
平成 18 年度	110	39	281	224	△176 (注 1)	232
平成 19 年度	10	51	174	209	△3	△31
平成 20 年度	373	19	97	120	143	△165

(注 1) 税効果会計適用初年度、過年度法人税等調整額△173 百万円含む。

(注) 用地取得事務の収支は、実費支弁の契約であるが、都からの仮受金で行う事業のため収支が均衡するので正味財産増減計算書には影響ないので計上されない。

当期経常増減額は、平成 19 年度まで 2 億円を超え安定していたが、平成 20 年度の悪化の原因は、事業費が前年比 835 百万円増加したのに対して、事業収入は 409 百万円しか増加しなかったことに起因し、経済環境の悪化で駐車場収益が前年度比較で 286 百万円減少したことが主な原因である。

平成 20 年度の経常外収益は、退職給付引当金戻入益 348 百万円が計上され、これに見合いの法人税等調整額 143 百万円の計上がある。

(2) 財団法人東京都公園協会の概要及び財務状況等

① 財団法人東京都公園協会の事業の概要

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）は、東京都都市緑化基金の運用による都市緑化の推進や、公園緑地事業及び水と緑に親しめる水辺環境事業の発展振興をはかることによって安らぎとゆとりある都民生活の向上に寄与することを目的として、昭和23年2月1日に任意団体として発足し、昭和29年2月25日に財団法人として認可され、現在に至っている。協会の事業内容は以下の（表21）に示すとおりである。

(表21) 協会の事業内容（平成20年度末現在）

I. 公益事業	
(1) 公園普及事業	
① 普及・都民交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用促進・PR (①ホームページ、広告等によるPR、②「東京パークフレンド（東京都公園協会友の会）」運営、③公園・庭園の魅力発信、④公園・庭園モビリティ、⑤東京パークスギャラリー運営、⑥自転車貸出業務、⑦ハンモックの森事業) ・ 地域・関係団体との連携 (①ボランティア活動支援、②首都圏公園緑地団体協力事業、③関係団体協力) ・ 出版・資料保存 (①広報誌「緑と水のひろば」発行、②専門誌「都市公園」発行、③「東京公園文庫」発行、④「花のカレンダー」発行、⑤「庭園ガイドブック」の発行)
② 総合カレッジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑と水の市民カレッジ (①緑と水の市民カレッジにおける講座プログラム企画・運営、②子ども(親子)学習プログラム内容の検討・とりまとめ) ・ みどりのiプラザ (①緑や都市環境に関する情報発信、②ボランティア活動に関する情報発信) ・ 東京グリーンアーカイブス (①緑と水に関する図書・資料等の購入・収集、図面等のデジタル化、適正な整理・収蔵、②リファレンス、資料提供、③蘆花恒春園の所蔵品の資料整理及び展示) ・ 東京都公園協会賞 (緑化活動や公園・庭園に関する調査・研究活動に取り組む個人・団体に対する顕彰の機会として東京都公園協会賞の実施)
③ サポーター基金	寄附や募金により、都立公園や庭園の魅力アップと活性化を促進する取組

(2) 公園等運営事業 公園や庭園、霊園等の管理運営	
(3) 公園支援事業 都立公園の運動施設予約を一括管理するスポーツ施設予約センターの運営、奥多摩及び八丈ビジターセンターの自然公園解説業務	
① スポーツ施設予約センター運営	公園の運動施設の予約を一括管理するスポーツ施設予約センターの運営
② 運動施設管理	日比谷公園等3公園内運動施設の夜間・薄暮管理業務及び代々木公園競技場の昼間管理業務
③ 野外ステージ	代々木公園及び上野恩賜公園の野外ステージ管理業務
④ 自然公園解説等	奥多摩・八丈ビジターセンターの解説業務や水元公園水産試験場跡地の監視業務等
(4) 水辺活用事業 水辺魅力アップの取組、水上バス活用、河川・水辺保全業務	
① 水辺魅力アップ	河川愛護思想の普及啓発と水辺に触れ合える機会の提供、災害時において、帰宅困難者や救援物資の輸送に水上バスを活用できるよう合同防災訓練を実施するなど水辺での地域連携を推進 リバーガイドボランティアの育成・活用、水辺環境学習への水上バスの活用、河川施設や橋梁等を見学・解説するなど水辺教育・学習の増進 東京水辺百景フォトコンテストの開催や隅田川テラスでの地元自治会等と連携したイベントを開催することで水辺における賑わい創出など、水辺利用の促進・PR
② 水上バス活用	主要な景観基本軸となっている隅田川や臨海部における水上バスの運航を通して、地域と一体となった魅力ある水辺空間を形成
③ 河川・水辺保全業務	都民生活の安全・安心に貢献するため、発着場管理業務、水辺環境保全業務、扇橋閘門運転業務、土砂災害対策等支援業務を都等から受託し、実施
(5) 東京都都市緑化基金事業 民間企業・団体による緑化事業・緑化活動への助成金の交付等	
① 都市緑化	東京都都市緑化基金の運用利子を用いた都市緑化の推進活動
② 民間緑化推進	民有地の屋上・壁面等への緑化助成や、地域住民と連携した緑化を推進するための人材育成や助成
③ 緑地管理機構事業	都から受託した市民緑地1か所の維持管理 「小山田緑地市民緑地」
④ 民都資金助成事業	(財)民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援事業」助成金による、都市緑化の推進に寄与する民間緑化及び都立公園での緑化活動団体への助成

(6) 河川管理受託事業 調節池管理、防災船着場管理、水上バス保守管理	
① 調節池管理	都民生活の安全・安心に貢献するため、都が整備した地下貯留方式調節池の電気、機械等設備の保守、清掃、管理棟保守及び機器修繕
② 防災船着場管理	都民生活の安全・安心に貢献するため、都が整備した防災船着場（浜町、明石町、両国、桜橋、千住、荒川遊園、越中島、箱崎、葛西臨海公園、東篠崎）、隅田川係留所（中央区新川）や棧橋施設及び待合所建物の維持管理
③ 水上バス保守管理	都民生活の安全・安心に貢献するため、都の所有船舶3隻（水上バス「さくら」・「あじさい」・「こすもす」）の船体及び機関の整備点検、塗装・修理等
II. 収益事業	
(1) 公園収益事業 公園収益事業は、下記のとおりである。 常設売店の経営（浜離宮恩賜庭園をはじめ24公園36か所）、飲食店の経営（日比谷公園をはじめ3か所）、自動販売機の設置、その他売店経営（舎人公園バーベキュー、清澄庭園配ぜん室等）、井の頭自然文化園内スポーツランドの経営（井の頭自然文化園内スポーツランドの遊戯施設）、ボート場の経営（上野恩賜公園・石神井公園・井の頭恩賜公園及び善福寺公園）、パークトレインの運行（葛西臨海公園内での周遊トレイン）、駐車場の経営（上野恩賜公園をはじめ32公園で43駐車場）、その他公園収益（庭園・公園等で臨時売店の出店他、木製はがきなどを作製し販売）	
(2) 水辺収益事業 水辺収益事業は、下記のとおりである。 水辺駐車場の経営（河川事業未利用地の有効活用のため、都から占用許可を受けて定期駐車場を経営）、暫定係留施設の管理運営（都の河川不法係留適正化施策を代行・補完するため）、その他水辺収益（防災船着場活用やしゅん功図書管理）	

② 協会の人員の状況

協会の人員の推移は以下の（表2-2）に示すとおりである。平成20年度における常勤嘱託264名のうち、都のOBは78名である。

（表2-2）協会の人員の推移

（単位：人）

年度	固有	都派遣		常勤嘱託		合計
		一般	嘱託	都OB	その他	
平成16年度	180	157	58	55	114	564
平成17年度	168	118	25	63	140	514
平成18年度	155	68	0	57	180	460
平成19年度	158	61	0	67	180	466
平成20年度	162	55	0	78	186	481

また、平成 20 年度の協会の職員の配置別人員数は（表 2 3）に示すとおりである。

（表 2 3）財団法人東京都公園協会の職員の配置（平成 21 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

所属	固有	都派遣	常勤嘱託		合計
			都 OB	その他	
総務部計	18	6	3	8	35
総務課	11	3	1	4	19
経営企画担当課長	0	0	1	0	1
人事担当課長	0	1	0	0	1
財務課	7	2	0	4	13
安全担当部長	0	0	1	0	1
公益・水辺事業部計	17	5	18	15	55
公益事業課	10	0	3	3	16
水辺事業課	7	5	14	11	37
河川事業支援担当課長	0	0	1	0	1
運航管理担当課長	0	0	0	1	1
公園事業部計	127	44	57	163	391
事業企画課	7	1	1	5	14
営業担当課長	0	0	0	1	1
技術管理課	11	7	1	2	21
事業推進第一課	28	0	21	39	88
葛西臨海公園サービスセンター	9	0	5	12	26
事業推進第二課	29	22	6	50	107
事業推進第三課	28	0	13	33	74
雑司ヶ谷霊園	4	0	4	8	16
八柱霊園	1	1	2	3	7
八王子霊園	1	0	1	1	3
多磨霊園	3	1	1	3	8
小平霊園	2	0	2	1	5
瑞江葬儀所	4	11	0	5	20
技術管理担当部長	0	1	0	0	1
合計	162	55	78	186	481

平成 21 年 8 月 1 日現在の協会職員の年齢別職員構成は以下の（表 2 4）及び（図 2）に示すとおりである。61 歳以上の OB 等の人員構成比が 28.8%（148 人）と大きい。

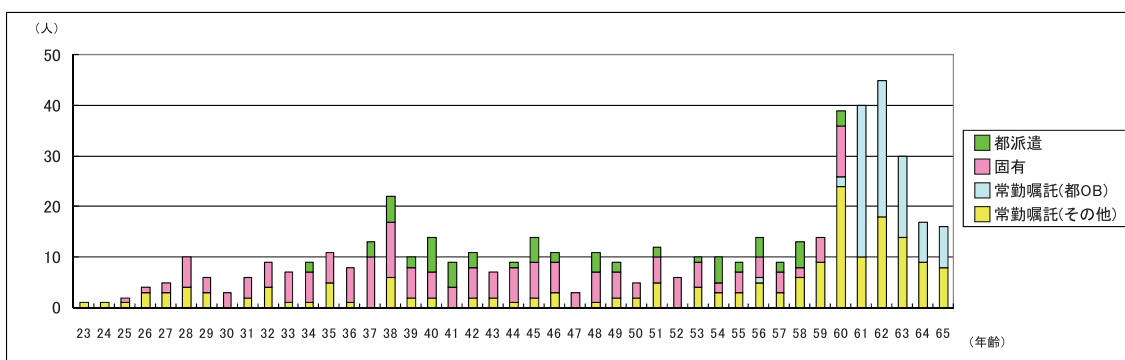
（表 2 4）協会職員の年齢別職員構成

（単位：人）

年 齢	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	計		
都派遣												2			3	5	2	7	5	3		1	5	2		4	2		2		1	5	2	4	2	5		3						65		
固有				1	1	2	6	3	3	4	5	6	6	6	7	10	11	6	5	4	6	5	7	7	6	3	6	5	3	5	6	5	2	4	4	4	2	5	10						181	
常勤嘱託(都OB)																																														92
常勤嘱託(その他)	1	1	1	3	3	4	3		2	4	1	1	5	1		6	2	2	2	2	1	2	3		1	2	2	5		4	3	3	5	3	6	9	24	10	18	14	9	8		176		
計	1	1	2	4	5	10	6	3	6	9	7	9	11	8	13	22	10	14	9	11	7	9	14	11	3	11	9	5	12	6	10	10	9	14	9	13	14	39	40	45	30	17	16	514		

（注）年齢別職員構成は平成 21 年 8 月 1 日現在で作成したので（表 2 3）の人員数とは異なる。

（図 2）協会職員の年齢別職員構成



③ 協会の過去5年間の財務状況

協会の過去5年間の財務状況の推移は次のようになっている。

【貸借対照表】

(i) 資産

(単位：百万円)

年度	流動資産		固定資産		総資産
	合計	内 現金預金	合計	内 特定資産	
平成16年度	2,701	2,492	4,452	1,028	7,154
平成17年度	3,197	2,761	4,710	1,066	7,908
平成18年度	3,546	2,574	4,803	1,140	8,349
平成19年度	3,399	2,564	5,090	1,331	8,489
平成20年度	3,603	2,667	5,197	1,340	8,800

(ii) 負債及び正味財産

(単位：百万円)

年度	流動負債	固定負債	負債合計	正味財産	負債及び正味財産合計
平成16年度	1,787	130	1,918	5,235	7,154
平成17年度	2,195	130	2,325	5,582	7,908
平成18年度	1,946	163	2,110	6,239	8,349
平成19年度	2,020	202	2,222	6,267	8,489
平成20年度	2,106	248	2,354	6,445	8,800

貸借対照表において、現金預金、特定資産として保有される金融資産が、平成20年度では約40億円あり、総資産の46%を占め、手元流動性は極めて高い。

【正味財産増減計算書】

(単位：百万円)

年度	経常収益（注2）			経常費用（注2）			当期経常増減額
	事業収入	その他の収益	合計	事業費	管理費	合計	
平成16年度 (注1)	—	—	—	—	—	—	—
平成17年度 (注1)	—	—	—	—	—	—	—
平成18年度	11,736	163	11,900	10,024	1,031	11,055	844
平成19年度	12,040	237	12,277	10,933	1,202	12,136	140
平成20年度	12,682	254	12,937	11,723	872	12,595	341

(単位：百万円)

年度	経常外収益	経常外費用	税引前 当期一般 正味財産 増減額	法人税等	法人税等 調整額	当期一般 正味財産 増減額
平成16年度 (注1)	—	—	—	—	—	—
平成17年度 (注1)	—	—	—	—	—	—
平成18年度	—	3	840	329	△103	615
平成19年度	—	40	99	129	△55	26
平成20年度	—	12	328	121	46	160

(注1) 平成17年度以前は、ストック式の正味財産増減計算書であり、上記区分での算定がないため、記載はしていない。

(注2) 経常収益、経常費用は、会計間の取引である繰入金収益、繰出金を除いて算定している。

(3) 建設局の人員及び過去5年間の予算の推移

① 建設局の人員の状況

建設局の人員の推移は以下の(表25)に示すとおりである。

(表25) 建設局の人員数の推移 (単位:人)

年度	一般職員	再任用	合計
平成16年度	2,751	83	2,834
平成17年度	2,735	133	2,868
平成18年度	2,535	103	2,638
平成19年度	2,431	90	2,521
平成20年度	2,264	173	2,437

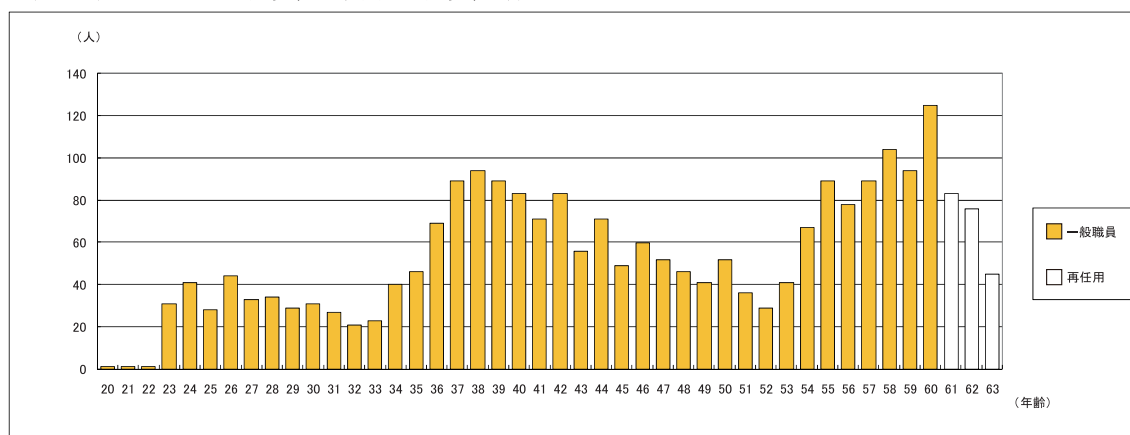
平成21年8月1日現在の建設局の年齢別職員構成は以下の(表26)及び(図3)に示すとおりである。61歳以上の再任用された職員の構成比が8.5%(204人)となっている。

(表26) 建設局職員の年齢別職員構成 (単位:人)

年齢	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	計				
一般職員	1	1	1	31	41	28	44	33	34	29	31	27	21	23	40	46	69	89	94	89	83	71	83	56	71	49	60	52	46	41	52	36	29	41	67	89	78	89	104	94	125				2,188				
再任用																																														83	76	45	204
計	1	1	1	31	41	28	44	33	34	29	31	27	21	23	40	46	69	89	94	89	83	71	83	56	71	49	60	52	46	41	52	36	29	41	67	89	78	89	104	94	125	83	76	45	2,392				

(注) 年齢別職員構成は平成21年8月1日現在で作成したので(表25)の平成20年度の人員数とは異なる。

(図3) 建設局職員の年齢別職員構成



② 建設局の過去5年間の予算

(i) 目的別(項別)予算 (単位:億円)

年度	道路橋梁費	河川海岸費	公園霊園費	土木管理費	合計
平成16年度	2,442	542	598	225	3,807
平成17年度	3,046	581	484	208	4,319
平成18年度	3,111	538	553	233	4,435
平成19年度	3,264	596	475	230	4,565
平成20年度	3,153	620	740	225	4,738

(ii) 性質別予算 (単位:億円)

年度	投資的経費	給与関係費	維持補修費	物件費他	合計
平成16年度	3,204	269	243	91	3,807
平成17年度	3,722	259	227	111	4,319
平成18年度	3,857	243	280	55	4,435
平成19年度	3,989	236	286	54	4,565
平成20年度	4,166	225	293	54	4,738

建設局の個々の目的別予算は、年度により多少の増減はあるが、合計額は毎年度増加している。平成20年度の公園霊園費265億円の主な増加要因は、東京臨海広域防災公園の整備等によるものである。

性質別予算をみると建設局人員減少により給与関係費は毎年度減少しているが委託費等を含む投資的経費は毎年度増加している。

第3 監査の結果

<財団法人東京都道路整備保全公社に関する指摘と意見>

1 東京都駐車場の指定管理者の選定について

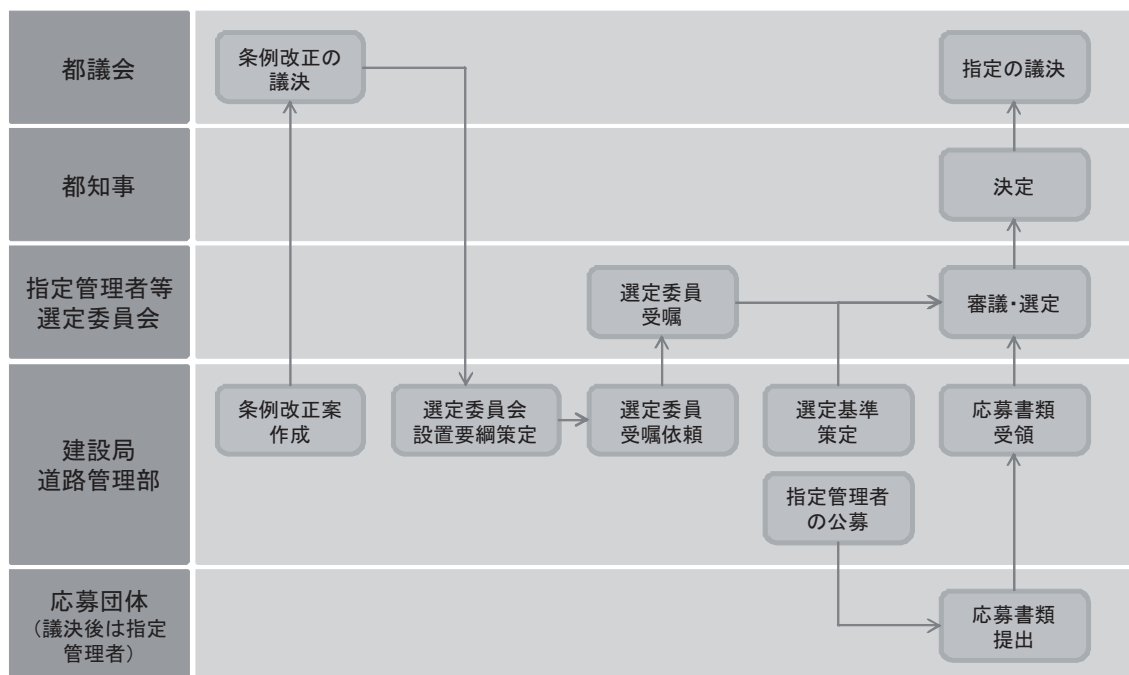
(1) 指定管理者の募集方法について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）は、平成17年度に実施された指定管理者の選定を経て、平成18年度から平成22年度の5年間、八重洲ほか4場の東京都駐車場の指定管理者に指定されている。

「指定管理者制度に関する東京都指針」（15総行革組第299号 平成16年3月31日）（以下「指針」という。）によると指定管理者の募集の方法は、「標準的な募集期間や募集方法をあらかじめ条例で定めておくことが適切である。」、「事業計画書については、できるだけ数多くの事業者からの創意工夫を引き出すため、広く公募で企画提案を募ることが望ましい。そのため、申請に係る仕様書の縦覧期間及び事業計画書提出締切日（申請締切日）の設定は、複数事業者の参入を阻害しない適切な期間を設定するべきである。」とされている。また、「東京都指定管理者選定等に関する指針」（平成17年2月制定）では、「多くの事業者が参加できるように十分募集期間を設けること（少なくとも1か月程度は確保する。）」と明記されている。路外駐車場の指定管理者による管理を定めた「東京都駐車場条例」では、標準的な募集期間については定められていない。

東京都駐車場条例の改正から都議会による指定管理者の指定の議決までの流れは（図1-1）に示すとおりである。

(図1-1) 東京都駐車場条例の改正から都議会による指定の議決までの流れ



「東京都駐車場指定管理者等募集要項」(平成17年7月)によると、「所在地(表1-1)及び施設・構造面の特殊要因(表1-2)から、東京都駐車場を三つの単位に分けて指定管理者を募集」することとしている。

(表1-1) 東京都駐車場指定管理者公募の単位

公募の単位	名称	位置
A	中野駐車場	中野区中野四丁目9番地先道路内 (中野区道補助223号線予定区域内)
B	三田駐車場	港区三田二丁目6番5号 (一部都市計画道路補助第7号線予定区域)
C	八重洲駐車場	中央区日本橋三丁目、中央区京橋一丁目地先道路内(八重洲通り地下)
	日本橋駐車場	中央区日本橋一丁目、二丁目及び三丁目地先道路内(昭和通り地下)
	宝町駐車場	中央区日本橋三丁目、中央区京橋一丁目、二丁目及び三丁目地先道路内(昭和通り地下)
	新京橋駐車場	中央区京橋三丁目、中央区銀座一丁目、二丁目及び三丁目地先道路内(昭和通り地下)
	東銀座駐車場	中央区銀座五丁目、七丁目及び八丁目地先道路内(昭和通り地下)

(表1-2) 施設の概要

公募の 単 位	名称	延床面積 (㎡)	構造	駐車 方式	駐車規模	
					面積 (㎡)	駐車台数 (普通車のみ)
A	中野駐車場	1,809.00	広場式	自走式	1,809	86
B	三田駐車場	2,215.15	広場式		1,788	80
C	八重洲駐車場	13,407.10	地下2階		4,784	265
	日本橋駐車場	8,121.21	地下1階		2,771	190
	宝町駐車場	7,991.69	地下1階		2,771	190
	新京橋駐車場	9,100.35	地下1階		3,205	220
	東銀座駐車場	8,332.93	地下1階		2,641	180

公募単位 C のみ五つの駐車場のグループとしている理由としては、「C の昭和通り沿いの東京都駐車場が道路建設に併せて整備され、駐車場と道路が排水・換気・受電などの設備を共用する地下一体構造となっている」ことが理由とされている。

上記特殊要因により、昭和通り沿いの東京都駐車場については、両施設の管理を一体的に行うことが合理的・効率的であることから、C の指定管理者には、東京都駐車場の管理運営と併せて地下道路の管理補完業務を行うこととされており、この道路管理補完業務については、都と別途委託契約（特命随意契約）を締結することとされている。

事業者の選定に際しては、C については、東京都駐車場の指定管理者の選定及び地下道路の管理補完業務に関する審査を総合的に評価し、指定管理者及び地下道路の管理補完業務の受託者を同時に選定することとしている。

申請書の配付から応募書類の提出期日までのスケジュールは、以下の(表1-3)に示すとおりである。

(表1-3) 指定管理者駐車場に係る応募書類提出スケジュール(平成17年度)

駐車場	A	B	C
	中野駐車場	三田駐車場	八重洲・日本橋・ 宝町・新京橋・東 銀座駐車場
申請書等配付	7月13日(水)～7月26日(火)		
質問受付	7月14日(木)～8月4日(木)		
現地説明会	7月29日(金)	7月28日(木)	8月2日(火)
応募書類提出期日	8月25日(木)、8月26日(金)		

上記スケジュールによると、申請書等の配付から応募書類提出期日までは1か月半弱の期間、現地説明会から提出期日までは1か月未満の期間しか確保されていないことになる。特に施設規模の大きなCの駐車場については、現地説明会から提出期日までは、4週間弱というA・B・Cの三つのグループのうちで最も短い期間設定となっている。

また、申請に際し提出すべき応募書類は以下の(表1-4)に示すとおりである。

(表1-4) 指定管理者駐車場に係る応募書類

	No.	提出書類
A B C 共通	①	指定管理者等指定申請書
	②	指定申請に係る誓約書
	③	法人等の概要
	④	駐車場の管理に関する業務実績を記載した書類 (直近3事業年度分)
	⑤	事業計画書 (指定期間の事業計画を記載すること)
	⑥	連合体結成協定書又はこれに類する書類 (連合体で申請する場合に提出)
	⑦	定款、寄附行為又はこれらに類するもの
	⑧	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの (直近3事業年度分)
	⑨	法人登記事項証明書原本(法人の場合に限る。) ※法人以外の場合は、これに類するもの
	⑩	納税証明書原本 ※原本のみ ① 法人税、消費税及び地方消費税(納税証明書「その3」又は「その3の3」) ② 本店所在地の市町村民税(都の場合は法人住民税、法人事業税)
C のみ	⑪	道路管理補完業務に関する実績を記載した書類 (直近3事業年度分)
	⑫	道路管理補完業務事業計画書 (人員配置、連絡体制等)

応募書類には指定期間(A・Bは3年、Cは5年)の事業計画書が含まれており、特にCの応募者には、駐車場指定管理者以外に地下道路の管理補完業務の委託に係る事業計画書の提出も求められていることを考えると、指針で述べられている「できるだけ数多くの事業者からの創意工夫を引き出す」という趣旨を満足するための

十分な期間が確保されているとは言い難く、従前から地下駐車場と地下道路の管理を特命で受託してきた公社に有利に働く条件であると考えられる。

A・B・C の各グループへの応募実績及び選定団体は以下の（表 1－5）に示すとおりである。

（表 1－5）指定管理者等応募実績及び選定団体

	A	B	C
駐車場	中野駐車場	三田駐車場	八重洲・日本橋・宝町・新京橋・東銀座 駐車場
応募団体数	11 社	10 社	3 社
選定団体	東武ビル管理（株）	スターツ アメニティー（株）	公社

意見（1）東京都駐車場の指定管理者の募集方法について

東京都駐車場の指定管理者は、A 中野駐車場・B 三田駐車場・C 八重洲外 4 駐車場の三つのグループに分けて公募されているが、申請書等の配付から応募書類提出期日までは 1 か月半弱の期間が確保されているものの、現地説明会から提出期日までは 1 か月未満、特に施設規模の大きな C の駐車場については、現地説明会から提出期日まで 4 週間弱(休日をはさんで 23 日)という三つのグループのうちで最も短い期間設定となっている。応募書類には指定期間（A・B は 3 年、C は 5 年）の事業計画書が含まれており、特に C 単位の応募者には、他の単独駐車場と異なり五つもの駐車場の指定管理者ということ以外にも地下道路の管理補完業務の委託に係る事業計画書の提出も求められていることを考えると、他の駐車場より検討期間が必要と想定され、「指定管理者制度に関する東京都指針」で述べられている「できるだけ数多くの事業者からの創意工夫を引き出す」という趣旨を満足するための十分な期間が確保されているとは言い難い。

次回の指定管理者の公募の際には、できるだけ数多くの事業者の参入を促すため、適切な応募期間を設定されたい。

(2) 選定委員会の構成について

指定管理者の選定に際し、指針では、「各申請事業者が提出した事業計画書の中から、条例に定めた選定基準に基づいて最も適切なものを選定するため、要綱などにより、所管局において選定委員会等を設置し、選定することが適切である」とされている。

指針に基づき、道路管理部として「東京都駐車場指定管理者等選定委員会設置要綱」(平成17年7月11日 道路管理部長決定)(以下「要綱」という。)を制定し、当該要綱に基づき、行政委員3名と外部委員3名(駐車対策に関する専門家、防犯・安全対策に関する専門家、企業経営に関する専門家)が選定され、東京都駐車場指定管理者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)が設置されている。

要綱には選定委員会の構成が規定されている。要綱によると委員6名のうち3名が建設局の管理職であり、建設局の管理職3名のうち1名は指定管理者に応募している公社の指導・監督部署である道路管理部の道路保全担当部長である。

指針によると、「選定委員会の構成メンバーについては、選定の透明性及び公平性を担保するためにも、申請事業者の利害関係者を除外するとともに、外部委員を加えることが望ましい」とされている。また、「東京都指定管理者選定等に関する指針」(平成17年2月制定)によると「選定委員には、公正な選定を行うとともに、専門的な審査を行えるよう外部委員を半数以上含むこととする。(中略)また、選定委員には、常勤・非常勤に関わらず指定管理者に応募する団体の代表や業務執行権限のある役員等が就かないようにする。この役員等には団体の意思決定に参画する理事や重要な経営方針等について知りうる立場にある監事、株式会社の場合は取締役及び監査役が該当する。」とあり、除外すべき利害関係者が具体的に記載されている。

道路保全担当部長は公社の理事や監事には該当しないため、指針に記載されているような直接的な利害関係者ではないが、建設局と公社の間には、都職員の派遣、都職員OBの嘱託雇用など多数の人的関係や特命随意契約による支出の関係があり、選定の透明性及び公平性の観点から、選定委員会の委員の半数を建設局の職員で占める状況は望ましくないと考える。

選定委員会の委員の過半数を外部委員とするなど、要綱に規定する選定委員会の構成を見直し、選定の透明性・公平性の向上を図るべきである。

意見（２）指定管理者等選定委員会の構成について

「東京都駐車場指定管理者等選定委員会設置要綱」（平成 17 年 7 月 11 日 道路管理部長決定）に基づき、行政委員 3 名と外部委員 3 名が選定されているが、行政委員 3 名は建設局の管理職であり、建設局の管理職 3 名のうち 1 名は指定管理者に応募している財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）の指導・監督部署である道路管理部の道路保全担当部長である。

道路保全担当部長は公社の理事や監事には該当しないため、「東京都指定管理者選定等に関する指針」（平成 17 年 2 月制定）に記載されているような直接的な利害関係者ではないが、建設局と公社の間には、都職員の派遣、都職員 OB の嘱託雇用など多数の人的関係や特命随意契約による支出の関係があり、選定の透明性及び公平性の観点から、選定委員会の委員の半数を建設局の職員で占める状況は望ましくないと考える。

選定委員会の委員の過半数を外部委員とするなど、上記要綱に規定する選定委員会の構成を見直し、選定の透明性・公平性の向上を図られたい。

(3) 指定管理者の選定基準（評価項目・配点基準）について

東京都駐車場の指定管理者等の選定は、一次審査（書面審査）、二次審査（プレゼンテーション）を経て決定される。

指定管理者制度導入の目的は、「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」である。

指針によると、「都は、申請に係る仕様書（募集要項）を公告し、事業者から事業計画書を求め、その中から最も効率的かつ効果的であり都民へのサービス向上を図ることのできる事業者を選定する必要がある」とされている。

指定管理者の選定に係る具体的な「評価項目」、「配点」、「評価基準」の決定は各部局の判断に委ねられており、東京都駐車場の指定管理者の選定に係る「評価項目」、「配点」、「評価基準」は、東京都駐車場指定管理者等選定委員会の承諾を得て、道路管理部で決定されているとのことであるが、基準決定に係る原議はなく、しかるべき承認手続は実施されていない。

選定基準は、「①収益性（25点）」、「②平等・公平な利用の確保（5点）」、「③効用を最大限に発揮。効率的・安全な管理運営（35点）」、「④安定的な経営基盤の保持（20点）」、「⑤利用者サービス向上（10点）」、「⑥指導・教育体制の整備（5点）」の6項目計100点で構成されている。

しかしながら、指定管理者制度導入のそもそもの目的が「住民サービスの向上」と「経費の節減」の2本柱であることを考えると、広い意味での「住民サービスの向上」に該当する「③効用を最大限に発揮。効率的・安全な管理運営（35点）」、「⑤利用者サービス向上（10点）」及び「⑥指導・教育体制の整備（5点）」の計50点の配点に対し、「経費の節減」に該当する「①収益性（25点）」の配点は相対的に低くなっていると考えられる。

一方で、選定基準のうち「②平等・公平な利用の確保（5点）」及び「④安定的な経営基盤の保持（20点）」については、指定管理者として選定される者は当然備えておくべき前提となる項目であるため、ある一定水準を確保していれば評点にはあまり差が出ないような採点基準とするなどの改善の余地があると考えられる。

また、Cの駐車場の応募者は、駐車場の指定管理者以外に地下道路の管理補完業務を併せて行うこととされており、評価についても、地下駐車場と地下道路の総合評価で決定される。

地下道路管理補完業務の選定基準は「①効率性（15点）」、「②道路設備の維持・操作（17.5点）」、「③地下道路の監視・点検と必要最低限の措置を行うことができること（17.5点）」の3項目計50点で構成されている。

つまり、Cの駐車場の評価は、地下駐車場100点、地下道路50点の計150点満点で判断されることとなる。

しかしながら、契約金額で見ると、地下駐車場は平成 18 年度時点で収入基準額約 9 億 2,200 万円、運営経費約 6 億 4,300 万円に対し、地下道路は約 2,400 万円である。

地下駐車場の指定管理者の選定が主たる目的であることと、契約金額の比率で考えると、地下駐車場の 100 点に対し、地下道路の 50 点は配点が過大であるため、契約金額の比率等に基づく重みづけが必要であると考えます。

C の駐車場の指定管理者選定に係る選定基準・配点は以下の（表 1 - 6）に示すとおりである。

（表 1 - 6）C の駐車場の指定管理者選定に係る選定基準・配点

【駐車場】

選定基準 [配点]	審査基準	
	評価項目	視点
①収益性 [25]	収入額	収入基準額と比較してどうか
	支出額	効率的な管理運営が図られているか
	納入額	都への納入金に対する姿勢はどうか
②平等・公平な 利用の確保 [5]	平等・公平な利用の確保	施設の性格を踏まえ、平等で公平な利用が確保されているか
③効用を最大限 に発揮。 効率的・安全な 管理運営 [35]	管理運営能力	東京都駐車場の管理運営を効率的・確実に行う能力を有しているか
	業務実績	豊富な業務実績を有しているか
	防犯対策と安全管理	犯罪発生防止等、防犯対策がとられているか
	緊急時対応	機器の故障や事故その他災害等の緊急時に対する方針と体制が確立されているか
④安定的な経営 基盤の保持 [20]	財務内容の健全性	既存事業の経営基盤が安定しているか
	事業規模	当該東京都駐車場の業務を安全確実に行える経営規模を有しているか
	継続性及び安定性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有し、適正に金銭を管理できるか

⑤利用者サービス向上 [10]	効用発揮サービスの提供	利用者増加のための取組が積極的かなど施設の効用を高めるための考え方が確立されているか
⑥指導・教育体制の整備 [5]	指導育成	講習会等、人材育成に対する考え方はどうか
採点合計 [100]		

【道路管理補完業務】

選定基準 [配点]	審査基準	
	評価項目	視点
①効率性 [15]	支出額	効率的な業務遂行が図られているか
②道路設備の維持・操作 [17.5]	遂行能力	道路設備の運転及び保守に関する能力と実績を有しているか
	知識経験	道路設備の管理を安全確実に行うための職員の知識・経験は豊富か
③地下道路の監視・点検と必要最低限の措置を行うことができること [17.5]	遂行能力	地下道路の日常監視及び点検を確実に行うための能力と実績を有しているか
	緊急時対応	緊急時の適切な対応を確保することができる方法及び体制が確立されているか
採点合計 [50]		

意見（３）指定管理者の選定基準（評価項目）について

東京都地下駐車場の指定管理者の選定基準は、「①収益性（25点）」、「②平等・公平な利用の確保（5点）」、「③効用を最大限に発揮。効率的・安全な管理運営（35点）」、「④安定的な経営基盤の保持（20点）」、「⑤利用者サービス向上（10点）」、「⑥指導・教育体制の整備（5点）」の6項目計100点で構成されている。

しかしながら、指定管理者制度導入のそもそもの目的が「住民サービスの向上」と「経費の節減」の2本柱であることを考えると、広い意味での「住民サービスの向上」に該当する「③効用を最大限に発揮。効率的・安全な管理運営（35点）」、「⑤利用者サービス向上（10点）」及び「⑥指導・教育体制の整備（5点）」の計50点の配点に対し、「経費の節減」に該当する「①収益性（25点）」の配点は相対的に低くなっていると考ええる。一方で、「②平等・公平な利用の確保（5点）」及び「④安定的な経営基盤の保持（20点）」については、指定管理者として選定される者は当然備えておくべき前提となる項目であるため、ある一定水準を確保していれば評点にはあまり差がでないような採点基準とするなどの改善の余地があると考ええる。

指定管理者制度導入の大きな目的の一つである経費の節減効果がより評価結果に反映されるように、選定基準の配点の見直しを検討されたい。

意見（４）指定管理者の選定基準（配点基準）について

地下道路管理補完業務の選定基準は「①効率性（15点）」、「②道路設備の維持・操作（17.5点）」、「③地下道路の監視・点検と必要最低限の措置を行うことができること（17.5点）」の3項目計50点で構成されており、八重洲外4駐車場の評価は、地下駐車場100点、地下道路50点の計150点満点で判断されることとなる。

しかしながら、契約金額で見ると、地下駐車場は平成18年度時点で収入基準額約9億2,200万円、運営経費約6億4,300万円に対し、地下道路は約2,400万円である。

地下駐車場の指定管理者の選定が主たる目的であることと、契約金額の比率で考えると、地下駐車場の100点に対し、地下道路の50点は配点が過大であるため、契約金額の比率等に基づく重みづけなど、地下駐車場と地下道路の配点基準の見直しを検討されたい。

(4) 選定委員会の議事録について

前述のとおり、東京都駐車場の指定管理者等の選定は、一次審査（書面審査）、二次審査（プレゼンテーション）を経て決定される。

「東京都指定管理者選定等に関する指針」（平成17年2月制定）によると「指定管理者の選定過程等については、各部局が説明責任を負うものであるため、事務処理における透明性・公平性の確保に特に配慮することとする。」とされている。

しかしながら、建設局に二次審査の選定委員会における議事録を請求したところ、二次審査の議事録を作成していないことが判明した。議事録が作成されていないということは、二次審査においてどのような審議がなされ、どのような経過で評価結果が得られたのかが明らかではなく不適切である。

意見（5）指定管理者の選定委員会の議事録について

東京都駐車場の指定管理者等の選定過程において、一次審査（書面審査）、二次審査（プレゼンテーション）を経て決定される選定委員会による二次審査の議事録が作成されていないことが判明した。議事録が作成されていないということは、二次審査においてどのような審議がなされ、どのような経過で評価結果が得られたのかが明らかではなく不適切である。

指定管理者の選定過程において、事務処理の透明性・公平性の確保及び適切な説明責任を果たすため、選定委員会の議事録を作成されたい。

2 東京都駐車場の指定管理者との協定締結手続について

(1) 年度協定の締結について

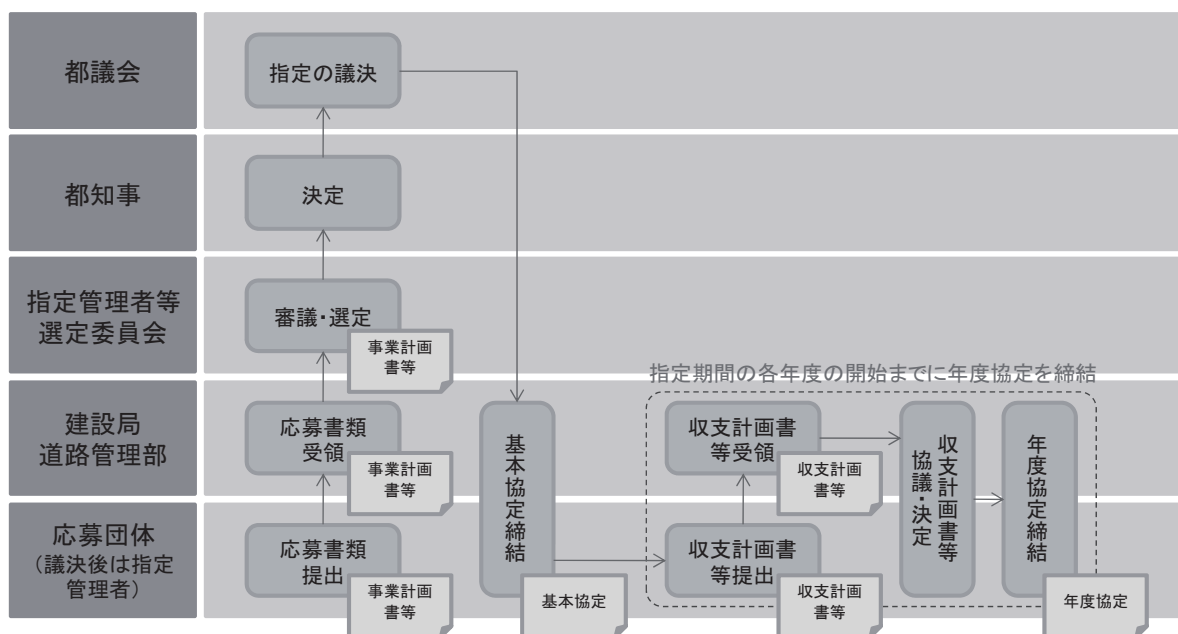
指定管理者の選定後、都議会による指定の議決を経て指定管理者との協定を締結することとなる。協定は基本協定と年度ごとの年度協定から構成され、基本協定に基づき、各年度の開始までに年度協定が締結される。

指定管理者は年度協定の締結に先立ち、当該年度の利用料金収入の額（以下「収入基準額」という。）及び当該年度の業務に関する経費の額（以下「運営経費」という。）について都と協議・決定し、収入基準額から運営経費を減じて得た額（以下「納入金額」という。）を都に納入することとされている。指定管理者は、指定管理者と都の協議決定に際し、収入基準額、運営経費及び納入金額が記載された「収支計画書」を都に提出しなければならない。

指定管理者と都は、協議決定に基づき、都への納入金額及び納入時期などを定めた年度協定を締結する。

指定管理者の選定から年度協定締結までの手続の流れを図解すると以下の（図2-1）に示すとおりである。

（図2-1）東京都駐車場の指定管理者の選定から年度協定締結までの流れ



各年度の収支計画書は、平成17年度の指定管理者の応募時に提出された事業計画書において提示されている指定期間（5年間）の収支計画書を基本として算出さ

れている。

指定管理者の応募時に財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）より提出された事業計画書において提示された指定期間（平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間）の収支計画書の総括表は以下の（表 2-1）のとおりである。

（表 2-1）指定管理者の選定時における事業計画書の収支計画書（総括表）

（単位：千円）

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
収入基準額	972,554	974,858	986,164	988,468	990,772
支出額 （中規模修繕含まず）	543,596	554,353	545,098	538,999	534,678
都への納入可能額	428,958	420,505	441,066	449,469	456,094
中規模修繕 （提案項目）	77,794	99,874	83,014	72,984	66,334
中規模修繕 控除後の納入可能額	351,164	320,631	358,052	376,485	389,760

上記の表のうち、中規模修繕は支出額に含めるべき項目であるが、公社から都への提案項目であり、支出額には含まれていないため、参考として中規模修繕控除後の納入可能額を示している。また、年度協定締結時に公社が提出した収支計画書は、以下の（表 2-2）のとおりである。

（表 2-2）公社より提出された年度協定締結時の収支計画書（単位：千円）

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入基準額 (A)	922,222	945,357	957,027
運営経費 (B) （中規模修繕含む）	643,596	654,353	645,248
都への納入可能額 (A-B)	278,626	291,004	311,779

公社が提出した指定管理者応募時の事業計画書における収支計画書と年度協定締結時の収支計画書を比較したものが以下の（表 2-3）である。なお、事業計画の運営経費には、年度協定の収支計画書と整合させるため中規模修繕を含んだ金額

を表示している。

(表 2 - 3) 事業計画と年度協定締結時の収支計画書の比較表

【平成 18 年度】

(単位：千円)

項目	事業計画 (a)	年度協定 (b)	差異 (b-a)
収入基準額 (A)	972,554	922,222	△50,332
運営経費 (B) (中規模修繕含む)	621,390	643,596	22,206
都への納入可能額 (A-B)	351,164	278,626	△72,538

【平成 19 年度】

(単位：千円)

項目	事業計画 (a)	年度協定 (b)	差異 (b-a)
収入基準額 (A)	974,858	945,357	△29,501
運営経費 (B) (中規模修繕含む)	654,227	654,353	126
都への納入可能額 (A-B)	320,631	291,004	△29,627

【平成 20 年度】

(単位：千円)

項目	事業計画 (a)	年度協定 (b)	差異 (b-a)
収入基準額 (A)	986,164	957,027	△29,137
運営経費 (B) (中規模修繕含む)	628,112	645,248	17,136
都への納入可能額 (A-B)	358,052	311,779	△46,273

上記のとおり、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて、いずれの年度も事業計画書で提示した納入可能額よりも低い納入可能額で年度協定を締結していることが分かる。

例えば、平成 18 年度における事業計画書では、都への納入可能額は、約 3 億 5,100 万円が見込まれている。

実際に締結された協定の前提となる収支計画書では、都への納入可能額は約 2 億 7,900 万円となっており、事業計画と比べて約 7,300 万円少ない納入金額が提示されている。この差額が発生した要因をみると、収入基準額が約 5,000 万円減額されていることと、事業計画では約 1 億 2,400 万円とされていた施設管理費（中規

模修繕含む)が協定では1億4,600万円となり約2,200万円増額されていることによる。平成18年度から平成20年度にかけての各年度の収支計画書協議時点、年度協議締結時点の原議を閲覧しても、事業計画書で都に提示した収支計画との差分についての説明は一切なされていないのが現状である。

建設局によると収入基準額の減額理由は、平成17年度及び平成18年度は新京橋駐車場、平成19年度及び平成20年度は東銀座駐車場において、耐震補強工事(大規模修繕)を都が施工することになり、工事期間中は、駐車場の一部を休止することにより収入予定額が減少するため、そのことを考慮したとの説明を受けた。具体的には以下の(表2-4)に示すとおり、各年度4工区に分割施工し、工期を半年と想定し、該当駐車場の収入予定額の1/8を減額、ただし、平成18年度分は、平成17年度からの2か年工事となるため、 $1/8 \times 2 = 1/4$ を減額することとしている。しかしながら、上記の減額割合の設定は、工事期間中、常時駐車場が満車であることを前提としており、実際の稼働率を勘案した減額割合となっていないため、不適切であると考えられる。また、協定締結段階における平成18年度の減額幅には平成17年度の減額分を含む設定となっており、単純に平成17年度分を半分と考えると2,500万円もの多額の金額が都の収入から差し引かれ、公社の収入に上乗せされていることになる。平成17年分の減額分を平成18年度分に含めた理由を建設局に問い合わせたが、当時の記録が残っていないとのことであった。

(表2-4) 年度協定における収入基準額の減額の経緯 (建設局より提示)

(単位:千円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
選定時提案額(5場計) (A)	972,554	974,858	986,164
うち耐震工事対象駐車場分 (B)	201,329 (新京橋)	236,004 (東銀座)	238,855 (東銀座)
収入基準額の減少額 ($C=B/8$ (H18は $B/4$))	50,332	29,501	29,857
八重洲自動二輪収入見込み (D)			720
年度別協定時収入基準額 ($E=A-C+D$)	922,222	945,357	957,027

また、施設管理費(中規模修繕含む)の増額理由についても、当時の記録が見つかからないとのことである。

上記の事実から、選定委員会で事業計画を評価し公社が指定管理者として選定された後、実際に年度協定を締結する段階では、選定委員会に提示した事業計画と異なる収支計画に基づき協定を締結していることになる。

年度協定は、建設局の道路管理部長権限で決定できるため、実際の協定締結段階では特に建設局の関係者以外への説明を要することなく事業計画と異なる年度協定を締結することが可能であり、このことによって、選定委員会による事業計画の評価及び指定管理者の選定プロセスが実質的な統制として機能しなくなる。

特に平成 18 年度の年度協定は事業計画の策定時点（平成 17 年 8 月末頃）とほとんどタイムラグがないため、事業計画と実際に締結した協定の金額に上記ほど多額の差額が出る状況で原議に記録がないのは不適切である。平成 19 年度以降の年度協定については、その時々々の経済環境などに応じて収支計画を見直すことは当然発生しうると考えられるが、その場合でも事業計画との差分については、事業計画の変更としてその理由を明確に記録として残すべきであると考ええる。

各年度の業務完了後に提出される事業報告書における収支の実績を（表 2－5）に、事業計画書及び年度協定における収支計画と収支実績との比較表を（表 2－6）に示す。

（表 2－5）各年度の事業報告書における収支実績 （単位：千円）

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入額 (A)	964,461	964,386	859,227
運営経費 (B) (中規模修繕含む)	627,879	648,277	609,120
都への納入可能額 (A-B)	336,582	316,109	250,107

（表 2－6）事業計画、年度協定及び収支実績の比較表

【平成 18 年度】

（単位：千円）

項目	事業計画	年度協定(a)	実績(b)	差異(b-a)
収入基準額 (A)	972,554	922,222	964,461	42,239
運営経費 (B) (中規模修繕含む)	621,390	643,596	627,879	△15,717
都への納入可能額 (A-B)	351,164	278,626	336,582	57,956

【平成 19 年度】

(単位：千円)

項目	事業計画	年度協定(a)	実績(b)	差異(b-a)
収入基準額 (A)	974,858	945,357	964,386	19,029
運営経費 (B) (中規模修繕含む)	654,227	654,353	648,277	△6,076
都への納入可能額 (A-B)	320,631	291,004	316,109	25,105

【平成 20 年度】

(単位：千円)

項目	事業計画	年度協定(a)	実績(b)	差異(b-a)
収入基準額 (A)	986,164	957,027	859,227	△97,800
運営経費 (B) (中規模修繕含む)	628,112	645,248	609,120	△36,128
都への納入可能額 (A-B)	358,052	311,779	250,107	△61,672

事業計画書における収支及び年度協定で締結した実際の都への納入金額と収支実績を比較すると、世界的な不況の影響を受け駐車場の利用が大きく落ち込んだ平成 20 年度を除くと収支実績は実際に締結した年度協定よりも事業計画書で提示した収支に近い水準で推移していることが分かる。年度協定で締結した実際の都への納入金額と収支実績の差額を見てみると、収支実績は実際の都への納入金額より平成 18 年度で約 5,800 万円、平成 19 年度で約 2,500 万円上回る結果となっている。

地下駐車場に指定管理者制度が導入された平成 18 年度から平成 20 年度の 3 か年の累計で見ると、(表 2-7) に示すとおり、だれもが予測もしなかった世界同時不況の影響による急激な経済環境の悪化による平成 20 年度の利用の大きな落ち込みによってその差は減少したが、なお過去 3 年間の収支実績 902,798 千円は、実際の都への納入金額 881,409 千円を 21,389 千円上回る結果となっている。

(表 2-7) 過去 3 か年累計の事業計画、年度協定及び収支実績の比較表

(単位：千円)

項目	事業計画	年度協定(a)	実績(b)	差異(b-a)
収入基準額 (A)	2,933,576	2,824,606	2,788,074	△36,532
運営経費 (B) (中規模修繕含む)	1,903,729	1,943,197	1,885,276	△57,921
都への納入可能額 (A-B)	1,029,847	881,409	902,798	21,389

実際の都への納入は年度協定に基づき行われるため、年度協定が事業計画に基づき適切に締結されているか、例えば総務局などの建設局以外の部局の確認を経た上で年度協定を締結するなど、協定の締結手続におけるチェック機能を強化すべきであると考えます。

また、収入基準額は見込みによる要素が大きいため、年度協定締結段階で事業計画と異なる収入基準額を提示する際には、収入基準額算定の根拠を記録として残すべきである。

意見（６）指定管理者として選定後の年度協定締結の適正化について

選定委員会で事業計画を評価し財団法人東京都道路整備保全公社が指定管理者として選定された後、実際に協定を締結する段階では、選定委員会に提示した事業計画と異なる収支計画に基づき協定を締結している。平成 18 年度から平成 20 年度にかけての各年度の収支計画書協議時点、年度協定締結時点の原議を閲覧しても、事業計画書で都に提示した収支計画との差分についての説明は一切なされていないのが現状であり、当時の記録が残されていないため、差分についての詳細な内容を知ることは出来ない状況である。

年度協定は、建設局の道路管理部長権限で決定できるため、実際の協定締結段階では特に建設局の関係者以外への説明を要することなく事業計画と異なる年度協定を締結することが可能であり、選定委員会による事業計画の評価及び指定管理者の選定プロセスが実質的な統制として機能していない状況が伺える。

実際の都への納入は年度協定に基づき行われるため、年度協定が事業計画に基づき適切に締結されているか、例えば総務局などの建設局以外の部局の確認を経た上で年度協定を締結するなど、協定の締結手続におけるチェック機能を強化するとともに、年度協定締結段階で事業計画と異なる収支計画を提示する際には、収支計画算定の根拠を記録として残すなど、年度協定締結に係る内部統制手続を適切に整備・運用されたい。

(2) 不適切な協定締結手続について

前述のとおり指定管理者は年度協定の締結に先立ち、当該年度の収支計画について都と協議・決定し、都への納入金額及び納入時期等を定めた年度協定を締結する。都への納入金は毎月、年度協定で定める納期限までに都へ納めることとなっており、納入金の月額及び納期限は、年度協定の別表に定められている。

年度協定は原議により複数の関係者に回付され、建設局道路管理部長決定で締結されるが、複数関係者のチェックを経ているにも関わらず、平成 18 年度の年度協定締結協議における原議に添付された年度協定の案において、各月の納入金額（4 月～2 月：23,319 千円、3 月：23,217 千円の合計金額 279,726 千円）が合計金額（278,626 千円）として一致しない状況のまま、年度協定の案が承認されている。

実際に締結された協定書では、(表 2-8) に示すとおり合計金額を正として各月の納入金額が修正されているが、当該修正に係る承認手続の記録が残されていないため、どのような手続で修正がなされたのか、修正に際し誰の承認を得ているのか不明な状態である。

都への納入は各月の納入金額に基づき実施されるため、各月の納入金額は極めて重要な情報であり、その修正にはしかるべき承認手続の実施とその記録が残されるべきである。

(表 2-8) 平成 18 年度の年度協定における納入金の修正内容 (単位：千円)

	協定原議 (A)	協定書 (B)	差額 (B-A)
4 月	23,319	23,218	△101
5 月	23,319	23,218	△101
6 月	23,319	23,218	△101
7 月	23,319	23,218	△101
8 月	23,319	23,218	△101
9 月	23,319	23,218	△101
10 月	23,319	23,218	△101
11 月	23,319	23,218	△101
12 月	23,319	23,218	△101
1 月	23,319	23,218	△101
2 月	23,319	23,218	△101
3 月	23,217	23,228	11
合計	(正) 279,726 (誤) 278,626	278,626	△1,100

今回の事案では、修正された形で実際の協定が締結されているが、原議による関係者のチェック機能及び決裁権者による承認機能などの統制手続が形骸化していることを示す事例である。

また、合計金額を正とする根拠として、建設局からは平成 18 年度の収支計画書が提示されたが、当該収支計画書は平成 18 年度の指定管理者駐車場の契約原議ファイルにファイリングされていない状況である。収支計画書は年度協定における都への納入金額の根拠となる重要書類であるため、収支計画書が契約原議ファイルにファイリングされていないことは、文書管理の観点からも不適切な事例であるといえる。

指 摘（１）年度協定の不適切な修正について

年度協定は原議により複数の関係者に回付され、建設局道路管理部長決定で締結されるが、複数関係者のチェックを経ているにも関わらず、平成 18 年度の年度協定締結協議における原議に添付された年度協定の案において、各月の納入金額と合計金額が一致しない状況のまま、年度協定の案が承認されている。

実際に締結された協定書では、合計金額を正として各月の納入金額が修正されているが、当該修正に係る承認手続の記録が残されていないため、どのような手続で修正がなされたのか、修正に際し誰の承認を得ているのか不明な状態である。

都への納入は各月の納入金額に基づき実施されるため、各月の納入金額は極めて重要な情報であり、その修正にはしかなるべき承認手続の実施とその記録が残されるべきである。

建設局は協定締結手続における協定内容変更に係る統制手続を見直し、適切な運用の実施及び運用状況のチェックを徹底すべきである。

3 東京都駐車場の指定管理者による業務の履行状況の確認について

東京都駐車場の指定管理者による業務の履行状況は、基本協定第 12 条及び年度協定第 5 条に基づいて確認されている。指定管理者からは、毎月「指定管理者報告書」（月別作業実施報告書、月別事業執行報告書、月別中規模修繕実施報告書、履行確認報告書、収入報告書、事故等処理状況報告書）が建設局に提出されている。

「指定管理者報告書」のうち、「履行確認報告書」では駐車場ごとに場内管理・巡回、施設清掃、料金回収・つり銭補充、回数券等の販売、レッカー移動車両受け入れの各作業の履行状況を日次で記録し、責任者の確認印が押印されている。本報告書により履行状況が確認されていることが分かるが、周期が隔日の作業（階段等の清掃）にも毎日チェックマークがつけられており、実際にどの日に作業を行ったのか分からない。一方で設備機器保守点検業務の履行確認報告書では、実際に作業を実施した日のみチェックマークが付けられている。

指定管理者による業務の履行状況については、年度末に都の職員が当該指定管理者駐車場に赴き、実施検査及び現場の職員に対するヒアリングにより履行確認を行っている。その際、駐車場ごとのチェックリストを作成して確認されている。

また、財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）からの再委託の実施状況・管理状況については、年度末に都の職員が指定管理者駐車場に赴き、実施検査及び現場の職員に対するヒアリングを行っている。その中で契約原議、契約書、履行確認書、履行報告書等を確認されている。

「指定管理者 実施検査&ヒアリング確認表」は駐車場ごとに作成されており、確認表の内容としては、「1. 適切な管理の履行」として「(1) 施設設備の保守点検」、「(2) 設備の清掃」、「(3) 設備の警備」、「(4) 人員体制」、「(5) 安全性の確保」、「(6) 提案事業」、「(7) 法令等の遵守」、「(8) 財務財産の状況」、「2. 事業効果」として「(1) 利用の状況」、「(2) サービスの向上」、「(3) その他」の各項目について確認資料や確認チェック、ヒアリングのコメント等を記載する欄が設けられている。書類上は指定管理者による業務の履行状況の確認を行っていることとなっているが、確認表のフォーマットとして、検査実施者、検査実施日、ヒアリング対象者等の実施検査の実施概要を記載する欄が設けられていないため、実際にいつ、誰が、誰に対して確認を行ったチェックリストなのかチェックリストだけでは不明である。建設局より後日提出された公社への実施検査の事前通知文書により実施検査の実施概要を確認することが出来たが、実際の実施検査の実施証跡はチェックリストであり、検査実施者及びヒアリング対応者の責任を明確にする観点からチェックリストそのものにヒアリングの実施概要を明記すべきである。

上記のとおり、履行状況の確認結果の記録方法に一部不適切な点がみられるため、フォーマットの改定や記載方法の統一など、適切な履行確認の記録方法を検討する

必要がある。

意見（7）業務の履行状況の確認について

業務の履行状況の報告のため、指定管理者からは、毎月「指定管理者報告書」が建設局に提出されている。「指定管理者報告書」のうち、「履行確認報告書」では駐車場ごとに履行状況を日次で記録し、責任者の確認印が押印されている。本報告書により履行状況が確認されていることが分かるが、周期が隔日の作業（階段等の清掃）にも毎日チェックマークがつけられており、実際にどの日に作業を行ったのか分からない。

また、指定管理者による業務の履行状況については、年度末に都の職員が当該指定管理者駐車場に赴き、実施検査及び現場の職員に対するヒアリングにより履行確認を行っているが、確認表のフォーマットとして、検査実施者、検査実施日、ヒアリング対象者等の実施検査の実施概要を記載する欄が設けられていないため、実際にいつ、誰が、誰に対して確認を行ったチェックリストなのかチェックリストだけでは不明である。財団法人東京都道路整備保全公社への実施検査の事前通知文書により実施検査の実施概要を確認することは出来るが、実際の実施検査の実施証跡はチェックリストであり、検査実施者及びヒアリング対応者の責任を明確にする観点からチェックリストそのものにヒアリングの実施概要を明記すべきである。

履行状況の確認結果の記録方法に一部不適切な点がみられるため、記載方法の統一やフォーマットの改定など、適切な履行確認の記録方法を検討されたい。

4 地下道路施設管理業務委託契約について

(1) 契約締結手続の透明性について

昭和通り沿いの東京都駐車場については、地下駐車場と地下道路の排水・換気・受変電などの設備が両施設共用となっているなど、両施設の管理を一体的に行うことが合理的・効率的であることから、地下駐車場の指定管理者は、地下駐車場の管理運営と併せて地下道路の管理補完業務を行うこととされている。地下道路の補完業務については、地下駐車場の指定管理者の選定の際に地下駐車場と地下道路の総合評価により指定管理者として選定された者と別途委託契約（特命随意契約）を締結することとされている。

地下駐車場の指定管理者選定時に財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）より提出された事業計画書における収支計画書の総括表は（表4-1）に示すとおりである。

（表4-1）指定管理者選定時における地下道路の事業計画書の収支計画書（総括表）
（単位：千円）

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総収入額 （委託料）	14,028	14,028	14,028	14,028	14,028
支出額	14,028	14,028	14,028	14,028	14,028
収支差額	0	0	0	0	0

また、地下道路施設管理業務委託における実際の契約金額は（表4-2）に示すとおりである。

（表4-2）地下道路施設管理業務委託契約金額（単位：千円）

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
契約金額	24,213	30,555	33,222

（注）平成18年度の契約については、「地下道路施設管理業務委託」と「地下自動車道等設備定期点検委託」の契約金額を合算した金額を記載している。

指定管理者選定時に公社が提出した地下道路の事業計画書における収支計画と実際の契約金額を比較したものが以下の（表4-3）である。

(表4-3) 事業計画と実際の契約金額の比較表

(単位：千円)

年度	事業計画 (a)	契約金額 (b)	差異 (b-a)
平成17年度	—	14,028	—
平成18年度	14,028	24,213	10,185
平成19年度	14,028	30,555	16,527
平成20年度	14,028	33,222	19,194
平成18年度から 平成20年度の計	42,084	87,990	45,906

上記のとおり、平成18年度から平成20年度にかけて、いずれの年度も事業計画書で提示した委託料よりも実際には高い金額で契約を締結していることが分かる。建設局によると平成18年度から平成20年度における契約金額の大幅な増加は、監視カメラの増加に起因するものであるとの説明を受けた。平成17年8月末の事業計画策定時には、地下道路に監視カメラは設置されていなかったため、事業計画における支出額には監視カメラによる監視業務費が含まれていない。監視カメラは平成17年度末から平成20年度にかけて設置し、平成18年度から監視モニタ画面による地下道路の監視業務を地下道路施設管理業務委託に追加したことから委託費が増加したとのことである。しかしながら、平成18年度から平成20年度の3年間の地下道路施設管理業務委託契約の契約原議ファイルを閲覧し、起工起案書を確認したが、事業計画書で示された内容を大幅に変更する理由等についての記述は一切なされていない。

地下道路の管理補完業務は、地下駐車場と地下道路の総合評価により指定管理者として選定された者が受託することから、指定管理者選定時に提出された事業計画と上記ほど多額の差がある金額で契約を締結する場合は、事業計画の変更として起工起案書に変更理由を明記するなど契約締結手続の透明性向上を図るべきである。

意見（８）契約締結手続の透明性について

地下駐車場の指定管理者選定時に財団法人東京都道路整備保全公社より提出された事業計画と実際に締結された地下道路施設管理業務委託契約の契約金額が大幅に乖離している状況である。建設局によると平成 18 年度から平成 20 年度における契約金額の大幅な増加は、監視カメラの増加に起因するものであり、平成 17 年 8 月末の事業計画策定時には、地下道路に監視カメラは設置されていなかったため、事業計画における支出額には監視カメラによる監視業務費が含まれていない。監視カメラは平成 17 年度末から平成 20 年度にかけて設置し、平成 18 年度から監視モニタ画面による地下道路の監視業務を地下道路施設管理業務委託に追加したことから委託費が増加したとのことである。

しかしながら、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間の地下道路施設管理業務委託契約の起工起案書には、事業計画書で示された内容を大幅に変更する理由等についての記述は一切なされていない。

地下道路の管理補完業務は、地下駐車場と地下道路の総合評価により指定管理者として選定された者が受託することから、指定管理者選定時に提出された事業計画と多額の差がある金額で契約を締結する場合は、事業計画の変更として起工起案書に変更理由を明記するなど契約締結手続の透明性向上を図られたい。

(2) 定期点検業務の単価設定について

地下道路施設管理業務のうち、定期点検の実施頻度の見直しが平成 20 年度に行われ、見直された点検頻度に基づき委託料の積算が行われている。

定期点検の対象となる施設は、以下の（表 4-4）に示すとおりである。

(表 4-4) 地下道路施設管理業務における定期点検対象施設

施設名	延長 (m)	設置年度
新橋地下自動車道	296.6	昭和 41 年度
東銀座地下自動車道	491.2	昭和 40 年度
宝町地下自動車道	130	昭和 40 年度
八重洲地下自動車道	124	昭和 40 年度
江戸橋地下自動車道	146	昭和 40 年度
日比谷地下自動車道	409.7	昭和 43 年度
日比谷共同溝	360	昭和 44 年度
銀座地下歩道	165 145	昭和 39 年度
本町地下横断歩道	39.6	昭和 43 年度
江戸橋地下横断歩道	14	昭和 43 年度
あやめ橋地下横断歩道	26	昭和 46 年度
入船橋排水場	-	昭和 59 年度

(注) 本町地下横断歩道、江戸橋地下横断歩道、あやめ橋地下横断歩道は平成 20 年度から点検対象に追加された。

上記定期点検対象施設のうち、新橋地下自動車道を例にとって平成 19 年度と平成 20 年度の定期点検（受変電設備点検、照明設備点検、排水設備点検、換気設備点検）の実施頻度、点検内容及び単価設定額を点検種別ごとに比較したものを以下の（表 4-5）～（表 4-8）に示す。

①受変電設備の点検について

(表 4 - 5) 受変電設備点検の実施内容 (新橋地下自動車道)

	平成 19 年度	平成 20 年度
種別	1 ヶ月	12 ヶ月
頻度 (年間)	12 回	1 回
単価 (円)	1,300	21,700
契約金額 (円)	15,600	21,700
点検内容	閉鎖型配電盤及び動力・電灯盤の 目視及び聴覚による点検	平成 19 年度と同様 (同じ点検シートを使用)

受変電設備の点検頻度については、年 12 回から年 1 回に減らし作業の効率化が図られているが、単価が約 17 倍に上がっており、総額で見ると契約金額が上がっている状況である。

建設局からは、1 ヶ月点検は、主に目視による設備の運転状況や損傷・汚損を確認する点検であること、12 ヶ月点検は、工具によるボルト類の増締めや測定器による計測・試験を行う詳細な点検であり、目視による 1 ヶ月点検も含んでいるとの説明を受けた。平成 20 年度より「積算基準 土木設備 (業務委託編)」(東京都建設局) が変更となり、受変電設備・排水設備・換気設備の 1 ヶ月点検がなくなり 12 ヶ月点検のみを実施することとなり、上記の点検内容の変更に伴い設定単価についても変更されているとのことである。

しかしながら実際の点検記録を確認したところ、平成 19 年度と平成 20 年度で同じ点検シートを使用しており、点検内容はいずれも目視及び聴覚による点検であった。請求内容と異なる業務の実施に該当するため不適切である。

②照明設備点検について

(表 4 - 6) 照明設備点検の実施内容 (新橋地下自動車道)

種別	平成 19 年度			平成 20 年度
	1 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	12 ヶ月
頻度 (年間)	10 回	1 回	1 回	1 回
単価 (円)	540	7,500	45,000	28,200
契約金額 (円)	5,400	7,500	45,000	28,200
契約金額計(円)	57,900			28,200
点検内容	室内照明点検、 障害物表示灯、 分電盤の目視及 び聴覚による点 検	6 ヶ月点検ではな く、1 ヶ月点検が 実施されていたた め、6 ヶ月点検の 内容は不明	・ 分電盤の目視及 び聴覚による点 検、測定・試験 ・ 室内照明点検、 プリンカーライ トの目視及び聴 覚による点検、 絶縁抵抗測定 ・ 道路調光装置の 受光部の点検、 表示灯・タイム スイッチの点 検、各部増閉め 及び清掃、測 定・試験	平成 19 年度の 12 ヶ月点検と同 様 (同じ点検シ ートを使用)

照明設備の点検頻度については、平成 19 年度は 1 ヶ月点検、6 ヶ月点検、12 ヶ月点検の 3 種別計 12 回実施していたところを年 1 回に減らし作業の効率化が図られており、単価も半額以下に抑えられているが、これは、建設局によると平成 20 年度の単価は必要な点検項目を未計上のまま積算して起工金額を算出したことによる積算ミスによるものであり、実施した点検内容からは、平成 19 年度の 12 ヶ月点検の単価 45,000 円が正しいものであることが今回の調査で判明した。

また、平成 19 年度の請求内訳書では 9 月に 6 ヶ月点検が実施されたことになっており請求内容も 6 ヶ月点検の単価で請求されているが、実際の点検記録を確認したところ 1 ヶ月点検が実施されていたことを確認した。請求内容と異なる業務の実施に該当するため不適切である。

③排水設備点検について

(表 4 - 7) 排水設備点検の実施内容 (新橋地下自動車道)

種別	平成 19 年度		平成 20 年度
	1 ヶ月	12 ヶ月	12 ヶ月
頻度 (年間)	11	1	4
単価 (円)	3,200	11,500	27,400
契約金額 (円)	35,200	11,500	109,600
契約金額計(円)	46,700		109,600
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一ポンプ室制御盤、第二ポンプ室制御盤の外観及び塗装状態、表示灯・計器の点検、盤内の点検、動作試験、警報表示試験 ・ 第一ポンプ室排水設備、第二ポンプ室排水設備の停止時の外観点検、配管、弁、水位計、圧力計、ポンプ槽、運転時の異常音・臭気、振動の点検、配管、弁、計器の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一ポンプ室制御盤、第二ポンプ室制御盤の外観及び塗装状態、表示灯・計器の点検、盤内の点検、動作試験、警報表示試験、目視及び操作による点検、測定・試験、各部の増締め及び清掃 ・ 第一ポンプ室排水設備、第二ポンプ室排水設備の停止時の外観点検、配管、弁、水位計、圧力計、ポンプ槽、運転時の異常音・臭気、振動の点検、配管、弁、計器の確認 	<p><6、9、12月> 平成 19 年度の 1 ヶ月点検と同様 (同じ点検シートを使用)</p> <p><3月> 平成 19 年度の 12 ヶ月点検と同様 (同じ点検シートを使用)</p>

排水設備の点検頻度については、平成 19 年度は 1 ヶ月点検、12 ヶ月点検の 2 種別計 12 回実施していたところを年 4 回に減らし作業の効率化が図られているが、契約金額は倍以上に上がっている。

平成 20 年度は 12 ヶ月点検が年 4 回行われており、請求も同じ単価で 4 回行われているが、6 月、9 月、12 月の 12 ヶ月点検の内容と 3 月の 12 ヶ月点検内容は点検内容が異なっている。

また、平成 19 年度の 1 ヶ月点検と平成 20 年度の 6 月、9 月、12 月の 12 ヶ月点検は、点検内容が同じだが、単価は約 9 倍に上がっている。同じく平成 19 年度の 12 ヶ月点検と平成 20 年度の 3 月の 12 ヶ月点検は、点検内容が同じだが、単価が

2.4 倍に上がっている。

建設局によると排水設備点検については「平成 20 年度より基準が変更されたため、1 ヶ月点検がなくなり年 1 回の 12 ヶ月点検のみとなりました。(中略) 江戸橋地下自動車道、東銀座地下自動車道、新橋地下自動車道、日比谷地下自動車道の排水ポンプ入り口は、地下自動車道本線に接しており、入室するためには、その都度、交通規制が必要となることから日常点検が行えない状況にあります。このため、年 1 回の 12 ヶ月点検のみでは設備の管理に不安な点があることから、平成 20 年度の排水設備の点検は、12 ヶ月点検と同様の内容で年 4 回実施することとしました。単価については、点検内容が同じであることから同一単価を設定しています。

今回、平成 20 年度の保守点検結果報告書の内容を確認したところ、実施した 4 回の点検のうち 1 回は 12 ヶ月点検の内容をすべて実施していましたが、残りの 3 回は 1 ヶ月点検と同等の内容による点検であることが判明しました。

都の職員が保守点検内容を確認し、履行されていない場合は、公社の現場の代理人に対し、指示・指導を行い適切な対応を図るべきものと考えていますが、今回は、都の職員による保守点検内容の確認に誤りがあったものです。

今後は「地下道路施設管理業務委託仕様書」に点検内容を明確にするとともに、点検結果の確認を確実に行っていきます。」との説明を受けた。また、12 ヶ月点検の単価については、平成 19 年度の単価は水中ポンプの台数を誤って積算して起工金額を算出したことによる積算ミスによるものであり、平成 20 年度の単価が正しいものであることが今回の調査で判明した。

④換気設備点検について

(表 4-8) 換気設備点検の実施内容 (新橋地下自動車道)

種別	平成 19 年度		平成 20 年度	
	1 ヶ月	12 ヶ月	3 ヶ月	12 ヶ月
頻度 (年間)	11 回	1 回	4 回	1 回
単価 (円)	4,100	9,800	3,270	20,200
契約金額 (円)	45,100	9,800	13,080	20,200
契約金額計(円)	54,900		33,280	
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気ファン制御盤の外観及び塗装状態、表示灯・計器の点検、盤内の点検、動作試験、警報表示装置 ・ 換気設備の停止時の外観点検、基礎、伝達機構の点検、運転時の異常音・臭気、振動の点検、フレーム軸受の温度点検、軸受音の点検、計器の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気ファン制御盤の目視及び操作による点検、測定・試験、各部の増締め及び清掃 ・ 以下、1 ヶ月点検と同様 	平成 19 年度の 1 ヶ月点検と同様 (同じ点検シートを使用)	平成 19 年度の 12 ヶ月点検と同様 (同じ点検シートを使用)

換気設備の点検頻度を平成 19 年度は 1 ヶ月点検、12 ヶ月点検の 2 種別計 12 回実施していたところを年 5 回に減らし作業の効率化が図られ、契約金額も下がっている。

平成 19 年度の 12 ヶ月点検と平成 20 年度の 12 ヶ月点検は、点検内容が同じだが、単価が約 2 倍に上がっている。これは、建設局によると平成 19 年度は「換気設備」、「空調設備」の種類ごとに計上していたが、平成 20 年度では「空調設備」

の点検内容を「換気設備」に含め「換気設備」として計上したことと、平成 20 年度の 12 ヶ月点検の点検回数の誤計上（3 ヶ月点検 1 回分の過大）によるものとのことである。

上記の 4 項目の定期点検について、施設別の契約金額の推移を取りまとめた一覧表を以下の（表 4－9）～（表 4－12）に示す。

⑤定期点検の契約金額の変更について

（表 4－9）地下道路施設管理業務における受変電設備の施設別契約金額

（単位：円）

施設名	平成 19 年度 (A)	平成 20 年度 (B)	差異 (B-A)
新橋地下自動車道	15,600	21,700	6,100
東銀座地下自動車道	27,600	32,600	5,000
宝町地下自動車道	-	-	-
八重洲地下自動車道	-	-	-
江戸橋地下自動車道	-	-	-
日比谷地下自動車道	-	-	-
日比谷共同溝	-	-	-
銀座地下歩道	-	-	-
本町地下横断歩道	-	-	-
江戸橋地下横断歩道	-	-	-
あやめ橋地下横断歩道	-	-	-
入船橋排水場	-	-	-
計	43,200	54,300	11,100

(表4-10) 地下道路施設管理業務における照明設備の施設別契約金額 (単位:円)

施設名	平成19年度 (A)	平成20年度 (B)	差異 (B-A)
新橋地下自動車道	57,900	28,200	△29,700
東銀座地下自動車道	48,600	27,000	△21,600
宝町地下自動車道	67,250	44,700	△22,550
八重洲地下自動車道	67,250	46,700	△20,550
江戸橋地下自動車道	86,350	49,400	△36,950
日比谷地下自動車道	125,300	52,900	△72,400
日比谷共同溝	31,400	16,900	△14,500
銀座地下歩道	129,000	109,000	△20,000
本町地下横断歩道	-	(22,700)	-
江戸橋地下横断歩道	-	(8,000)	-
あやめ橋地下横断歩道	-	(21,600)	-
入船橋排水場	6,980	900	△6,080
計	620,030	375,700	△244,330

(注) カッコ内の金額は合計に算入していない。

(表4-11) 地下道路施設管理業務における排水設備の施設別契約金額 (単位:円)

施設名	平成19年度 (A)	平成20年度 (B)	差異 (B-A)
新橋地下自動車道	46,700	109,600	62,900
東銀座地下自動車道	9,600	45,600	36,000
宝町地下自動車道	42,460	19,400	△23,060
八重洲地下自動車道	42,460	24,300	△18,160
江戸橋地下自動車道	70,400	150,800	80,400
日比谷地下自動車道	45,100	256,000	210,900
日比谷共同溝	-	(160)	-
銀座地下歩道	24,200	77,600	53,400
本町地下横断歩道	-	(13,700)	-
江戸橋地下横断歩道	-	(8,000)	-
あやめ橋地下横断歩道	-	(4,700)	-
入船橋排水場	34,100	13,700	△20,400
計	315,020	697,000	381,980

(注) カッコ内の金額は合計に算入していない。

(表 4 - 1 2) 地下道路施設管理業務における換気設備の施設別契約金額 (単位: 円)

施設名	平成 19 年度 (A)	平成 20 年度 (B)	差異 (B-A)
新橋地下自動車道	54,900	33,280	△21,620
東銀座地下自動車道	-	(340)	-
宝町地下自動車道	-	-	-
八重洲地下自動車道	-	-	-
江戸橋地下自動車道	-	-	-
日比谷地下自動車道	104,200	46,900	△57,300
日比谷共同溝	-	(4,500)	-
銀座地下歩道	38,800	9,100	△29,700
本町地下横断歩道	-	-	-
江戸橋地下横断歩道	-	-	-
あやめ橋地下横断歩道	-	(4,500)	-
入船橋排水場	-	(4,500)	-
計	197,900	89,280	△108,620

(注) カッコ内の金額は合計に算入していない。

上記のとおり、起工金額の単価算出段階における複数の積算ミスと委託業務の履行段階で受変電設備点検、照明設備点検、排水設備点検において請求内容と実際の点検内容が異なるケースが発見された。

起工金額の単価算出段階においては、起工起案書において複数人のチェックがなされているが、平成 20 年度の起工起案書には、基準変更に伴う点検頻度や単価の変更点について記述がなされておらず、単価の設定根拠にまで踏み込んだチェックがなされていなかったのが現状である。

過年度から継続した契約において、点検頻度や単価設定を大幅に変更する場合は、起工起案書に前年度からの変更理由を明記するなど、委託費の算出過程の透明性向上を図るべきである。

また、定期点検の点検記録には公社の現場代理人の確認印、委託完了届には建設局の監督員 1 名、確認者 2 名の確認印が押印されているが、チェック機能が有効に働いていない状況である。

請求内容と異なる業務の実施は、委託業務の適切な履行に反する行為であり、本来であれば、都は「建設局監督基準・同解説」に定める指示書に準じて指示し、措置状況等の確認を行うべきであった。

指 摘（２）委託業務の履行状況の確認について

平成 19 年度の新橋地下自動車道における照明設備点検の請求内訳書では 9 月に 6 ヶ月点検が実施されたことになっており請求内容も 6 ヶ月点検の単価で請求されているが、実際の点検記録では 1 ヶ月点検が実施されていた。

また、平成 20 年度においては、排水設備点検の 12 ヶ月点検を年 4 回実施したとして、12 ヶ月点検の単価で 4 回の請求がなされていたところ、そのうち 1 回は 12 ヶ月点検の内容を実施していたが、残りの 3 回は 1 ヶ月点検と同等の内容による点検であることを発見した。同様に平成 20 年度の変電設備点検については、12 ヶ月点検を実施すべきところを 1 ヶ月点検の内容の点検のみ実施し、12 ヶ月点検の単価で請求がなされていることを発見した。

点検記録には財団法人東京都道路整備保全公社の現場代理人の確認印、委託完了届には建設局の監督員 1 名、確認者 2 名の確認印が押印されているが、チェック機能が有効に働いていない状況である。

請求内容と異なる業務の実施は、委託業務の適切な履行に反する行為であり、本来であれば、「建設局監督基準・同解説」に定める指示書に準じて指示し、措置状況等の確認を行うべきであった。

委託業務の履行状況の確認は、例えば請求内容と点検記録の突き合わせを行うなど厳正にチェックし、チェックした記録を残すべきである。また、適切に履行されていない場合は、「建設局監督基準・同解説」に定める指示書に準じて指示し、措置状況等の確認を徹底されたい。

意 見（９）起工金額の積算誤りについて

起工金額の単価算出段階において複数の積算誤りが発見された。

起工金額の単価算出段階においては、起工起案書において複数人のチェックがなされているが、平成 20 年度の起工起案書には、基準変更に伴う点検頻度や単価の変更点について記述がなされておらず、単価の設定根拠にまで踏み込んだチェックがなされていなかった。

過年度から継続した契約において、点検頻度や単価設定を大幅に変更する場合は、起工起案書に前年度からの変更理由を明記するとともに単価の計算根拠を添付するなど、委託料の算出過程の透明性の向上を図られたい。

(3) 日常巡視・定期点検報告書への記録写真の添付について

地下道路施設管理業務の実施報告として、月次で日常巡視・定期点検報告書が公社から東京都第一建設事務所に提出されている。上記報告書には点検種別ごとに点検実施日、保守点検項目、保守点検内容、判定結果が記載された点検シートが添付されており、公社の現場代理人による確認印が押印されている。

また、点検が実際に実施された証拠として作業写真が添付されている。作業写真の内容としては、例えば、蛍光灯の交換について「交換前」、「交換中」、「交換後」の3段階で作業の様子を写真に撮るなど詳細な内容となっている。

点検の実施確認として作業写真を残すことは重要であるが、上記のような蛍光灯の交換など実際に現地を視察して確認可能な軽微な作業についてまで詳細な作業経過写真を残す必要性は低い。

意見(10) 日常巡視・定期点検報告書への記録写真の添付について

地下道路施設管理業務の実施報告として、月次で日常巡視・定期点検報告書が財団法人東京都道路整備保全公社から東京都第一建設事務所に提出されており、点検が実際に実施された証拠として作業写真が添付されている。作業写真の内容としては、例えば、蛍光灯の交換について「交換前」、「交換中」、「交換後」の3段階で作業の様子を写真に撮るなど詳細な内容となっている。

点検記録として作業写真の添付を求める保守点検内容を精査し、必要性の高い作業写真のみ報告書への添付を求めるなど、点検作業の効率化を図りたい。

(4) 既済部分出来高種別内訳書における出来高の記載方法について

地下道路施設管理業務の委託完了届が毎月末に公社から第一建設事務所に提出され、建設局の確認者の確認のうえ、請求・支払いが実施されることとなっている。委託完了届には、「既済部分出来高種別内訳書」と計画・実績が記載された「工程表」が添付されている。

上記添付資料のうち、「既済部分出来高種別内訳書」については、出来高部分として当月分の出来高金額と出来高割合を記入するフォーマットとなっているが、累計での出来高割合を記入する欄が設けられていない。

累計での出来高割合は、委託業務の進捗状況を把握する重要な数値となるため、履行状況の確認を確実に行うという観点から、出来高割合については、累計での割合についても把握できるようなフォーマットにすべきである。

意見(11) 既済部分出来高種別内訳書における出来高の記載方法について

毎月末に財団法人東京都道路整備保全公社から第一建設事務所に提出される委託完了届には、「既済部分出来高種別内訳書」と計画・実績が記載された「工程表」が添付されているが、「既済部分出来高種別内訳書」については、当月分の出来高割合を記入する欄はあるが、累計での出来高割合を記入する欄が設けられていない。

累計での出来高割合は、委託業務の進捗状況を把握する重要な数値となるため、履行状況の確認を確実に行うという観点から、出来高割合については、累計での割合についても把握できるようなフォーマットに改定されたい。

5 東京都板橋四ツ又駐車場の委託業務について

(1) 精算方式による契約及び予算の妥当性について

板橋四ツ又駐車場は、「東京都板橋四ツ又駐車場における徴収事務等の委託に関する協定」により特命で財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）に管理委託されている。委託業務の内容は以下のとおりである。

- ① 車両保管業務
- ② 駐車料金収納管理業務
- ③ 警備業務
- ④ 清掃業務
- ⑤ 設備運転・管理業務
- ⑥ 防火管理業務
- ⑦ 環境管理業務
- ⑧ 漏水箇所調査及び対応

支払いは四半期ごとの概算払いにより行われ、委託業務完了後、年度末に精算がなされる。駐車場の駐車料金収入は都に帰属する。

四半期ごとの概算払いは、都と公社との協定締結後に公社より提出される年間の執行計画書及び四半期ごとの執行計画書に基づき支払われる。

建設局によると板橋四ツ又駐車場の管理委託の予算額は、毎年夏に、翌年度の板橋四ツ又駐車場の運営に必要な業務内容や金額に関して、建設局が公社へのヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえ、過去の実績や予算額等をベースに、年度によって異なる維持・補修や予想を超える支出への対応などを加味して算定するとされている。概算払いの根拠となる概算額調書は、協定を締結する際に、改めて新たな維持・補修等の必要性の有無や決算等を踏まえ、都の予算額の範囲内で決定することとなっている。

建設局より提出を受けた平成 20 年度における当初概算額見積の算出プロセスを示す資料は、以下の(表 5-1)に示すとおりである。都の平成 20 年度予算は 65,320 千円、公社の平成 20 年度の見込額は 55,892 千円であり、最終的に追加工事等を調整し 57,419 千円となった。

(表5-1) 建設局より提示された当初概算額の決定根拠資料 (平成20年度)

(単位:千円)

種別	都予算額	公社見込額	当初概算額	備考
駐車料金徴収 事務等	36,195	37,150	35,940	都予算内調整
施設保守業務	8,202	5,005	5,005	公社見込み同額
清掃業務等	16,419	3,335	3,335	公社見込み同額
補修工事	4,504	1,700	4,200	(追加) 蓄電池交換 250万円
事務費	-	6,040	6,205	12.8%
消費税	-	2,662	2,734	5%
計	65,320	55,892	57,419	

概算額の算出過程において、民間企業による駐車場管理コストとの比較や参考見積りでの徴収などによる概算額の妥当性の検証は行われておらず、契約締結時に算出される当初概算額は(表5-2)に示すとおり、平成18年度から平成20年度にかけて毎年度増加する傾向にある。

(表5-2) 板橋四ツ又駐車場に係る予算額、当初概算額、精算額等の推移

(単位:千円)

年度	予算額 (A)	当初概算額 (B)	概算受託料 (通期) (C)	精算額 (D)	精算残額 (C-D)	予実比較 (A-D)
平成18年度	65,333	53,577	53,577	49,316	4,260	16,016
平成19年度	65,036	55,950	54,088	50,720	3,367	14,315
平成20年度	65,320	57,419	57,384	50,126	7,258	15,193
平成21年度	64,188	60,581	-	-	-	-

精算額はほぼ横ばいであるが、精算残額は平成19年度から平成20年度にかけて倍増している。多額の精算残額が出ている中で、精算額が5,000万円前後の契約に対し、精算額ベースで1,500万円もの余裕のある予算額を計上することは、都の歳入が減り、経費削減が求められる現在の財政状況において不適切である。

また、精算額における人件費等は、すべて実費で精算されているため、実際に駐車場に勤務した人員の給与の額に応じて精算額は変動する仕組みになっている。そのため、駐車料金徴収事務における人件費の精算額が平成19年度から平成20年度にかけて(表5-3)のとおり370万円程度大きく減額されるような状況が発生しているが、これは、開設当初の平成14年度から板橋四ツ又駐車場に配属されてい

た係長級の電気主任技術者の定年退職に伴い、一般職の電気主任技術者が配置されたためである。

(表 5 - 3) 駐車料金徴収事務における人件費の推移 (平成 19 年度～平成 20 年度)
(単位：千円)

種別	内訳	精算額		差異 (B-A)
		H19 年度(A)	H20 年度(B)	
駐車料金徴収 事務	職員 1 名、嘱託 2 名	17,906	14,176	△3,729

経費を実費で精算することのメリットはあるが、前述のように職員の入れ替わりにより、委託費が大きく変動してしまう状況は望ましくない。人件費については、業務内容に求められる職能に応じた基準単価等に基づいて委託費が支払われるべきであると考え。

板橋四ツ又駐車場の管理委託業務の業務内容及び精算額の推移から考えると、委託費の変動要因が比較的少ないことが想定される業務内容であり、概算払いによる精算方式を採用する必要性は乏しいと考える。

建設局としては委託費の算出プロセスを見直し、委託費の見積もりの精度を上げることで委託費の節減を図るとともに、支払い方法についての精算方式を改めるなど委託費の節減に最も適した支払い方法の適用を検討すべきである。また、現在は「東京都板橋四ツ又駐車場における徴収事務等の委託に関する協定」により特命で公社に委託されているが、建設局において将来的には指定管理者制度への移行が検討されていることを見据えて、更なる委託費節減の努力を図るべきである。

意見（12）精算方式による契約及び予算の妥当性について

板橋四ツ又駐車場は、「東京都板橋四ツ又駐車場における徴収事務等の委託に関する協定」により特命で財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）に管理委託されており、支払いは四半期ごとの概算払いにより行われ、委託業務完了後、年度末に精算がなされる。

精算額はほぼ横ばいであるが、概算額の算出過程において、民間企業による駐車場管理コストとの比較や参考見積もりの徴収などによる概算額の妥当性の検証は行われておらず、契約締結時に算出される当初概算額は、平成18年度から平成20年度にかけて毎年度増加しており、精算残額は平成19年度から平成20年度にかけて倍増している。多額の精算残額が出ている中で、精算額が5,000万円前後の契約に対し、精算額ベースで1,500万円もの余裕のある予算額を計上することは、都の歳入が減り、経費削減が求められる現在の財政状況において不適切である。

また、精算額における人件費等は、すべて実費で精算されているため、実際に駐車場に勤務した人員の給与の額に応じて精算額は変動する仕組みになっている。そのため、駐車料金徴収事務における人件費の精算額が平成19年度から平成20年度にかけて370万円程度大きく減額されるような状況が発生しているが、職員の入れ替わりにより、委託費が大きく変動してしまう状況は望ましくない。人件費については、業務内容に求められる職能に応じた基準単価等に基づいて委託費が支払われるべきであると考えます。

建設局としては委託費の算出プロセスを見直し、委託費の見積もりの精度を上げることで委託費の節減を図るとともに、支払い方法については精算方式を改めるなど委託費の節減に最も適した支払い方法の適用を検討されたい。また、現在は「東京都板橋四ツ又駐車場における徴収事務等の委託に関する協定」により特命で公社に委託されているが、建設局において将来的には指定管理者制度への移行が検討されていることを見据えて、更なる委託費節減の努力を図られたい。

(2) 業務の引き継ぎについて

板橋四ツ又駐車場の駐車料金徴収事務における臨時職員の人件費が(表5-4)に示すとおり年々増加している。

(表5-4) 臨時職員の人件費の推移(精算額ベース) (単位:千円)

項目	平成20年度		平成19年度		平成18年度
	精算額	前期比	精算額	前期比	精算額
臨時職員 4名	11,021	326増加	10,695	136増加	10,559

臨時職員の人件費の増加理由は、平成19年度から駐車場サービスの更なる向上を目指し、駐車券の発券補助や精算補助に取り組んだため、臨時職員の超過勤務が平成18年度と比べ年間で98時間(月平均8時間)増加したことと、平成20年度には、設備担当の業務が増大し、電気主任技術者が駐車場業務に携わる時間が減少したことにより、駐車場業務を臨時職員が超過勤務で行ったため、平成19年度と比較し年間で222時間(月平均18.5時間)増加したことによるものであるとの説明が、公社からあった。

設備担当業務増大の理由としては、①定年退職により開設当初から板橋四ツ又駐車場の電気主任技術者として配属していた係長から一般職の職員へと変更となったことにより、駐車場の全設備の現状把握を行った、②開設から7年を経過し電気設備、換気設備等の部品が耐用年数を迎え、機器の交換や設備の保守点検にかかる時間が増大した、③不足していた電気関係のマニュアル整備等を行った、④電気料金の削減を図るため、設備の運転時間の見直しを実施したなどの理由が挙げられている。

上記理由のうち、①及び③については、係長から一般職の職員への変更に起因するものであり、内容としては、係長から一般職職員への引き継ぎが適切に行われていれば日常業務の中で対応可能であったと考える。特に電気関係のマニュアル等は、業務実施にあたり当然備えておくべきものであり、本来開設当初から配属されている係長が整備しておくべきであった。係長から一般職の職員への引き継ぎについては、旧担当者が現場に赴き説明しながら、主に口頭による引き継ぎを行ったのみであり、文書による引き継ぎは行われていないとのことである。また、公社において、引き継ぎに関するルールについて特に明文化されたものはない。

団塊の世代の大量退職を控え、公社のみならず、都全体でベテラン職員の退職に伴うノウハウの喪失が大きな問題となることが予想されるため、ベテラン職員の退職に備え、適切な引き継ぎが行われるよう引き継ぎルールの整備と円滑な引き継ぎ

の実施が求められる。

意見（13）業務の引き継ぎについて

板橋四ツ又駐車場の駐車料金徴収事務における臨時職員の人件費が年々増加している。

臨時職員の人件費の増加理由は、平成 19 年度から更なる駐車場利用の向上を目指し、駐車券の発券補助や精算補助に取り組んだため、臨時職員の超過勤務が平成 18 年度と比べ年間で 98 時間（月平均 8 時間）増加したことと、平成 20 年度には、設備担当の業務が増大し、電気主任技術者が駐車場業務に携わる時間が減少したことにより、駐車場業務を臨時職員が超過勤務で行ったため、平成 19 年度と比較し年間で 222 時間（月平均 18.5 時間）増加したことによるものである。

設備担当業務増大の主な原因は、係長から一般職の職員への変更に起因するものであり、内容としては、係長から一般職職員への引き継ぎが適切に行われていれば日常業務の中で対応可能であったと考える。特に電気関係のマニュアル等は、業務実施にあたり当然備えておくべきものであり、本来開設当初から配属されている係長が整備しておくべきであった。

団塊の世代の大量退職を控え、財団法人東京都道路整備保全公社のみならず、都全体でベテラン職員の退職に伴うノウハウの喪失が大きな問題となることが予想されるため、ベテラン職員の退職に備え、適切な引き継ぎが行われるように、マニュアルの整備と引き継ぎルールの整備とを日常業務の中で図られたい。

(3) 日報の記載内容について

板橋四ツ又駐車場では、毎日の駐車台数や収入状況、勤務状況などを記載する「集計表」が日次で作成されているが、毎日実施される清掃業者による作業状況や駐車場内での事故・クレームなどを記録する作業日報のような書類が作成されていない。

下請け業者による作業は、都からの委託業務の一部であり、下請け業者の管理責任は元請けである公社にあることから、下請け業者による作業の実施状況は、例えば日報のような形で記録すべき事項である。

また、駐車場内での事故やクレームについては、安全管理や顧客満足度に関わる重要情報であるため、発生状況や対応状況について適時に記録すべきである。

意見(14) 日報の記載内容について

板橋四ツ又駐車場では、毎日の駐車台数や収入状況、勤務状況などを記載する「集計表」が日次で作成されているが、下請け業者による作業の実施状況や駐車場内での事故・クレームなどを記録する作業日報のような書類が作成されていない。

下請け業者による作業は、都からの委託業務の一部であり、下請け業者の管理責任は元請けである財団法人東京都道路整備保全公社にあることから、下請け業者による作業の実施状況は、例えば日報のような形で記録すべき事項である。

また、駐車場内での事故やクレームについては、安全管理や顧客満足度に関わる重要情報であるため、発生状況や対応状況についても日報等に適時に記録すべきである。

(4) 漏水への対応について

板橋四ツ又駐車場において、漏水等のトラブルが発生した場合は、建設局は公社から随時報告を受けるとともに、平成 20 年度からは、駐車場の車室の状況や利用状況が把握できるよう「管理月報」により報告を受けている。建設局としては、漏水等のトラブルが発生した場合は、その対応のために、必要に応じ現場に赴いて状況等の確認をしている。

平成 20 年度の「管理月報」によると漏水による閉鎖車室数は（表 5 - 5）に示すとおりである。

（表 5 - 5）板橋四ツ又駐車場における閉鎖車室数の推移（平成 20 年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
閉鎖車室数（台）	8	8	8	8	8	8	8	8	9	15	15	15

建設局によると、平成 21 年 3 月に公社が漏水対応の簡易補修を施したとのことであり、平成 21 年 10 月に実施した駐車場の往査時には閉鎖車室数は 3 台に減少していることを確認した。しかしながら平成 20 年度は 4 月時点で 8 台の車室が閉鎖されており、平成 21 年 1 月時点で 15 台に増加している状況から年間通じて漏水への対応がなされていない。板橋四ツ又駐車場の駐車台数は 200 台であるが、うち定期貸しが 140 台、時間貸しが 60 台である。漏水による車室閉鎖の影響を受けるのは主に時間貸しの 60 台であることを考えると 15 台は時間貸しの 25%に該当した。

「東京都板橋四ツ又駐車場徴収事務等委託仕様書」によると、業務内容として「漏水箇所調査及び対応」が含まれているが、具体的には「漏水箇所の確認、車室の閉鎖及び開放」のみ委託業務の範囲とされているため、公社としては、漏水箇所の報告を都に行い、車室の閉鎖を行うこと以上の対応は、仕様上は取れない内容となっている。漏水補修は原則、抜本的な改善は首都高速道路株式会社ないし建設局が対応することとなっているが、抜本的な改善方法が難しいことから、公社で簡易補修を行っているとのことである。

漏水対応が遅れた理由として、年度当初から漏水箇所の確認を行っていたが、利用状況から 12 月頃までは車室制限で対応が可能であったため、補修工事は行わなかったとの説明を公社から受けた。1 月から漏水箇所が多くなってきたことから、簡易補修工事の準備を行い年度末に簡易補修工事を実施したとのことである。

上記の説明によると、1 月から 3 月については、漏水箇所が多くなり車室の利用に影響が出始めると予想される状況が見受けられ、本来であれば年度末を待たずに

迅速な漏水対応を実施すべきところであった。漏水は経年とともに増加することが予想されるため、今後は、車室の利用に影響が出始めると予想された段階で、迅速な漏水対応を実施すべきである。

意見（15）漏水への対応について

板橋四ツ又駐車場における閉鎖車室数は、平成20年度4月時点で8台、平成21年1月時点で15台に増加しており年間通じて漏水への対応がなされていなかったが、平成21年3月に財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が漏水対応の簡易補修を施した結果、平成21年10月に実施した駐車場の往査時には閉鎖車室数は3台に減少していることを確認した。板橋四ツ又駐車場の駐車台数は200台であるが、うち定期貸しが140台、時間貸しが60台である。漏水による車室閉鎖の影響を受けるのは主に時間貸しの60台であることを考えると15台は時間貸しの25%に該当した。

「東京都板橋四ツ又駐車場徴収事務等委託仕様書」によると、業務内容として「漏水箇所調査及び対応」が含まれているが、具体的には「漏水箇所の確認、車室の閉鎖及び開放」のみ委託業務の範囲とされているため、公社としては、漏水箇所の報告を都に行い、車室の閉鎖を行うこと以上の対応は、仕様上は取れない内容となっている。漏水補修は原則、抜本的な改善は首都高速道路株式会社ないし建設局が対応することとなっているが、抜本的な改善方法が難しいことから、公社で簡易補修を行っているとのことである。

漏水の簡易補修は公社で実施している実態に合わせて仕様書の内容を見直すとともに、迅速な漏水対応を実施し、駐車場の稼働率の向上を図られたい。

6 無電柱化事業について

(1) 無電柱化事業の概要

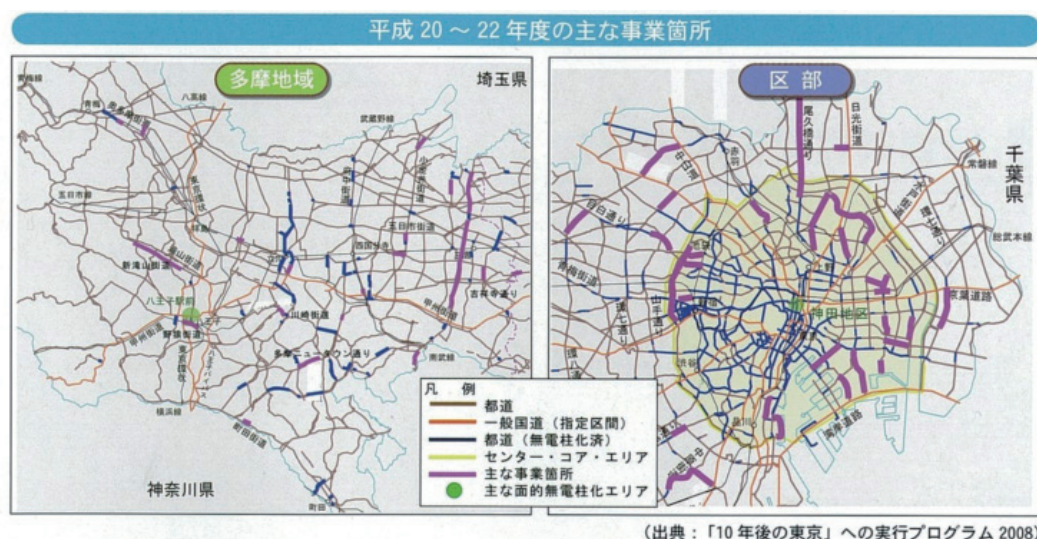
道路上に張り巡らされた電線類は都市景観を損ね、立ち並ぶ電柱は歩行者や車イスの通行の妨げとなり、また、災害時の電柱倒壊は、安全確保や電力・通信の安定供給の妨げとなることから、建設局は「10年後の東京」計画に基づき都内の無電柱化を進めている。

無電柱化により、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出、都市防災機能の強化が図られるとしており、新設拡幅する都道の他、既設都道のうち都市計画道路として完成している都道及び都市計画線のない都道について、無電柱化の目的を踏まえ、下記の区間を優先して無電柱化を進めていくとしている。

- ・センター・コア・エリア内
- ・利用者の多い主要駅周辺
- ・緊急輸送道路
- ・道路修景事業などとの施行箇所
- ・区市町村の無電柱化との連携箇所等

平成20年度から平成22年度の主な事業箇所は以下の(図6-1)に示すとおりである。

(図6-1) 無電柱化の主な事業箇所



当該事業の財団法人東京都道路整備保全公社(以下「公社」という。)による受託は、都が掲げる「10年後の東京」計画に基づいて、平成19年度より開始してい

る。平成 19 年度及び平成 20 年度は事業の初期で、対象事業箇所を選定並びに電線共同溝予備・詳細設計及び試掘調査を行っている段階であるが、一つのエリアの標準工程は、予備・詳細設計の後、支障移設工事、電線共同溝本体工事、引込・連系管工事・入溝・抜柱、本復旧工事の各段階を経るもので、完成までに 8 年を要するものとされている。なお、センター・コア・エリア内の無電柱化は平成 27 年度までに完了することを目標に進められている。

(2) 無電柱化事業における公社の事務費について

無電柱化事業は、建設局と公社との間で、無電柱化事業の委託に関する基本協定が締結され、事業が包括的に公社に委託されて実施されることになっている。無電柱化事業の委託に関する基本協定は平成 19 年 4 月に締結されているが、具体的な事業箇所や契約金額に関しては年度協定が毎年締結され、年度末に実費精算される。

平成 20 年度の協定額は当初 630,000 千円であったが、平成 20 年度中の協定変更で 656,250 千円に増額され、最終的な精算額は 640,503 千円であった。

平成 20 年度の無電柱化事業の協定額及び精算額は以下の（表 6 - 1）に示すとおりである。

（表 6 - 1）平成 20 年度における無電柱化事業の協定額及び精算（単位：千円）

項 目	当 初 協定額	変更後 協定額	増 減	備 考	精算額
調査設計費 (直接設計費)	473,000	481,000	8,000	施工延長の変更、試掘調査の新規計上、前倒しに伴うもの	478,355
事 務 費	127,000	144,000	17,000	事務所家賃の変動に伴うもの	131,647
小 計	600,000	625,000	25,000		610,003
消 費 税	30,000	31,250	1,250		30,500
合 計	630,000	656,250	26,250		640,503

公社は、都の道路行政を補完するパートナーであること、道路行政に精通し、無電柱化に関するノウハウを豊富に有する団体であることから無電柱化事業を行う事業者となっているものであるが、本事業を独占的に行っている以上、できる限り事務費の削減に努める義務があるものとする。

事業に占める事務費の割合は、変更後協定額でみた場合、約 23%となっており、建設局は、他の契約と比較して当該事務費が適正な水準にあるかどうか、検証したうえで、経費削減の観点からも、常に適切に公社を指導監督すべきである。

例えば、平成 20 年度の協定変更で事務費が 17,000 千円増額されているが、内容は、事業の本格始動に伴い、無電柱化事業の管理にかかわる人員が 22 名に増加したため、もともと本社が入居している新宿のビルの一部を借り増したことによるものである。

借り増したフロアの 1 平米あたり賃借料は、平成 7 年に借りたフロアと比較し

て、大幅に高くなっている。

協定額の事務費の増額は 17,000 千円だが、実際に増額した賃借料はそれをはるかに上回る金額で、借り増した床で実施する業務の約半分が無電柱化事業にかかわるものであるという実態に基づき、負担額が取り決められた。

協定額を変更する際の原議は、単に事務所家賃の変動に伴う協定額の変更を承認しているのみで、そこに至った背景の記載がなく、当時、事務所の増床に関して、経済性の観点から十分な検討が行われたかどうか不明であった。

例えば、22 名のうち、12 名は公社の固有職員であり、既存の事務スペースの配置替えで済ませることのできた可能性も探るべきであったと考える。

また、賃借料の水準は平成 7 年の入居時に比べ大幅に高くなっており、その適正性に関しても、十分に検討すべきであり、場合によっては、より負担が少なくて済む物件を近辺に探す努力をもすべきではなかったかと考える。

既存の家賃に比べ大幅に高い水準で事務所の借り増しを行い、それに伴う協定額の変更を行うような場合、建設局は、他に選択の余地がないかどうか、経済性の観点から十分な検討を行い、その際の資料を原議に整理保存しておくべきであったと考える。

委託費の算定において重要な影響を及ぼす公社の賃借料に関しては、次回の賃借料更新の時期において、その時点の近隣の不動産市況を勘案しながらも、重要な検討課題とすべきと考える。

意見（16）無電柱化事業における公社の事務費について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）は、都の道路行政を補完するパートナーであること、道路行政に精通し、無電柱化に関するノウハウを豊富に有する団体であることから無電柱化事業を行う事業者となっているものであるが、本事業を独占的に行っている以上、できる限り事務費の削減に努める義務があるものとする。

事業に占める事務費の割合は、変更後協定額でみた場合約 23%となっており、建設局は、他の契約と比較して当該事務費が適正な水準にあるかどうか、検証したうえで、経費削減の観点からも、常に適切に公社を指導監督すべきである。

平成 20 年度の協定変更で事務費が 17,000 千円増額されているのは、無電柱化事業の本格始動により、同事業の管理にかかわる人員が 22 名に増加したため、本社の入居している新宿のビルの一部を借り増したことによるものであるが、22 名のうち 12 名は公社の固有の職員であり、既存の事務スペースの配置替えで済ませることのできた可能性も探るべきであったと考える。また、賃借料の水準は平成 7 年の入居時に比べ大幅に高くなっている。

協定額を変更する際の実議は、単に事務所家賃の変動に伴う協定額を承認しているのみで、そこに至った背景の記載がなく、当時、事務所の増床に関して、経済性の観点から十分な検討が行われたかどうか不明であるが、既存の家賃単価に比べ相当高い金額で事務所の借り増を行い、それに伴う協定額の変更を行うような場合、建設局は、他に選択の余地がないかどうか、経済性の観点から十分な検討を行い、その際の資料を原議に整理保存しておくべきであったと考える。

委託費の算定において重要な影響を及ぼす公社の賃借料に関しては、次回の賃借料更新の時期において、その時点の近隣の不動産市況を勘案しながらも、重要な検討課題とすべきと考える。

(3) 無電柱化事業における契約前の電力・通信事業者等との事前交渉について

無電柱化事業には、調整、調査・設計、積算、工事発注、工事監督等の業務があり、そのうち、調査・設計に関しては、公社から民間事業者に各業務を委託している。平成20年度の事業箇所30か所のうち、契約件数は28件であり、増額の変更は19件、減額の変更は8件、変更なし1件であった。

公社から民間事業者への発注は、原則的に指名競争入札で行われており、業者選定上の問題はないと思われるが、やむを得ないものを除き、契約後の増額変更は、契約の透明性の観点から問題があるのみならず、工期の遅れや事業費の増大などを招くもので、できる限り避けるべきものである。

変更内容は以下の(表6-2)に示すとおりである。

(表6-2) 平成20年度無電柱化事業の契約一覧

(単位：千円)

工事件名	契約金額	変更金額	増減額	変更理由
特例都道第480号線(港南五～東品川五)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	13,000	13,719	719	埋立地であり、発生土に有害物質の危険があるため土壌調査を追加した。
主要地方道第316号線(芝浦三～港南一)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	19,523	27,590	8,066	区間に接して潮路橋架替工事が行われていたが、平成21年度に完成する見込みとなり、電線共同溝整備が可能となったことから一体的に整備することが合理的と判断し追加した。
主要地方道第316号線(東品川一)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	14,600	14,717	117	電線共同溝設置に際し支障となる既存の街路樹が移植可能か判断するため、街路樹診断を追加した。
主要地方道第317号線(北品川三)電線共同溝予備設計及び試掘調査	10,000	12,599	2,599	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。
主要地方道第10号線(永代一)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	7,600	7,292	△ 308	特殊部の応力計算が不要となった。
主要地方道第10号線(北砂七～東砂五)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	20,440	19,453	△ 987	特殊部の応力計算が不要となった。また、試掘調査の一部が夜間施工から昼間施工となった。
主要地方道第10号線(東砂七～東砂六)電線共同溝詳細設計	6,700	6,740	40	照明設計を追加
主要地方道第10号線(南砂四)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	19,800	20,411	611	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。
主要地方道第304号線(豊洲一・東雲一～東雲二)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	18,900	19,545	645	当該路線は埋立地であることから、現地発生土に有害物質が含まれている可能性があるため土壌調査を追加した。測量を追加した。
主要地方道第304号線(豊洲四～豊洲五)電線共同溝予備設計及び試掘調査	13,000	15,078	2,078	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。
主要地方道第306号線(北砂二)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	15,600	14,897	△ 703	試掘調査の一部が夜間施工から昼間施工に変更し、特殊部の応力計算が不要となった。
主要地方道第306号線(新砂一～新砂二)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	12,800	12,529	△ 271	特殊部の応力計算が不要となった。
特例都道第477号線(東砂二～東砂五)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	33,000	32,745	△ 255	特殊部の応力計算が不要となった。
主要地方道第306号線(亀戸三)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	15,000	14,611	△ 389	特殊部の応力計算が不要となった。
特例都道第461号線(吾妻橋二)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	9,500	8,380	△ 1,120	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所の減が生じた。特殊部の応力計算が不要となった。
主要地方道第50号線(新大橋一～森下三)電線共同溝予備設計及び試掘調査	19,000	22,175	3,175	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。
主要地方道第319号線(木場五～潮見一)電線共同溝予備設計及び試掘調査	21,000	23,218	2,218	埋設物の位置確認のため、試掘深さの変更が生じた。
主要地方道第319号線(潮見一～辰巳二)電線共同溝予備設計及び試掘調査	20,500	6,483	△ 14,017	試掘調査の施工について地元自治会との調整に時間を要したため繰越が生じた。 ※平成20年度は、測量を追加したが試掘調査が上記理由により繰越したため全体では大幅な減額となった。

(単位：千円)

工事件名	契約金額	変更金額	増減額	変更理由
特例都道第453号線(亀戸三)電線共同溝予備設計及び試掘調査	10,700	12,204	1,504	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。
特例都道第461号線(堤通二)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	15,298	17,594	2,296	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。
主要地方道第313号線(根岸二～荒川三)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	17,000	19,598	2,598	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。
特例都道第437号線(池之端二)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	11,600	13,628	2,028	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。 パーキングが支障となるため利用実態調査を追加した。
特例都道第461号線(千住曙町～千住仲町)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	23,800	29,544	5,744	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所を追加が生じた。
特例都道第461号線(千住宮元町～千住元町)電線共同溝予備設計及び試掘調査	14,670	22,316	7,646	各企業者と調整を重ねた結果、配線計画の延伸が生じたことから試掘箇所の追加が生じた。
主要地方道第313号線(町屋三～町屋六)電線共同溝詳細設計及び試掘調査	9,123	9,123	0	
主要地方道第313号線(千住桜木町二丁目～千住元町)主要地方道第314号線(浅草七丁目～今戸一丁目)電線共同溝予備設計及び試掘調査	15,000	17,058	2,058	各企業者と調整を重ねた結果、特殊部(人孔)の配置計画の変更が生じたことから試掘箇所の追加が生じた。
特例都道第437号線(大塚三～大塚四)特例都道第457号線(千駄木三～西日暮里五)電線共同溝予備設計及び試掘調査	20,800	24,389	3,589	各企業者と調整を重ねた結果、不忍通りにおいて片側から両側に変更した。
主要地方道第8号線(早稲田鶴巻町～関口一)・特例都道第436号線(小石川二)電線共同溝予備設計及び試掘調査	17,500	20,718	3,218	各企業者と調整を重ねた結果、新目白通りにおいて片側から両側に変更した。
合計	445,455	478,355	32,900	

変更原因を確認したところ、試掘後判明した地盤の状況による予期せぬ計画変更など、そのほとんどはやむを得ないことが原因と思われたが、中には事前に調整しておけば回避できたのではないかと思われるものも見受けられた。

例えば、特例都道第437号線(大塚三～大塚四)特例都道第457号線(千駄木三～西日暮里五)電線共同溝予備設計及び試掘調査委託契約(契約金額：20,800千円)については、契約変更金額は3,589千円の増加となった。

この変更理由を確認したところ以下のとおりの回答があった。

「特例都道第437号線(大塚三～大塚四)について、当初計画では、北側は単独地中化が終了していることから南側の整備計画であった。

しかし、一部通信系の企業の電線が残置され、電柱が未撤去状態であるため、整備を進める必要があったこと、また、事業者調整会議において2者(企業)以上から参画の申し出があったことから、道路管理者(都)との協議の結果、北側も整備対象とする計画に変更した。」とのことであった。

要するに、北側は事業者による単独地中化が終了しているという前提で当初事業範囲に入れていなかったが、実は北側の電柱は未撤去であり、また調査の結果地中化を望む複数の事業者が存在したため、事業範囲に含めることとしたことから契約変更となったものである。

北側を無電柱化の当初の整備対象に含めなかった理由は、電線共同溝の入溝希望の確認は、(北側を含めて) 南側の委託業務に含まれており、東京電力、NTT の主要な北側の電線管理者からは、事前に単独地中化済みとの回答を得ていたためであるが、もともと他の電線管理者の入溝希望が複数あった場合には、電線共同溝整備を行うこととなっていた。

他の通信事業者(CATV 事業者等) への確認は、事業者数が 100 社にも及ぶため、当該委託業務で確認することとしていたが、事前に、東京電力、NTT の主要な北側の電線管理者からは、単独地中化済みとの回答を得ていたため当初範囲を南側のみとしたものである。

当該委託において、電線の移設先が決まらず、北側に電線を残していた電線管理者を含む各電線管理者へ、あらためて入溝希望を確認したところ、北側に入溝を希望する電線管理者が 3 者あり、北側へも電線共同溝の整備が必要となることが確認されたため、設計変更を行ったとしている。

特例都道第 437 号線(大塚三～大塚四) について、北側に電線を残していた電線管理者は限られており、入溝希望をあらかじめ確認していれば、最初から北側・南側合わせての契約が可能だったと考える。

当該無電柱化の整備にあたっては、対象路線の状況を事前に把握してから、整備対象を設定し、契約すべきであったと思われる。

確かに、委託発注にあたっては、特殊部(マンホール) の位置・箇所数、車道横断部の箇所数など、机上で考えられる概略数量で積算している一方、実際の工事は、実際の試掘データ等をもとに関係事業者や地元住民等との調整を重ねながら設計内容を収れんし確定していくものであるため、試掘調査後に確定することを前提としている面もあり、契約額の変更はある程度想定されるものであることは事実である。

しかし、事前の調整があれば変更をしなくて済むものは、適切に事業箇所を設定し積算した上で、発注すべきと考える。

今後、公社は、地元や電力・通信事業者等との事前調整をできる限り図ることにより、契約金額や工期に大幅な変更が生じないようにさらに留意すべきと考える。

意見（17）無電柱化事業における契約前の電力・通信事業者等との事前交渉について

無電柱化事業には、調整、調査・設計、積算、工事発注、工事監督等の業務があり、そのうち、調査・設計に関しては、財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）から民間事業者へ各業務を委託している。平成20年度の事業箇所30箇所のうち、契約件数は28件であり、増額の変更は19件、減額の変更は8件、変更なし1件であった。

事業の性質上、契約後の変更は常に想定されるものの、契約後の増額変更は、契約の透明性の観点から問題があるのみならず、工期の遅れや事業費の増大などを招くもので、やむを得ないものを除き、できる限り避けるべきものであるが、事前に調整しておけば回避できたと思われるものの中には見受けられた。

例えば、特例都道第437号線（大塚三～大塚四）特例都道第457号線（千駄木三～西日暮里五）電線共同溝予備設計及び試掘調査委託契約（契約金額：20,800千円）については、道路の片側から両側への変更により、契約変更金額は3,589千円の増加となった。

当該無電柱化の整備にあたっては、対象路線の状況を事前に把握してから、整備対象を設定し、契約すべきであったと思われる。

今後、公社は、地元や電力・通信事業者等との事前調整をできる限り図ることにより、契約金額や工期に大幅な変更が生じないようにさらに留意するべきと考える。

7 会社の直営駐車場について

(1) 会社の運営する駐車場について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）の運営する駐車場には、自社所有や行政財産使用許可、道路占用許可等を受けて運営している直営駐車場、指定管理者の選定を経た指定管理者駐車場、庁有車等の受託駐車場の3種がある。平成20年度におけるそれぞれの駐車場数、収容台数、収入は、(表7-1)のとおりであり、合計214場の駐車場の運営により、年間3,958,836千円の収入を得ている。

(表7-1) 会社の運営する駐車場数、収容台数、収入（平成20年度）

区分	駐車場数	収容台数	収入（千円）
直営駐車場	203 場	10,036 台	3,033,552
指定管理者駐車場	5 場	1,045 台	820,450
庁有車等受託駐車場	6 場	766 台	104,834
合計	214 場	11,847 台	3,958,836

(表7-2) 駐車場区分別収入等（平成20年度）

(単位：千円)

区 分	収入 ①	直接経費 ②	営業所 経費 ③	粗利益 ④= ①-②-③	本社 経費等 ⑤	当期利益 ④-⑤	
直 営	行政財産	563,810	448,537	55,590	59,683	106,120	△46,437
	普通財産	498,998	406,700	49,809	42,489	73,682	△31,193
	高架下	1,317,279	629,143	130,221	557,915	308,472	249,443
	道路予定地	106,659	39,548	10,418	56,693	32,671	24,022
	受託	60,429	39,318	5,909	15,202	12,276	2,926
	自用地	301,119	184,478	30,220	86,421	59,965	26,456
	その他	185,258	124,567	18,200	42,491	36,442	6,049
	小計	3,033,552	1,872,291	300,367	860,894	629,628	231,266
指定管理者	820,450	818,185	16,932	△14,667	100,797	△115,464	
受託	104,834	92,571	-	12,263	17,501	△5,238	
合計	3,958,836	2,783,047	317,299	858,490	747,926	110,564	

(注) 1 営業所経費及び本社経費等は一定の基準により按分した金額である。

2 本社経費等には公益事業繰出金 141,340 千円及び法人税等 94,419 千円を含んでいる。

3 指定管理者駐車場の直接経費には都への納入金 311,779 千円を含んでいる。

駐車場の区分別収入、経費、当期利益は、(表7-2)のとおりであり、収入から直接経費 2,783,047 千円及び営業所経費 317,299 千円を差し引いた粗利益は 858,490 千円である。これらの駐車場の本社経費等は 747,926 千円である。

最も収入の多い直営駐車場は収入 3,033,552 千円から 629,628 千円の本社経費等を負担してなお 231,266 千円の当期利益が出ている。特に直営駐車場のうち、高架下駐車場は、308,472 千円の本社経費等を負担してなお 249,443 千円の当期利益を生んでいる。

(2) 高架下駐車場について

公社は、道路の高架下の占用許可を都から得て、池袋六ツ又駐車場など 102 か所の高架下駐車場（オートバイ駐車場を含む）を運営し、年間 1,317,279 千円（平成 20 年度）の収入を得ている。高架下占有は、占有物件の直上を車両等が通行するため、防災上、また道路の管理上も好ましいものではなく、従前の占有許可基準では占有主体について道路管理者と「同等の管理能力がある」者に限定していたことから、公社が高架下の占有許可を受けて駐車場を運営してきた。

高架下の道路の占有に対する都への占有料の支出額は 257,453 千円であるが、この金額は東京都道路占有料等徴収条例（昭和 27 年制定）及び同条例第 3 条の規定による減免措置の基準（昭和 47 年制定）に基づき 2 分の 1 だけ減免されているため、同額が減免されていることになる。

減免の理由は、高架下の道路占有により都道に整備される駐車場について、

- ① 繁華街など特に駐車場需要の高い地区における駐車場不足の解消を図る
- ② 幹線道路における違法路上駐車をなくし、スムーズな交通を確保することにより、交通渋滞の解消に寄与する
- ③ 周辺道路や住宅地においても違法路上駐車を極力減らすことにより、交通の流れを確保し、事故の危険を少なくする

など、公益的な役割を担っていることによる。

減免措置が 2 分の 1 であることについては、国道における減免の考え方になっている。当初の制定時においては駐車場が少なく、駐車場の整備を促進するため、2 分の 1 を減免することが公益にかなっていたと思われる。しかし、その後駐車場が増え、利益が生じている稼働実態からみて、今日においては合理的であるとは思われない。

なお、減免の規定は、できる規定であり、2 分の 1 を減免しなければならないわけではない。

公社の高架下駐車場の運営による当期利益は、減免額とほぼ同額の 249,443 千円（粗利益 557,915 千円）であり、ちょうど占有料の減免相当分だけ、公社は利益を得ている計算となっている。さらにこの当期利益は、本社経費等を 308,472 千円差引いた後の利益である。

高架下駐車場は、無人管理の駐車場が多いため直接人件費は 47,174 千円で、粗利益は 557,915 千円であるが、収入比按分により営業所人件費として 122,835 千円、本社人件費として 115,690 千円、合計 238,525 千円の人件費を負担している。

高架下駐車場について、平成 21 年 3 月の占有許可基準改定までは、公社に許可した主な理由として、道路管理者である国や自治体と「同等の管理能力がある」とし、許可期間が 5 年であることから継続していると説明されている。

平成 21 年 1 月 26 日付国道利第 17 号及び第 19 号により改定された国土交通省の直轄国道の高架下占有許可基準においては、占有主体は「高架の道路の保全に支障を生じることがないよう占有物件を適確に管理することができる」と認められる者であること。また、高架下の占有により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、橋脚の損傷等の点検等を適確に行うことができる者」とし、講習を受けるなどした民間事業者も占有許可を受けられるようになっている。

これを受け、都も、平成 21 年 3 月 27 日に高架道路下の占有許可の取扱いを定め、高架下の占有主体を、「高架の道路の保全に支障を生じることがないよう、占有物件を適正に管理することができる」とともに、高架下の日常的な点検等を道路管理者にかわりの確に行うことができる者」としたが、この改定後に新たに占有許可をした事例はない。

意見（18）高架下駐車場の運営について

財団法人東京都道路整備保全公社は、高架下駐車場の運営により、当期利益 249,443 千円を計上しており、かつ、本社経費等差引前の粗利益が損失である駐車場はオートバイ専用駐車場など約 1 割しかなく、また、占有許可基準が改定されたことから、民間事業者に占有許可して任せることが可能と考える。

都は、占有許可基準を改定したことを踏まえ、高架下占有による駐車場運営について、民間事業者の参入を促すための工夫を検討されたい。

高架下駐車場の運営により利益が生じていることを前提とすれば、全ての高架下駐車場の占有料を 2 分の 1 減免する必要もないと考える。よって、2 分の 1 減免については、制度制定から相当の期間経過していることも踏まえて、見直しを検討すべきである。

8 会社の特定資産について

(1) 将来の用途が明確でない特定資産について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）の特定資産の内訳（平成21年3月末）は、（表8-1）のとおりである。

このうち、納税充当引当金、利子補給積立金については、必要に応じて積立・取崩をしている事実が確認できた。

なお、利子補給積立金は、駐車場整備基金果実活用事業における総合駐車対策事業及び利子補給事業に充当するための積立金であり、総合駐車対策事業については平成25年度までの期限付き事業に充当するものである。

しかし、財政調整基金積立金 2,324,516 千円、収益還元公益事業積立金 500,000 千円、道路事業還元積立金 150,000 千円、先駆的駐車場づくり積立金 180,000 千円などは、使用目的は定められているものの、監査時点においては、将来の具体的な用途が定められておらず、駐車場の運営等で得た利益を積み立てている状態となっている。

(表 8 - 1) 公社の特定資産の内訳 (平成 21 年 3 月末)

(単位:千円)

特定資産名	金額	内容及び根拠
基本財産積立金	17,561	将来的に基本財産に充当するため、基本財産及び基本財産積立金に発生した利息を積み立てている積立金
財政調整基金積立金	2,324,516	(1) 公社事業の目的達成のため、必要と認める建設事業に投資する場合 (2) 都道管理事業遂行の補完を必要と認めた場合 (3) 前各号のほか各会計の財政事情により特に必要と認めた場合
納税充当引当金	115,589	法人税等の支払いに充当するための積立金
退職給付積立金	681,054	職員の退職等に伴う退職手当の支払いに充当するための積立金
施設補修準備金	310,000	自社所有駐車場における大規模な施設補修工事に充当するための積立金
労務災害等見舞金	40,000	労務災害等で生じる見舞金に充当するための積立金
収益還元公益事業積立金	500,000	収益還元の公益事業を持続的・発展的に実施するための積立金
道路事業還元積立金	150,000	道路事業を安定的かつ効率的に実施し、道路行政への支援を継続して行うための積立金
先駆的駐車場づくり積立金	180,000	駐車場事業において、都への施策への協力や、民間事業者に先駆けた先進的な取り組みを継続的に推進していくための積立金
利子補給積立金	2,850,000	駐車場整備基金果実活用事業における総合駐車対策事業及び利子補給事業に充当するための積立金

これらの積立金の主な原資は、都有地の駐車場運営や新宿駅西口広場活性化事業による収益が元になっている。

年度の収支差額と積立金の増減の推移は、(表 8 - 2) のとおりである。

(表 8 - 2) 公社の積立金及び収支差額の推移

(単位：百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	残高	
年度の収支差額	886	771	422	441	266	△448	△52		
積立金 増減	財政調整基金 積立金	+300 -220	+344	+147	+233	+22	+438	+16	2,324
	施設補修準備 金	+50	+100	+50	+50	—	—	—	310
	収益還元公益 事業積立金	—	—	—	—	—	+500	—	500
	道路事業還元 積立金	—	—	—	—	—	+150	—	150
	先駆的駐車場 づくり積立金	—	—	—	—	—	+180	—	180

(注) (+) は積立、(-) は取崩。

このうち、財政調整基金積立金は、平成 7 年度に錦糸町の直営駐車場の建設に充当するために 1,122,072 千円、平成 14 年度に、当時公社が管理受託していた東京都駐車場のリニューアル工事のために 220,000 千円を取り崩して以降、取崩はない。収益還元公益事業積立金、道路事業還元積立金、先駆的駐車場づくり積立金は、平成 19 年度にそれぞれ 500 百万円、150 百万円、180 百万円設置以降、取崩実績が無い。

これらの積立金の合計は 30 億円以上であり、現在実施している公益事業（平成 20 年度予算：251,864 千円）の 10 年分以上に相当する。これについて、公社より今後 5 年間で 20 億円程度の使用を見込んでいるとの説明がされた。

意見（19）将来の使途が明確でない特定資産について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）の財政調整基金積立金、収益還元公益事業積立金、道路事業還元積立金、先駆的駐車場づくり積立金等の特定資産約 30 億円について、それぞれの使用目的は定められているものの、今後の公益認定次第の部分もあり、必ずしもすべてについて将来の具体的な使途が定められておらず、駐車場の運営等で得た利益を積み立てている状態となっている。

公社の特定資産のうち、将来、公益事業に使用する予定の部分については、都と協議の上、道路及び駐車対策に係る公益事業に使用する計画を明確に立て、適切に使用するようになされたい。

(2) 退職給付積立金について

退職給付積立金は職員の退職に伴う退職手当の支払いに充当するための積立金である。

平成 17 年度までは退職給付引当金は、期末退職給与の要支給額の 100%に相当する額を計上しており、積立金は退職給与引当金の相当額まで積み上げていた。しかし、平成 18 年度から退職給付会計を導入し、退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上することに変更したため、引当金の金額が減額となった。この会計基準の変更に伴い、退職給付積立金の取崩は行われておらず、(表 8-3) に示すとおり、平成 20 年度末の退職給付引当金残高 409 百万円の金額に対して、退職給付積立金は、681 百万円であり、退職給付引当金以上の退職給付積立金が 271 百万円、過大に計上されている状況である。

(表 8-3) 会社の退職給付積立金と退職給付引当金

貸借対照表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)			
		(単位: 円)	
(特定資産)		(固定負債)	
退職給付積立金	681,054,003	退職給付引当金	409,217,811

退職給付積立金の計上や取崩に関する要綱がなく、法人として職員の退職に伴う退職手当について、特定資産として積み立てておくかが明確に決められていないため、上記のように会計基準を見直し、より実態にあった引当金が計上されているにもかかわらず取り崩すことなく 271 百万円だけ必要額以上の積立を行っていることとなっている。

退職給付積立金について計上や取崩についての要綱を策定し、特定資産として適当な額が計上されることが望ましい。

指 摘 (3) 退職給付積立金について

財団法人東京都道路整備保全公社の退職給付積立金 681 百万円について、退職給付会計基準の見直しに伴い、負債である退職給付引当金を減額したが、特定資産の退職給付積立金は減額しなかった。そのため、退職給付積立金は 271 百万円だけ、引当金に対して過大となっている。退職給付積立金について特定資産として適当な額を計上されたい。

9 会社における税務上の利益積立金の計上について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）における平成 20 年度の法人税税務申告書の別表 5（一）利益積立金の計算に関する明細書において、税務上の利益積立金として処理しているものが、46,626 千円ある。

これは、平成 11 年度まで互助組合において計上されていた駐車場内の自動販売機の設置運営の販売手数料や首都高速回数券の売上等について、税務署より公社の益金として処理するように指導され、公社の確定申告において利益積立金として加算している残額である。現在、当該利益積立金は、每期互助組合の正味財産の減少額分を減算する処理を行っている。

自動販売機の販売手数料は、設置場所の使用料などの負担が公社となっている関係からいって、その収益は公社に帰属すべきものであり、平成 12 年度以降、互助組合から公社に移管しており、適切に処理されている。その際、平成 11 年度以前の駐車場内の自動販売機の販売手数料についても公社に移管しておくべきところ、互助組合に現預金として留保していたため、平成 20 年度まで税務上の申告加算をしているものである。

指 摘（4）会社における税務上の利益積立金の計上について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）における平成 20 年度の法人税税務申告書の別表 5（一）利益積立金の計算に関する明細書において、税務上の利益積立金として処理しているものが、46,626 千円ある。

これは、平成 11 年度以前の駐車場内の自動販売機の販売手数料についても公社に移管しておくべきところ、互助組合に現預金として留保していたため、税務上の申告加算をしているものである。

よって、当該資金は、単なる税務上の申告調整で済ませるのではなく、互助組合から公社に資金を移管すべきものとする。

10 公社におけるカフェテリアプラン制度と互助組合費用の負担について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）の互助組合は、常勤の役員、正規の職員、常勤嘱託、嘱託員及び組合長が指定した者をもって組織し、その実施規則において次のような事業を行うものとしており、費用の負担を定めている。

財団法人東京都道路整備保全公社互助組合に関する内規附則第3項実施規則
(平成21年4月1日最終改正)

(互助組合の事業)

第5条 内規附則第3項に規定する別に定める事業は次のとおりとする。

- (1) 出産祝金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 特別見舞金
- (4) 医療補助金
- (5) 脱退給付基金
- (6) 生計資金等貸付
- (7) 売店等事業
- (8) 食事券補助事業

2 互助組合は、前項に掲げるもののほか、組合員の自己啓発等を図るとともに豊かな職場生活を築くため次の事業を行う。

- (1) カフェテリアプラン

(費用の負担)

第6条 組合員は、互助組合の事業に要する費用を負担するものとする。

2 互助組合は、前項の規定による組合員の負担を、組合費として徴収する。

平成20年度の互助組合の一般会計の決算書における収入には、公社からのカフェテリアプランの交付金(公社は福利厚生費として処理)20,907千円と組合費192千円などが計上されている。支出の主なものは21,641千円のカフェテリアプラン費である。

このカフェテリアプランは、組合員1人当たり年間80,000円の補助を限度として平成12年度より導入されたものであり、現在以下の項目が個人の所得とみなされ、課税対象とされている。

(カフェテリアプランで個人所得として課税対象となっている項目)

生涯学習補助 (OA 教室等の補助)・自己啓発物資購入補助 (パソコン・プリンター・デジタルカメラ等の購入補助)・図書購入補助 (経営・資格・教養・小説等の図書購入補助)・介護補助 (介護用品・育児用品等の補助)・人間ドック補助 (人間ドックの自己負担分の補助)・元気回復事業 (ツアー旅行などの補助)・余暇活動補助 (懇親会等補助)・スポーツ施設利用補助 (スポーツクラブ等の施設利用)

互助組合で採用されているカフェテリアプラン制度について、公社において福利厚生費として互助組合に一括支出されたものの一部が、その使用段階において過度な福利厚生であると判断され、個人の給与所得として税務上取り扱われていることから、公社としては当該カフェテリアプラン制度についての見直しが必要と考える。

また、互助組合に関する内規附則第 3 項実施規則における第 5 条 (互助組合の事業) と第 6 条 (費用の負担) においても、平成 20 年度の収支決算書におけるような組合員の負担では、「組合員は、互助組合の事業に要する費用を負担する」に照らして、過少であると判断される。

なお、このカフェテリアプランの組合員 1 人あたりの補助限度額は、平成 21 年度に年間 40,000 円に減額されている。

意見 (20) 公社におけるカフェテリアプラン制度の見直しと互助組合費用の負担について

互助組合が財団法人東京都道路整備保全公社 (以下「公社」という。) 役職員のために行う福利厚生事業であるカフェテリアプラン制度は、組合員 1 人当たり年間 80,000 円の補助を限度として導入されたが、現在多くの項目が個人の所得とみなされ、課税対象とされている。

互助組合で採用されているカフェテリアプラン制度について、公社において福利厚生費として互助組合に一括支出されたものの一部が、その使用段階において過度な福利厚生であると判断され、個人の給与所得として税務上取り扱われていることから、組合員の負担割合をも含めて、公社としては早急にカフェテリアプラン制度について見直しが必要と考える。

1 1 公社が実施する寄付について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）は、駐車場事業等による収益をもとに、都内駐車場案内サイト「s-park」をはじめとする駐車対策の推進や、「みんなのやさしいみちづくり活動」支援事業、「地域主導のみちづくりフォーラム」の開催など、地域が取り組む美しいみちづくりへの支援等の公益事業を実施している。

こうした公益事業を実施する目的で、収益事業会計から公益事業会計へ、平成20年度は180,000千円を繰り入れている。

公社の公益事業費から、寄付及び協賛等として11,750千円支出されており、その多くは、道路及び駐車対策に係る寄付等である。

しかし、財団法人東京都歴史文化財団、財団法人東京都交響楽団に対して、数万～10万円の寄付を行っており、道路及び駐車対策の公益と直接的関係が薄いと思われる。

都が関係する団体との間で事業の協力関係が多少あるとはいえ、好ましい状態ではない。

公社の設立目的は、都における道路行政を補完するとともに、駐車対策の推進、都有地の有効活用等を通じて、都市再生と都市機能の維持増進に貢献することである。

公社設立の目的を実現するため、下記の事業を行うこととしている。

- ① 東京都及び区市町村等の委託による道路用地等の取得、道路の整備及び管理並びにこれらに関連する施設の維持保守及び監視業務に関すること。
- ② 道路工事等の材料の試験に関すること。
- ③ 東京都及び区市町村の委託による自動車及び自動二輪車等の駐車場（以下「駐車場」という。）の業務運営に関すること。
- ④ 駐車場の設置管理及び管理の受託に関すること。
- ⑤ 民間等における駐車場の整備に対する援助に関すること。
- ⑥ 道路及び駐車対策に関する調査、研究、知識の普及及び啓発に関すること。
- ⑦ 道路の渋滞解消対策及び駐車場の有効活用のため、駐車場情報等の提供を行うこと。
- ⑧ 都有地等及びこれに付帯する施設の管理並びに有効活用に関すること。
- ⑨ 道路、駐車場、都有地等の管理に関する付帯事業の経営
- ⑩ その他前条の目的達成に必要な事業

したがって、公社の行うべき公益事業は、駐車対策の推進及び道路に関する公益に資する事業である。

意見（21）公社が実施する寄付について

財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）の行うべき公益事業は、道路及び駐車対策の公益に資する事業であるが、公社の公益事業費の中には、道路及び駐車対策の公益とは直接的関係の薄い財団法人等への寄付が含まれている。

今後は、公社の設立趣旨に合った、道路及び駐車対策に関する公益に資する寄付かどうか精査したうえで、寄付を行うようにされたい。

1 2 「かちどき 橋の資料館」案内等に係る委託料の支払について

建設局は、財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）との協定により、「かちどき 橋の資料館」（以下「資料館」という。）の公開、管理・運営並びに勝鬨橋の橋脚内部の一般向け見学参加者への補助的業務と勝鬨橋及び隅田川の橋りょう群等の学生・技術者向け見学に関する業務委託をしている。

当該委託料の支払いに関しては、公社が作成する四半期ごとの現金計画書に基づき、建設局は、結果報告書で履行内容を確認のうえ、公社からの請求書により支払うこととなっている（協定書第 12 条）。

過去 3 年における四半期ごとの支払金額と決定年月日（支払日）は以下（表 1 2 - 1）のとおりである。

（表 1 2 - 1）過去 3 年における四半期ごとの支払金額と決定年月日（支払日）

【平成 18 年度】

年間	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
7,417,686 円	1,918,378 円	1,891,525 円	1,786,365 円	1,821,418 円
決定年月日	H18.10.31	H18.11.22	H19.1.10	H19.4.9

【平成 19 年度】

年間	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
7,109,164 円	1,803,300 円	1,803,300 円	1,768,621 円	1,733,943 円
決定年月日	H19.7.17	H19.10.11	H20.1.29	H20.5.21

【平成 20 年度】

年間	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
7,091,610 円	1,798,847 円	1,833,440 円	1,764,254 円	1,695,069 円
決定年月日	H21.4.23	H21.4.23	H21.4.23	H21.4.23

上記に対して、以下の事項が判明した。

- ① 平成 18 年度の第 1 四半期の決定年月日（支払日）が平成 18 年 10 月 31 日と通常年度に比較して遅くなっていた。建設局は協定書に基づき公社から平成 18 年度の第 1 四半期の請求書を平成 18 年 7 月に受領していたが、都の支払い事務遅れのため、支払時期が遅延した。
- ② 協定書によれば、四半期ごとに支払うべきところを、建設局は平成 20 年度分を一括して、平成 21 年 4 月 23 日に支払った。建設局は、公社から平成 20 年度の支払いについて、四半期ごとの請求書を受領していたが、都の支払い事

務遅れのため、支払時期が遅延した。

建設局の委託費の支払いについては協定書に記載のとおり、四半期ごとの会社からの請求に基づいて速やかに支払うように、支払い事務の適切な執行を徹底すべきである。また、会社においても請求しても入金がないものについては速やかに督促するような債権管理がなされていなければならない。

指 摘 (5) 「かちどき 橋の資料館」案内等に係る委託料の支払について

「かちどき 橋の資料館」案内業務等に係る委託料の支払に関しては、財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が作成する四半期ごとの現金計画書に基づき、建設局は、結果報告書で履行内容を確認のうえ、会社からの請求書により支払うこととなっている（協定書第 12 条）。

しかし、これに関して以下の事項が判明した。

- ① 平成 18 年度の第 1 四半期の決定年月日（支払日）が平成 18 年 10 月 31 日と通常年度に比較して遅くなっていた。建設局は協定書に基づき会社から平成 18 年度の第 1 四半期の請求書を平成 18 年 7 月に受領していたが、都の支払い事務遅れのため、支払時期が遅延した。
- ② 協定書によれば、四半期ごとに支払うべきところを、建設局は平成 20 年度分を一括して、平成 21 年 4 月 23 日に支払った。建設局は、会社から平成 20 年度の支払いについて、四半期ごとの請求書を受領していたが、都の支払い事務遅れのため、支払時期が遅延した。

建設局の委託費の支払いについては協定書に記載のとおり、四半期ごとの会社からの請求に基づいて速やかに支払うように、支払い事務の適切な執行を徹底すべきである。また、会社においても請求しても入金がないものについては速やかに督促するような債権管理がなされていなければならない。

<財団法人東京都公園協会に関する指摘と意見>

1 3 都立公園の指定管理者の選定対象の公園グループの分割について

建設局所管の都立公園等の指定管理者の選定については、平成 18 年度導入施設、平成 20 年度導入施設、平成 21 年度導入施設があり、現在、都立公園等では 94 公園等のうち、91 公園等に指定管理者制度が導入されており、直営で管理されている公園等は、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園及び神代植物公園の 3 公園である。その中において、以下の（表 1 3 - 1）で明らかであるように、財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が指定管理者として選定されている公園等は、74 公園等であり全体の 80% 以上のほとんど大部分を占めている。

（表 1 3 - 1）建設局所管の都立公園等の指定管理者制度導入状況

【平成 18 年度導入施設】

区分		選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	指定期間	応募数
都立公園	防災公園グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①木場公園②善福寺川緑地③和田堀公園④城北中央公園⑤光が丘公園⑥舎人公園⑦篠崎公園⑧葛西臨海公園	8	5 年	7
	都市部の公園グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①芝公園②戸山公園③東白鬚公園④猿江恩賜公園⑤亀戸中央公園⑥大島小松川公園⑦林試の森公園⑧蘆花恒春園⑨砦公園⑩祖師谷公園⑪善福寺公園⑫尾久の原公園⑬汐入公園⑭浮間公園⑮赤塚公園⑯石神井公園⑰大泉中央公園⑱東綾瀬公園⑲中川公園⑳宇喜田公園	20	5 年	5
	狭山丘陵グループ	公募	西武・狭山丘陵パートナーズ	②狭山公園②八国山緑地③東大和公園④野山北・六道山公園	4	5 年	9
	多摩丘陵グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①長沼公園②平山城址公園③小山田緑地④小山内裏公園⑤桜ヶ丘公園	5	5 年	5

区分		選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	指定期間	応募数
都立公園	武蔵野の公園グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①陵南公園②小宮公園③滝山公園④武蔵野中央公園⑤武蔵野公園⑥浅間山公園⑦府中の森公園⑧野川公園⑨武蔵野の森公園⑩小金井公園⑪狭山・境緑道⑫玉川上水緑道⑬東村山中央公園⑭武蔵国分寺公園⑮東大和南公園⑯六仙公園⑰秋留台公園	17	5年	6
	文化財庭園グループ	公募	(財) 東京都公園協会	①浜離宮恩賜庭園②旧芝離宮恩賜庭園③小石川後樂園④六義園⑤旧岩崎邸庭園⑥向島百花園⑦清澄庭園⑧旧古河庭園⑨殿ヶ谷戸庭園	9	5年	6
	夢の島熱帯植物館・夢の島公園	公募	日比谷アメニス夢の島グループ	夢の島公園(夢の島熱帯植物館と一体)	1	5年	6
	潮風公園 台場公園	公募	東京港埠頭・テレポートセンターグループ (注1)	②潮風公園②台場公園	2	5年	7
	駒沢オリンピック公園	特命	(財) 東京都スポーツ文化事業団 (注2)	駒沢オリンピック公園	1	5年 (注3)	—
都立動物園	特命	(財) 東京都動物園協会	①恩賜上野動物園②多摩動物公園③井の頭自然文化園④葛西臨海水族園	4	10年	—	
都立霊園	特命	(財) 東京都公園協会	①青山霊園②谷中霊園③雑司ヶ谷霊園④染井霊園⑤八柱霊園⑥八王子霊園⑦多磨霊園⑧小平霊園	8	5年	—	

区分		選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	指定期間	応募数
その他	青山葬儀所	公募	日比谷花壇グループ	青山葬儀所	1	5年	8
	瑞江葬儀所	特命	(財)東京都公園協会	瑞江葬儀所	1	2年 (注3)	—
	日比谷公会堂 大音楽堂	公募	大星ビル管理・共立・日比谷アメニス共同事業体	①日比谷公会堂②大音楽堂	2	5年	7
	夢の島熱帯植物館・夢の島公園	公募	日比谷アメニス夢の島グループ	夢の島熱帯植物館(夢の島公園と一体)	1	5年	6
合計					84		

(注1) 潮風公園・台場公園の指定管理者の名称は、平成19年3月までは埠頭公社・テレポートセンターグループ

(注2) 駒沢オリンピック公園の指定管理者の名称は、平成20年3月までは(財)東京都生涯学習文化財団

(注3) 駒沢オリンピック公園、瑞江葬儀所は、平成21年度からの指定期間

【平成20年度導入施設】

区分		選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	指定期間	応募数
都立公園	明治公園 青山公園	公募	(財)東京都公園協会	①明治公園②青山公園	2	3年	7
	大神山公園	公募	(財)東京都公園協会	大神山公園	1	3年	2
	横網町公園	特命	(財)東京都慰霊協会	横網町公園	1	3年	—
合計					4		

【平成 21 年度導入施設】

区分		選定方法	指定管理者	公園等の名称	施設数	指定期間	応募業者数
都立公園	日比谷公園	特命	(財) 東京都公園協会	日比谷公園 (都市部の公園グループに編入)	1	2 年	—
	代々木公園・水元公園	特命	(財) 東京都公園協会	①代々木公園②水元公園 (防災公園グループに編入)	2	2 年	—
合計					3		

現状、都市部の公園グループの選定単位については、上記の (表 1 3 - 1) のとおり、平成 18 年度導入施設の選定単位は 20 公園 (平成 20 年度以降の編入を除く) であり、武蔵野の公園のグループは 17 公園である。協定金額は、下記の (表 1 3 - 2) にあるように、年間で、都市部の公園グループは、約 16 億円で、武蔵野の公園グループは約 10 億円といった大規模の案件となっている。

(表 1 3 - 2) 各公園グループの協定金額

公園グループ名	協定金額
都市部の公園グループ (20 公園)	1,571,162 千円
武蔵野の公園グループ (17 公園)	1,005,986 千円

上記のような公園グループでは、当該指定管理期間を 5 年としていることと事業規模を考えると、応募各社の実施負担が大きいため、応募可能な事業者は限られることになるを考える。平成 18 年度導入施設の選定時には一定の応募者数 (5 者、6 者) を確保しているが、協会以外は、いずれも共同企業体での応募である。このため、規模を小さくすることで、単独企業での応募など、さらに参入事業者を増やすことができると考えられる。したがって、規模のメリットからくる経済性は必要であるが、今後はより多くの民間事業者の参入による競争性の確保という点にも配慮し、上記公園グループについては、いくつかの単位に分割して指定管理者の選定を行うことを検討されたい。

意見（２２）都立公園の指定管理者の選定対象の公園グループの分割について

現状、都市部の公園グループの選定単位については、20公園（平成20年度以降に編入される公園を除く）であり、武蔵野の公園のグループは17公園である。協定金額は、年間で、都市部の公園グループは、約16億円、武蔵野の公園グループは約10億円という大規模の案件となっている。

指定管理期間が5年で限りがあることと事業規模を考えると実施負担が大きい
ため、応募可能な事業者は限られることになると思われる。平成18年度導入施設の
選定時には一定の応募者数（5者、6者）を確保しているが、財団法人東京都公園
協会以外は、いずれも共同企業体での応募である。このため、規模を小さくするこ
とで、単独企業での応募など、さらに参入事業者を増やすことができると考えられ
る。したがって、規模のメリットからくる経済性は必要であるが、今後はより多く
の民間事業者の参入による競争性の確保という点にも配慮し、上記公園グループに
ついてはいくつかの単位に分割して指定管理者の選定を行うことを検討されたい。

1 4 都立公園等の再委託契約における競争入札の導入について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）は、都立公園等の指定管理者として、都立公園等の管理を行っている。協会によって管理されている都立公園等の平成 20 年度における指定管理委託費は、以下の（表 1 4 - 1）に示すとおりである。

（表 1 4 - 1）平成 20 年度都立公園・霊園委託費（当初）（単位：千円）

契約件名	選定方法	契約金額
平成 20 年度における都立木場公園外 61 公園の管理に要する費用に関する協定	公募	4,557,694
平成 20 年度における東京都多磨霊園外 7 霊園の管理に要する費用に関する協定	特命	1,261,301
合 計		5,818,995

上記の指定管理協定のうち、協会が外部に再委託している金額の推移は、以下の（表 1 4 - 2）に示すとおりとなっている。

（表 1 4 - 2）平成 20 年度都立公園等再委託費（単位：千円）

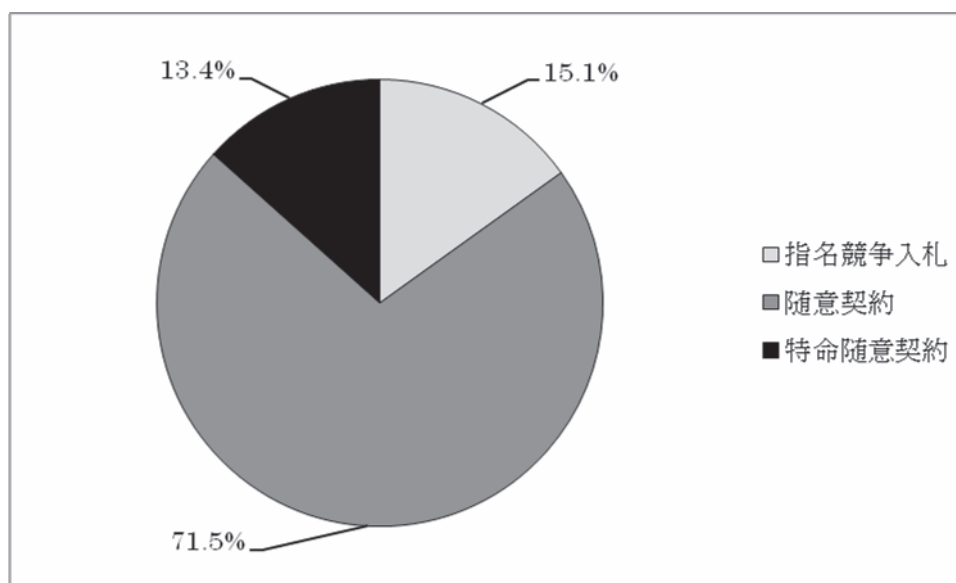
年 度	指名競争入札	随意契約	特命随意契約	合 計
平成 18 年度	903,946	819,880	267,954	1,991,781
平成 19 年度	989,565	1,094,661	432,824	2,517,051
平成 20 年度	1,418,206	832,821	419,527	2,670,554

各年度の協会の再委託契約を契約方式で分類してみると、（表 1 4 - 3）に示すようになっており、そのうち平成 20 年度を図示したものが（図 1 4 - 1）である。

(表 1 4 - 3) 過去 3 年間再委託契約件数契約方式別推移

年 度	指名競争入札	随意契約	特命随意契約	合計
平成 18 年度	99 件	535 件	105 件	739 件
	13.4%	72.4%	14.2%	100%
平成 19 年度	100 件	643 件	139 件	882 件
	11.3%	72.9%	15.8%	100%
平成 20 年度	129 件	613 件	115 件	857 件
	15.1%	71.5%	13.4%	100%

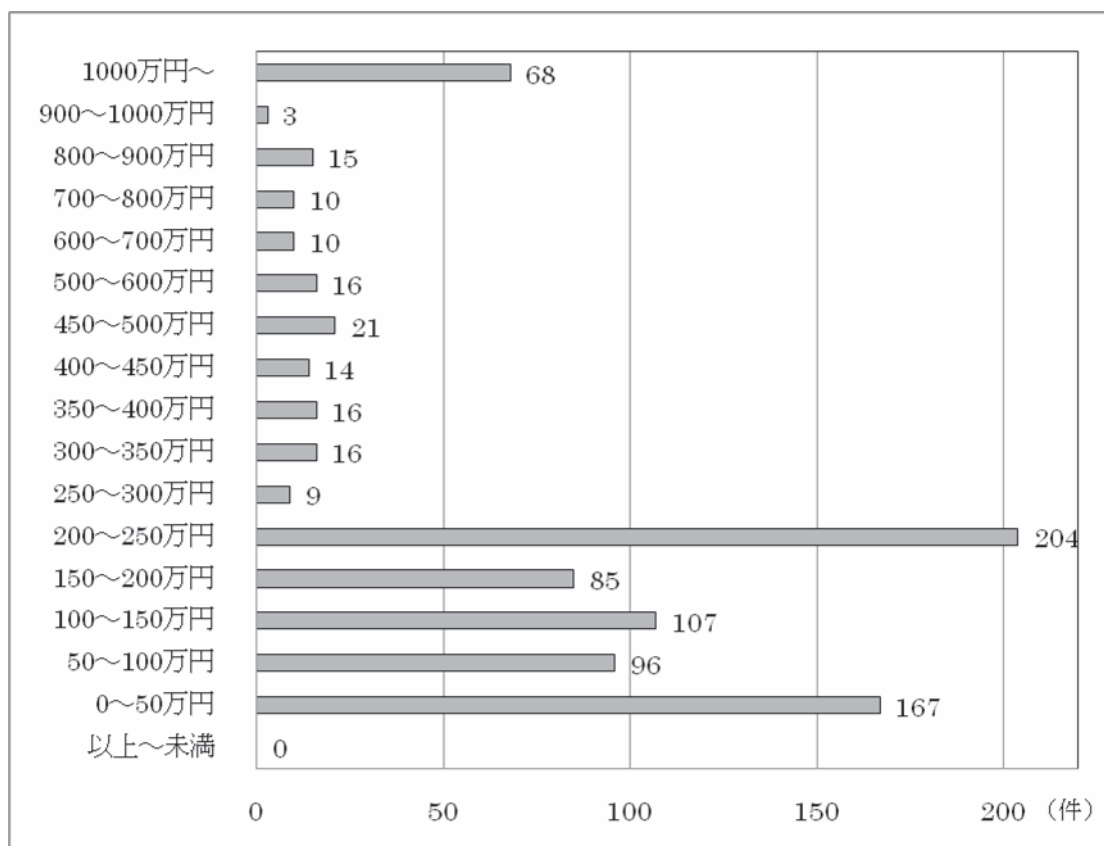
(図 1 4 - 1) 平成 20 年度再委託契約方式別割合



これらの表でもわかるように、再委託契約の中で随意契約が占める割合が平成 20 年度で 71.5%と極めて高いことがわかる。

さらに、平成 20 年度の再委託契約を金額別に分類したものは、(図 1 4 - 2) であり、競争入札に付すべき基準が 250 万円ということであるが 200 万円以上 250 万円未満の契約が多数見受けられた。

(図14-2) 平成20年度再委託契約予定価格分布



また、上記の予定価格が200万円以上250万円未満の契約204件のうち、240万円以上250万円未満に限ると135件もあり、66%を占めている。その内容を検証してみると、競争入札回避というべき随意契約が見受けられ、本来一つの契約で済むと考えられる同種の契約案件を複数に分割して、同一事業者と契約しているものがあつた。

以下、発見された事例を記載する。

① 小金井公園刈込手入委託のケース

小金井公園つつじ山広場ほか刈込物手入委託と小金井公園西口周辺ほか刈込物手入委託について、随意契約により事業者選定が行われ同一事業者に次のように発注されている。6月の起案については、ツツジ・サツキの開花を意識した時期に刈込を実施、7月の起案については、次期開花を見据え、開花後の徒長枝を刈り株物の形を整えるため、徒長枝が伸びた後に刈込を実施とのことであるが、3年連続同様の契約がなされており、毎年ほぼ同額が発生している手入であることより、目的は異なるとしても、両契約は一つの契約として競争入札を実施すべきであったと考える。

(表14-4) 契約概要

(単位:千円)

委託契約名	起案日	事業者名	予定価格	契約金額	契約率
小金井公園つつじ山広場ほか刈込物手入委託	平成20年 6月1日	A社	2,488	2,464	99.0%
小金井公園西口周辺ほか刈込物手入委託	平成20年 7月13日	A社	1,890	1,732	91.6%

② 殿ヶ谷戸庭園の剪定委託契約のケース

殿ヶ谷戸庭園の剪定委託契約は以下の契約に庭園内を分割して剪定しているが、いずれも随意契約により同一事業者が選定されている。外周高木剪定委託と開放公園ほか支障木処理委託とは、財源が補正予算と当初予算残との違いがあるため、分割して発注したとしているが、適切な樹木の年間管理計画に基づき契約をまとめて、競争入札を実施すべきであったと考える。

(表14-5) 契約概要

(単位:千円)

委託契約名	起案日	事業者名	予定価格	契約金額	契約率
殿ヶ谷戸庭園高木処理委託	平成20年 9月4日	B社	1,575	1,522	96.6%
殿ヶ谷戸庭園支障木処理工事	平成20年 10月6日	B社	2,310	2,257	97.7%
殿ヶ谷戸庭園外周高木剪定委託	平成21年 1月21日	B社	2,016	1,995	99.0%
殿ヶ谷戸庭園開放公園ほか支障木処理委託	平成21年 1月29日	B社	1,029	997	96.9%

③ 赤塚公園テニスコート補修工事のケース

赤塚公園テニスコートの補修工事については、テニスコート（No1）、（No2）の人工芝の張替工事であり、施工時期の違いは、赤塚公園テニスコート（No2）補修工事は当初計画にあり、赤塚公園テニスコート（No1）補修工事は予算執行が可能となったので実施したとの説明であった。しかし、予定価格は、いずれも入札基準である250万円わずか手前で随意契約とされ、同一事業者が発注されているが、年間修繕計画のもとで競争入札を実施すべきであったと考える。

（表14-6）契約概要

（単位：千円）

委託契約名	起案日	事業者名	予定価格	契約金額	契約率
赤塚公園テニスコート（No2）補修工事	平成20年 9月4日	C社	2,499	2,478	99.2%
赤塚公園テニスコート（No1）補修工事	平成21年 1月21日	C社	2,499	2,478	99.2%

④ 光が丘公園園地等清掃委託

光が丘公園の清掃委託については、光が丘公園園地等清掃委託契約は2,368万円で指名競争入札を実施しているが、他の清掃委託契約は、営業種目ごとや施工時期により桜花期清掃委託、水景施設ほか清掃委託、落ち葉清掃委託として250万円未満の随意契約で同一事業者が発注している。年間計画のもとで競争入札を実施すべきであったと考える。

（表14-7）契約概要

（単位：千円）

委託契約名	起案日	事業者名	予定価格	契約金額	契約率
光が丘公園水景施設ほか清掃委託	平成19年 1月23日	D社	2,490	2,478	99.5%
光が丘公園園地等清掃委託	平成20年 1月10日	D社	23,683	23,520	99.3%
光が丘公園桜花期清掃委託	平成20年 1月28日	D社	2,450	2,397	97.8%
光が丘公園落ち葉清掃委託	平成20年 10月2日	D社	1,600	1,573	98.3%

⑤ 武蔵国分寺公園武蔵の池手摺補修工事について

本契約は、武蔵国分寺公園の武蔵の池の手摺にフェンスを張る工事であるが、以下、いずれも緊急対応経費として同一事業者と随意契約されている。契約は、年度後半に予算の執行残高で対応できたことによる分割起案とされているが、工事内容は、武蔵の池の囲いの手摺の工事であり、箇所は違えども同一の仕事内容でもあり、年間計画のもとで競争入札すべきであったものとする。

(表 1 4 - 8) 契約概要

(単位：千円)

委託契約名	起案日	事業者名	予定価格	契約金額	契約率
武蔵国分寺公園武蔵の池手摺補修工事	平成 20 年 8 月 29 日	E 社	1,788	1,741	97.4%
武蔵国分寺公園武蔵の池北側手摺補修工事	平成 20 年 12 月 22 日	E 社	997	753	75.5%

⑥ 葛西海浜公園（港湾局所管）清掃委託のケース

葛西海浜公園の清掃委託は、営業種目ごとに分割されているが、同一事業者と 250 万円に極めて近い価格で随意契約されている。これらの契約は年間計画に基づき、競争入札を実施すべきものであったと考える。

(表 1 4 - 9) 契約概要

(単位：千円)

委託契約名	起案日	事業者名	予定価格	契約金額	契約率
葛西海浜公園園地清掃委託	平成 20 年 1 月 25 日	F 社	2,493	2,488	99.8%
葛西海浜公園便所等清掃委託	平成 20 年 4 月 30 日	F 社	2,483	2,481	99.9%

こうした協会の再委託契約の実態をみると、一つの公園の剪定業務や清掃業務等をさらに細分化して随意契約しているのでは、都が複数の公園をまとめて一つの委託契約としてスケールメリットを生かして経済性を追求させている趣旨を生かしているとはいえない。公益的な事業を遂行する都の監理団体である協会としては、経済性や効率性を考え再委託費の節減を図り、その節減できた金額を都の委託費の軽減や都民サービスの向上に結びつけていくことで、最終的には、都民に還元していく努力が必要なものとする。

意見（２３）都立公園等の再委託契約における競争入札の導入について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が指定管理者として、再委託契約を結ぶ際に随意契約で行っている契約の中に、競争入札に付すことが可能な契約が多数あった。

公益的な事業を遂行する協会として、少しでも再委託費の節減に努め、その節減できた金額を都の委託費の軽減や都民サービスの向上に役立てていくことが必要なものとする。今後は、契約単位を集約し競争入札による経済性の視点を加え再委託費の節減に努められたい。

1 5 庭園のライトアップの特命随意契約について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）は都の庭園の指定管理者となっている。協会における庭園のライトアップの事業者選定は特命随意契約となっており、平成 20 年度は以下の（表 1 5 - 1）にあるようにほぼ予定価格で契約されている。特命随意契約とした理由としては、「対象の庭園が国指定の文化財であるため、文化財保護の観点より、さまざまな規制があり、配慮しなければならないとともに、技術力や豊富な経験や内部の電気の知識が要請されるため」としている。

しかしながら、昨今、ライトアップの事業については、対応が可能である事業者が増えてきており、従来のように、特命随意契約として特定事業者を継続して選定する意義に乏しくなっている。現に浜離宮においてのライトアップについては平成 18 年度にプロポーザルを実施して見直している。

毎年、事業者を変更することは、運営上支障があるとしても、経済性の視点等からも、定期的に何社からかプロポーザルを受けて再選定することに努める必要がある。

（表 1 5 - 1）ライトアップの特命随意契約について

（単位：千円）

委託契約名	選定方法	事業者名	予定価格	契約金額	契約率
旧古河庭園春バラのライトアップ設備設置委託	特命	A 社	3,990	3,990	100%
六義園しだれ桜ライトアップ設備設置委託	特命	B 社	4,830	4,830	100%
六義園紅葉ライトアップ設備設置委託	特命	C 社	5,460	5,460	100%
浜離宮「桜イベント」ライトアップ委託（設置）	特命 （平成 18 年度 プロポーザル 実施）	D 社	2,184	2,100	96.2%
浜離宮「春のイベント」ライトアップ委託（撤去ほか）	特命 （平成 18 年度 プロポーザル 実施）	E 社	5,071	4,998	98.6%

意見（24）庭園のライトアップの特命随意契約について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）は都の庭園の指定管理者となっている。協会における都の庭園のライトアップの事業者は、文化財保護の観点からの規制があり、また豊富な経験等も必要とされるため特命随意契約としている。

しかしながら、昨今、ライトアップの事業については、対応が可能である事業者が増えてきており、従来のように、特命随意契約として特定事業者を継続して選定する意義に乏しくなっている。

毎年、事業者変更することは、運営上支障があるとしても、経済性の視点等からも、定期的に何社からかプロポーザルを受けて再選定することに努める必要がある。

1 6 上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託について

(1) 協会に対する特命随意契約の妥当性について

上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託（平成 20 年度の契約金額：9,094 千円）については、財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）への特命随意契約である。

上野恩賜公園において、野外ステージの利用案内、利用指導者等の充実、施設の適切な管理を図るため、以下の業務内容を行う契約である。

- ① 施設の開閉
- ② 施設の当日使用者の確認
- ③ 施設の利用指導及び不正利用の防止
- ④ 音響施設等の指導、使用状態の確認調整、保全等一般的維持管理
- ⑤ 控室の使用指導
- ⑥ 施設の一般的警備
- ⑦ 施設の日常清掃
- ⑧ 事故等緊急の際の連絡調整
- ⑨ 照明設備の消灯等最終確認
- ⑩ 業務報告書の提出
- ⑪ 苦情対応等及び対応報告

当該契約の特命理由は、次の 2 点である。

- ① 本件管理業務は公園管理者に準ずる臨機応変の対応力を必要とすること
- ② 協会が公園管理者に準じたノウハウと対応力を有していること

①の理由の詳細に、野外ステージの「可動式屋根や電源の老朽化が進み設備の故障も多く音響機器への高度な技術力も必要とする。（中略）

そのため、本件管理業務を的確かつ円滑に遂行するためには、公園管理者に準じた臨機応変の対応力を有し、公園管理業務にも精通したものでなければならない。」とあるが、公園管理業務には指定管理者制度が導入されており、協会以外にも精通した者がいる。

可動式屋根については、平成 20 年 7 月に可動式から固定式に変更されている。また、電源については、部分補修が可能である間は修繕を行わないこととしている。

そうした中で、「施設の老朽化に伴う不具合、電源設備の故障、また、音量による苦情、事故やクレームによる対応等に的確且つ迅速に対応してきた実績を持つ職員が多数いること」を特命理由とするのは妥当とは言い難い。

また、②の理由については、協会が、都立公園の管理運営を行ってきた団体であり、管理・運営双方で実績があることを理由として、他の事業者が本業務に関して、履行可能であるのか否かの具体的な検討を全く行っていなかった。

指 摘（6）上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託の特命随意契約について

上野恩賜公園野外ステージの可動式屋根は固定式に変更されており、電源の老朽化については、部分補修により対応していることから、特命理由とするのは妥当とは言い難い。また、財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が、都立公園の管理運営を行ってきた団体であり、管理・運営双方で実績があることを理由として、他の事業者が本業務に関して、履行可能であるのか否かの具体的な検討を全く行わないのは、委託先を決定する際の手続として不十分である。

よって、上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託については、通常のイベント会場の管理であることから、協会への特命随意契約を見直されたい。

(2) 委託契約仕様と契約金額の設定手法について

協会との上野恩賜公園野外ステージの業務委託契約では、仕様書に基づく年間契約日数が 308 日となっている。それに対する平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間におけるステージの稼働日数と契約金額は、(表 1 6 - 1) のとおりである。

(表 1 6 - 1) 上野恩賜公園野外ステージのステージ稼働日数と契約金額

区分	ステージ稼働日数	契約金額 (単位：千円)
平成 18 年度	119 日	9,765
平成 19 年度	113 日	9,345
平成 20 年度	98 日	9,094

平成 18 年度から、ステージの稼働日数は少しずつ減少し、また契約金額も年々低下している。しかし、実質的な稼働日数に関わらず、相当の金額で契約されている。特に、平成 20 年度は、結果的には、年間契約日数が 308 日に対し、稼働日数は約 3 分の 1 以下の 98 日 (ステージの稼働日のみの日数であり、下見及び注意事項等の説明や事前打ち合わせ、ステージに係る問い合わせ対応、客席の手入れ等の業務に関わる日数は除く) である。

前述の①から⑩までの委託業務内容は、Ⅰ. ⑥施設の一般的警備、⑦施設の日常清掃等のステージの稼働に直接かかわらない業務と、Ⅱ. ②施設の当日使用者の確認、③施設の利用指導及び不正利用の防止、④音響施設等の指導、使用状態の確認調整、保全等一般的維持管理、⑤控室の使用指導等、ステージの稼働に直接かかわる業務に分けることが可能である。

よって、日常業務とステージ関連業務に区分した業務費用の算定、また委託業務の分離等の検討、さらにステージ関連業務については、稼働実績に鑑みた精算方式や契約・委託手法について、業務の効率性、経済性を踏まえたうえで変更を検討し、委託費の節減に努める必要がある。

意見（25） 上野恩賜公園野外ステージの委託内容の見直しについて

平成18年度から、ステージの稼働日数は、少しずつ減少し、また契約金額も年々低下している。しかし、実質的な稼働日数に関わらず、相当の金額で契約されている。特に、平成20年度は、結果的には、年間契約日数が308日に対し、稼働日数は約3分の1以下の98日（ステージの稼働日のみの日数であり、下見及び注意事項等の説明や事前打ち合わせ、ステージに係る問い合わせ対応、客席の手入れ等の業務に関わる日数は除く）である。

また、上野恩賜公園野外ステージの委託業務内容は、Ⅰ．施設の一般的警備や施設の日常清掃等のステージの稼働に直接かかわらない日常業務と、Ⅱ．施設の当日使用者の確認、施設の利用指導及び不正利用の防止、音響施設等の指導、使用状態の確認調整、保全等一般的維持管理、控室の使用指導等、ステージの稼働に直接かわる業務に分けることが可能である。

よって、日常業務とステージ関連業務に区分した業務費用の算定、また委託業務の分離等の検討、さらにステージ関連業務については、稼働実績に鑑みた精算方式や契約・委託手法について検討し、委託費の節減に努められたい。

1 7 舎人公園トイレ緊急補修工事の契約について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）の書類によると、平成 18 年 8 月 21 日に舎人公園のトイレが「破損により利用ができず、緊急に補修を行う」こととされた。当該工事は、8 月 21 日付で契約金額 6,686 千円にて A 社に特命の緊急工事として発注され、A 社からは 8 月 22 日付で工事着手届・施工計画書が提出され、8 月 31 日付で工事完了届が提出されている。

しかし、協会における当該工事の起案書の作成日は、平成 18 年 12 月 11 日であり、契約書の契約日は、平成 18 年 12 月 18 日となっている。

さらに、原議には、保管されているべき A 社が作成した「写真撮影箇所内訳書」に基づく工事実績を示す写真一式が保管されておらず、書類上では、施工内容等を確認することはできなかった。

舎人公園の管理日誌及び協会からの報告によると、舎人公園のトイレ補修工事に関する一連の損壊・補修工事・契約等の事実関係は、下記のとおりである（表 1 7 - 1）～（表 1 7 - 3）。

（表 1 7 - 1）舎人公園のトイレ損壊状況

月日	内容
5 月 21 日	2、6 号トイレ損壊事故発生（5 月 21 日～22 日にかけて発生）
5 月 28 日	2 号トイレ損壊事故発生（5 月 28 日～29 日にかけて発生）
7 月 3 日	7 号トイレ損壊事故発生（7 月 3 日～4 日にかけて発生）
7 月 6 日	8 号トイレ損壊事故発生（7 月 6 日～7 日にかけて発生）
7 月 21 日	7 号トイレ使用不能事故発生（7 月 21 日～22 日にかけて発生）
7 月 22 日	7 号トイレ使用不能事故発生（7 月 22 日～23 日にかけて発生）
8 月 14 日	2 号トイレ落書き事故発生（8 月 14 日～15 日にかけて発生）

(表17-2) 舎人公園のトイレ補修工事

月日	内容	
	工事箇所	工事の取扱い
7月13～14日	7、8号トイレ	7月までに発生した損壊等事故に伴う工事・・・C社が実施
7月16～17日	B地区トイレ	
7月18日	7号トイレ	
7月24～25日	2、7、8号トイレ	
8月8日	2号トイレ	
8月9～10日	4号トイレ	防災訓練に伴い都からの依頼工事・・・C社が実施
8月12日	6号トイレ	
8月14日	3号トイレ	
8月21日	2、4号トイレ	
8月26日	1、4、6号トイレ	

(表17-3) 舎人公園トイレ補修工事に関わる契約手続

8月 （「舎人公園トイレ補修工事の緊急施行」に該当する工事範囲を決定）	
月日	内容
8月21日	「舎人公園トイレ補修工事の緊急施行」の事案決定 （7月に発生した一連の損壊事故から8月14日に発生した2号トイレ落書き事故までを当該範囲とする事案決定により8月21日からの緊急工事として書類を作成。）
12月 （緊急工事の契約手続を失念したため契約書類一式を作成）	
月日	内容
12月11日	技術管理課の設計起案
12月13日	財務課の特命随意契約起案
12月18日	業者見積徴収、契約締結決定、契約書作成

(表17-1)～(表17-3)によれば、舎人公園のトイレ破損に伴う補修工事は、トイレ使用不能の状況に早急に対応すべく、公園緑地事務所にその都度連絡し、C社によって平成18年7月13日から行われ平成18年8月26日に完了している。しかし、協会が作成した起案書・契約書に記載されている工事期間は、平成18年8月22日～平成18年8月31日と記載されていることから、事実と相違がある。

A社に特命で発注するための特命理由①「9月1日の大規模防災訓練までに間に

合わせないといけない（緊急施行案件）」、②「東京都を通じた依頼が8月中旬であり、急な要請で適合業者に断られてしまった」の記載内容は正確な表記ではなく、A社と契約した理由も明確ではない。

また、平成18年8月21日に事案を決定し、平成18年8月26日に工事が完了しているにもかかわらず、協会の財務課による特命随意契約起案の作成は、平成18年12月13日、事業者見積徴収、契約締結決定、契約書の作成は、平成18年12月18日に行われており、契約書類一式の作成が遅滞している。

さらに、提出が定められている「写真撮影箇所内訳書」に明記された工事実績を示す写真一式が保管されていないため、写真が提出されたことを確認することができないという不備が続いた。

指 摘（7）平成18年度の舎人公園トイレ補修工事の契約について

舎人公園のトイレの損壊に伴う補修工事は、緊急対応によりC社によって平成18年7月13日から行われ平成18年8月26日に完了している。

しかし、財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が作成した起案書・契約書に記載されている工事期間は、平成18年8月22日～平成18年8月31日となっており事実と異なる。

また、A社に特命随意契約で発注するための特命理由（「9月1日の大規模防災訓練までに間に合わせないといけない（緊急施行案件）」、「東京都を通じた依頼が、8月中旬であり、急な要請で適合業者に断られてしまった」）の記載内容は正確な表記ではなく、A社と契約した理由も明確ではない。

また、平成18年8月21日に事案を決定し、平成18年8月26日に工事が完了しているにもかかわらず、協会の特命随意契約起案が平成18年12月13日であり、業者見積徴収、契約締結決定、契約書の作成が平成18年12月18日に行われており、契約書類一式の作成が遅滞している。

さらに、提出が定められている「写真撮影箇所内訳書」に明記された工事実績を示す写真一式が保管されていないため、写真が提出されたことを確認することはできない。

トイレが使用不能となった時点で早急にその補修に着手したことは是としても、起案書・契約書・特命理由書等の文書は、その内容が事実とは異なるものであり、また契約締結も4か月も遅滞し、工事の竣工検査の書類にも不備がある。

よって、緊急工事の事務手続きを周知徹底するため、緊急工事を含めた契約手続きの事務処理マニュアルを作成し、事務処理の適正化・迅速化を図られたい。

18 遊具の管理について

都立公園の遊具については、都との協定に基づき、各指定管理者が管理公園の遊具の点検を行っており、年間作業実施計画を策定し、それに基づく点検の作業実施報告書にて、点検結果を都に報告している。

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が管理している公園では、公園ごとに遊具のリストを作成しており、それに基づいて点検を行っているが、撤去された遊具の情報が都の保有する公有財産台帳に適切に反映していないものがあった。以下の（表18-1）に示すとおりで、中川公園木製遊具の台帳数量が21基であったことに対し、実際数量は6基であった。

今回の公有財産台帳への登録漏れの原因については、本来であれば、財務局から半年ごとの財産増減報告の際に除却報告を行うべきものであったが、建設局公園緑地部及び公園緑地事務所の財産管理部門の情報連絡の確認・認識不足が原因で起こったものである。

都は、公有財産台帳の内容を実態と合わせ、管理の徹底を図りたい。

（表18-1）中川公園公有財産台帳内容

（単位：千円）

公園名	台帳番号	台帳名称	取得価格	台帳数量	実際数量
中川公園	0300011557	中川公園木製遊具	14,000	21基	6基

指 摘（8）遊具の管理について

都立公園の遊具については、都との協定に基づき、各指定管理者が管理公園の遊具の点検を行っており、年間作業実施計画を策定し、それに基づく点検の作業実施報告書にて、点検結果を都に報告している。

財団法人東京都公園協会が管理している公園で、撤去された遊具の情報が都の保有する公有財産台帳と整合性が取れていないものがあったので、都においては公有財産台帳の内容を実態と合わせ、管理の徹底を図りたい。

1 9 都立公園等の予算管理について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）の予算管理は、公園グループごとの都との契約ベースでの予算管理が中心で、個々の公園単位にまで細分化した予算管理は実施されていない。

公園別の予算管理・原価管理は、一つの公園を原価集計単位とし、直接費としての清掃費や剪定等の業務委託費や現場で発生する労務費・経費を、適切な原価費目のもとで集計していく個別原価計算制度の確立が必要であり、公園ごとに費目別に実行予算をたて、施工計画に従って業務を管理し、発生した原価を実行予算と対比して費目別に集計していく。そうした個別原価管理制度の中では、経済性の視点から規模の利益を追求していくつかの公園にまたがって発注される業務委託費があれば、当然、公園ごとに原価を按分して公園別の実行予算を作成することとなる。また、間接費・管理費は、年度末に結果としての実績を配分するのではなく、公園別に標準配賦額を予算化（直接事業費や人件費率等によって一定率で配分）し、配分された標準原価と実際発生額の配賦額を比較して管理していく。一方で、実際の発生額としての間接費・管理費の管理は、月次決算制度のもとで発生場所ごとに費目別に予算管理していく。

公園ごとの再委託原価はこうした予算管理・原価管理制度が確立して初めて低減化が図れるものであり、それによって協会は、より経済性を加味した委託業務の品質管理が可能となる。

また、現在、都市部の公園グループ等の大きな区分のもとで一括して協会に委託されている公園の管理が、将来、さらに地域区分等によって細分化されて委託される場合、協会は、競争入札による委託費の経済性の要求に十分対応できるようになるためにも、公園ごとの予算管理制度と原価計算制度を早期に確立しておくことが必要である。

意見（26）都立公園等の予算管理について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）の予算管理は、公園グループごとの都との契約ベースでの予算管理が中心で、個々の公園単位にまで細分化して実施されていない。

公園ごとの再委託原価の低減化は、公園ごとの予算管理・原価管理制度が確立して初めて図られ、それによって協会は、より経済性を加味した委託業務の品質管理が可能となる。

協会は、競争入札による委託費の経済性の要求に十分対応できるようになるためにも、公園ごとの予算管理制度と原価計算制度を早期に確立しておくことが必要である。

20 都立霊園の個人墓所の樹木の苦情処理と適正管理について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）の霊園管理事務所（管理所含む）の平成 20 年度における「要望・苦情等件数管理シート」と「要望・苦情等経過シート」によると、隣接墓地の樹木（枝）の越境や管理不足による苦情が多い。

協会が発行している「都立霊園使用の手引（平成 21 年 5 月）」には、「植樹する場合は、低木の樹種に限ります。その管理はご自分で責任を持って行っていただきます。落ち葉や根、雑草等により隣接の墓所に迷惑がかからないよう、十分に注意してください。（将来思いがけず成長し、墓碑・囲障の破損の原因となります）」と記載されているものの、樹木の管理不足による隣接者からの苦情への対応とその費用等、管理に関する具体的な記載は無い。

平成 20 年度の苦情に対して協会は、（表 20-1）に示すように、苦情処理の依頼通知を 958 件発送した。そのうち 789 件は名義人により対応されたが、対応されないケースや連絡が取れなくなっているケースがある。現状では、名義人と連絡が取れない場合や連絡が取れても名義人が対応しない場合は、除草等を除き、協会の霊園管理事務所による管理は行っていない。

（表 20-1）平成 20 年度の各霊園における処理依頼の通知文発送件数と顛末
（単位：件）

霊園名	処理依頼の 通知文発送件数	通知文発送後の顛末		
		対応済み	対応されず	連絡取れず
雑司ヶ谷霊園	45	34	9	2
谷中霊園	42	41	1	0
染井霊園	9	9	0	0
青山霊園	67	47	19	1
八柱霊園	308	240	51	17
多磨霊園	378	359	17	2
小平霊園	109	59	28	22
八王子霊園 ^(注)	0	0	0	0
計	958	789	125	44

（注） 八王子霊園については、芝生墓所のため隣接墓所の樹木による苦情はない。

こうした問題については、既に平成 14 年 12 月 5 日に東京都公園審議会から出された「区部霊園の管理について 青山霊園～歴史の森、時の流れが積み重なる空間～」の答申において、「良好な管理がなされておらず、使用状態が著しく不適正な墓所については、使用者にその状況を報告し、是正を促す」こととし、「使用者が

管理する樹木のうち①保全すべき樹木について都が認定し管理を代行する制度、②使用者の管理が行き届かない樹木について都に寄付をすることで都管理樹木とする制度、③都と使用者の間で管理協定を結ぶことにより使用者管理樹木を良好に管理する制度、④霊園内の樹木管理について NPO などボランティア団体を活用する制度」などの樹木管理についても提示している。

意見（27）都立霊園の個人墓所の樹木の苦情処理と適正管理について

管理が行き届いていない墓所は、隣接墓地だけではなく他の使用者にも不快感を与え、霊園全体の美観を損ねている。また、処理依頼の通知文発送件数をみても、管理状態の不適正な墓所による苦情対応業務に係るコストが増加している。

この問題は、既に、平成 14 年 12 月 5 日に東京都公園審議会から出された青山霊園に関する答申において、「良好な管理がなされておらず、使用状態が著しく不適正な墓所については、使用者にその状況を報告し、是正を促すことなどが考えられる。」と指摘され、いくつかの樹木管理の手法例も示されている。

ここで提示されている対策は、不適正管理の墓所への対応コストの削減を目指したものではないが、提案されている制度を実施することにより、適正な墓所管理や樹木管理が行われ、苦情の発生の予防とともに間接的にコストの削減に寄与するものと考えられる。

よって、答申において提案されている制度を実施することで、間接的に苦情処理と樹木管理の再委託にかかるコストの削減につなげ、現状の「都立霊園使用の手引（平成 21 年 5 月）」についても、制度の実施に合わせて、規約の改訂や追記などの見直しを検討されたい。

2 1 都立公園等の指定管理業務における苦情・要望への対応について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が管理する都立公園等に対する平成 19 年度、平成 20 年度の苦情・要望内容の集計結果（表 2 1 - 1）によると、平成 20 年度の苦情・要望は 5,700 件となり、前年度の 5,625 件から 1.3%増加している。

なお、平成 20 年 4 月 1 日より指定管理公園として 4 か所（青山・明治・大神山・小峰）追加されたことにより、入園者数が前年度より 1.7%増加した。

苦情・要望の内訳を見ると、「樹木」「施設」「管理その他」に関する苦情・要望が多い。「樹木」については剪定や越境等、「施設」についてはトイレに関連する不具合・修理、園路灯の不点灯の修理等に関するものが多い。「管理その他」については来園者のマナー違反や職員の対応等に関するものが多い。

協会では、苦情・要望を踏まえて以下のような取組を行っているとしている。「樹木」については次年度の管理計画にその内容を反映させ、計画的に剪定・伐採を実施している。「施設」については毎日職員による定期巡回の実施による日常点検を行い、毎月 1 回施設・遊具の重点点検日を設け、安全管理を実施している。また、四半期に 1 度は夜間巡回を行い、園路灯などの不点灯を点検している。「接遇」については組織内部で CS トレーナーを認定し、毎年 CS トレーナーによる OJT（研修、トレーニング等）を定期的実施することで職員の接遇スキルアップを図り、また特別な対応が必要な霊園等では「霊園 CS マニュアル」を作成している。

月ごとの苦情・要望集計結果は、毎月開催されるセンター長会や霊園・葬儀所長会等において周知することで情報を共有し、重大な案件については組織的な対応策を検討して改善を行っている。さらに、平成 20 年度末より社内ポータルサイトを活用した苦情・要望情報処理システムを試験的に導入し、ネットワークを活用した苦情・要望情報の集約と閲覧機能により、水平方向での情報の共有化を図っているとしている。

（表 2 1 - 1）協会が管理する都立公園等に対する苦情・要望等件数

年度	接遇			管理関係									運動施設			霊園募集	合計
	内訳 接遇 態度	説明 対応	接遇 その他	清掃	樹木	広場等	規則	施設	利用 時間	ホーム レス	動物	管理 その他	運動 施設	利用 時間	その他		
20年度 (A)	57	24	106	273	1,993	154	259	976	4	92	539	1,044	103	18	57	1	5,700
19年度 (B)	38	28	57	332	1,710	199	205	890	6	96	847	987	145	11	71	3	5,625
増減 (A-B)	19	△ 4	49	△ 59	283	△ 45	54	86	△ 2	△ 4	△ 308	57	△ 42	7	△ 14	△ 2	75

出所：協会資料より平成 19 年度と平成 20 年度を抜粋

しかし、平成 20 年度の 12 か月分の「要望・苦情等件数集計シート」（公園分）、
「要望・苦情等件数管理シート」・「要望・苦情等経過シート」（霊園分）を見る限りでは、全施設にて共通する苦情・要望が毎月発生しており、特に「樹木」「施設」や「管理その他」に関する苦情は、同様の内容が毎月繰り返し寄せられている。

苦情については、発生した都度対応するよりも、苦情の発生を予防する取組が重要である。「樹木」に関する苦情は、その内容についての検証をしっかりと行い、次年度の管理計画に反映させ、より計画的に剪定・伐採に着手し改善することで軽減できる。「施設」に関する苦情は、トイレに関連する不具合・修理等ではすぐに対応が困難な場合もあるが、園路灯の不点灯は気がつけば直ちに対応が可能な事例であり、日常点検において未然に苦情の発生を防ぐことができる。よって、園路灯の不点灯等の施設の整備については、既存の施設点検の体制を見直すなど、日常点検の中で苦情の発生予防につながる点検管理が必要である。昨年度の約 2 倍に増加している「接遇その他」に関する苦情は、公園の管理職員・売店職員、また警備員・駐車場職員等の対応に関わるものである。既に、組織内部で、CS トレーナーを認定し、毎年 CS トレーナーによる OJT（研修、トレーニング等）を定期的実施することで職員の接遇スキルアップを図り、また特別な対応が必要な霊園等では「霊園 CS マニュアル」を作成されているが苦情が増加しつつある現状からみると、さらなる教育・指導や、特に接遇に対する苦情が多い公園・霊園に対する個別取組も必要であると思われる。

協会は都立公園等について約 70 億円で都から管理を委託されている。「都民のための公の施設」である都立公園等に寄せられる苦情・要望は、都民の声であることから、その情報を集約し共有化して苦情の削減に努めることが求められる。また、協会は苦情処理のための特別の対策費が増加しないよう、日常及び定期的実施する業務の中で苦情の発生を未然に防ぐようさらなる改善が必要である。

意見（28） 都立公園等の指定管理業務における苦情・要望への対応について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）は、都立公園等について約 70 億円で都から管理を委託されている。「都民のための公の施設」である都立公園等に寄せられる苦情・要望は、都民の声であることから、その情報を集約し共有化して、苦情の削減に努められたい。また、協会は苦情処理のための特別の対策費が増加しないよう、日常及び定期的実施する業務の中で苦情の発生を未然に防ぐようさらなる改善を実施されたい。

2 2 河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理業務委託契約について

(1) 契約の概要及び業務ごとの分割について

建設局は、河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理業務について、財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）に特命随意契約で委託をしている。

平成 20 年度の契約金額は 393 百万円であるが、当該金額を上限とする実費精算を要するものであり、年度末の精算金額は 319 百万円であった。当初契約額から精算額までの状況は以下の（表 2 2 - 1）に示すとおりである。

（表 2 2 - 1）河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理業務委託契約の当初契約から精算額までの状況（平成 20 年度）
（単位：千円）

区分	① 契約金額 (当初額)	② 実施計画 変更額	③ 協会への 概算支払額	④ 精算額	⑤ 精算残額 (返金額) (③-④)
事業費	299,910	—	231,410 (100.0%)	228,358	3,051
調節池管理	231,051	△96,000	135,051	133,421	1,629
防災船着場 管理	9,643	27,500	37,143	36,200	942
水上バス保守 管理	59,216	—	59,216	58,736	479
管理費	93,735	—	93,735 (39.7%)	90,689	3,045
人件費	77,721	—	77,721	74,946	2,774
その他事業費	16,014	—	16,014	15,743	270
合計	393,645	△68,500	325,145	319,047	6,097

当該委託契約は、調節池管理業務、防災船着場等管理業務及び水上バスの保守管理業務の三つの業務委託を一つの契約にまとめたものである。

調節池及び防災船着場は、河川法による河川管理施設であり、地方自治法上の指定管理者が行うことができる管理の範囲に該当せず、本来、都が直接に管理すべきところ、管理に関する事務を河川行政の補完的団体である協会に委託しているものである。

具体的な業務内容は、調節池管理業務は洪水被害を未然に防ぐために整備された

都内 10 か所の調節池の機械装置及び監視設備の点検整備並びに清掃等の管理業務であり、防災船着場管理業務は都内 11 か所ある防災船着場（平時は水上バスの船着場として活用）の施設の維持及び点検の管理業務であり、水上バスの保守管理業務は建設局が保有する水上バス 3 隻の法定の点検整備や日常の保守管理業務である。なお、調節池と防災船着場は地理的に全く別の場所にある。

このように別個の業務を一括契約で行った理由は、建設局によれば、水辺関連の業務を一つにまとめて契約を締結することで間接費の削減や委託の手間を考慮したことにあるとしている。

しかし、平成 20 年度の管理費精算額は 90 百万円であり、直接事業費 228 百万円の約 40%となっており、他の方法によった場合との比較もできないため、間接費等の削減効果は明らかではないし、個々の業務の作業内容は全く異なるものである。

一方、協会を特命した理由は、調節池管理業務については、協会は、都の河川行政における補完的団体であること等から、委託先として最も信頼性が高い団体であること、都の指示に従って迅速に対応できる団体であること、長年にわたる、当業務の受託による経験によって蓄積されたノウハウを有していることとなっており、防災船着場等管理業務及び水上バスの保守管理業務については、上記調節池管理業務と同様の理由の他、協会は、自主的に防災船着場や水上バスを使用した防災訓練を行っており防災対策事業の意図を十分に理解しているため、どこよりも効果的・効率的な業務の執行が可能であること、平常時において水上バスの運航管理を行っている同団体が、一体的に保守点検する方が、きめ細かく効率的に保守点検できることとなっていた。

要するに、都が本来行わなければならない都民の安全に関わる業務を行い得るのは、都以外では協会以外存在しないというのが主な理由である。

このように当該事業は、協会が特命で独占的に行っている業務であることから、常に契約の履行に関し透明性を保ち、経済性、効率性、有効性の観点から自浄努力を払う必要がある。

現在、異なる複数の業務を一つの契約としているが、全く異なる複数の業務を一括して委託することは、契約の透明性を欠く行為であり、後述のとおり、異なる業務間での予算流用を可能とすることからも、少なくとも調節池管理業務と防災船着場等管理業務及び水上バスの保守管理業務の二つは分割するなど、個々の業務ごとに契約は分割すべきと考える。

意見（29）河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理委託契約の業務内容ごとの分割について

河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理業務は、建設局から財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）に特命随意契約で委託されている。平成20年度は契約金額393百万円を上限とし、実費精算を要する契約であり、精算金額は319百万円であった。

当該委託契約は、調節池管理業務、防災船着場等管理業務及び水上バスの保守管理業務の三つの業務を一つの契約にまとめたものである。

このように別個の業務を一括契約で行った理由は、建設局によれば、水辺関連の業務を一つにまとめて契約を締結することで間接費の削減や委託の手間を考慮したことにあるとしている。

しかし、平成20年度の管理費精算額は90百万円であり、直接事業費228百万円の約40%となっており、他の方法によった場合との比較もできないため、間接費等の削減効果は明らかではないし、個々の業務の作業内容は全く異なるものである。

当該事業は、協会が特命で独占的に行っている業務であることから、常に契約の履行に関し透明性を保ち、経済性、効率性、有効性の観点から自浄努力を払う必要がある。

現在、異なる複数の業務を一つの契約としているが、全く異なる複数の業務を一括して委託することは、契約の透明性を欠く行為であり、異なる業務間での予算流用を可能とすることからも、少なくとも調節池管理業務と防災船着場等管理業務及び水上バスの保守管理業務の二つは分割するなど、個々の業務ごとに契約は分割すべきと考える。

(2) 緊急工事への予算流用について

河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理業務について、平成 20 年度の当初契約額から精算額までの状況は前述の(表 2 2 - 1)に示したとおりであるが、都市型の集中豪雨による大量の土砂流入の可能性を見込んで、例年、調節池の清掃費用は契約額を想定される最大に算定するものの、実際の降雨による雨水の流入回数が少ないため、実績額は契約額を大幅に下回る状況が続いている。

平成 20 年度は、調節池管理業務に関する経費が当初 231 百万円になると見込んでいたが、第 4 四半期において計画を 96 百万円減額し、当該見込額を 135 百万円とした。実績額は 133 百万円であった。

不用額となった 96 百万円は、本来、支出されずに済むものであるが、平成 20 年度においては、その一部の 27.5 百万円が実施計画の変更により、別の業務である防災船着場管理業務への支出に流用されていた。

流用された 27.5 百万円の経費内容は棧橋の緊急修繕であるが、その内容は以下の(表 2 2 - 2)に示すとおりである。

(表 2 2 - 2) 平成 20 年度における実施計画変更による緊急修繕の内容 (単位: 千円)

業務名	場所	内容	金額
防災船着場管理業務	葛西臨海公園防災船着場	連絡橋等の塗装・防滑舗装、ウッドデッキ、航路標識灯の補修等	7,200
防災船着場管理業務	荒川遊園防災船着場	防舷材等交換、連絡橋等の塗装・防滑舗装、待合所(未使用)撤去等	9,000
防災船着場管理業務	明石町防災船着場	防舷材等交換、連絡橋等の塗装・防滑舗装、マンホール、航路標識灯の補修等	3,000
防災船着場管理業務	千住防災船着場	係留杭用ローラーの補修、防舷材等交換、連絡橋等の塗装・防滑舗装	2,800
防災船着場管理業務	越中島防災船着場	防舷材等交換、連絡橋等の塗装・防滑舗装、マンホール、手摺り補修等	3,000
防災船着場管理業務	桜橋防災船着場	航路標識灯の補修	500
防災船着場管理業務	東篠崎防災船着場	連絡橋手摺り及び進入防止チェーンの補修	500
防災船着場管理業務	浜町防災船着場	係留金物の亀裂補修	600
防災船着場管理業務	新川防災船着場	係留金物の亀裂及びボルト損傷の補修	900
合 計			27,500
調節池管理業務から生じた不用額			△96,000

平成 19 年度及び平成 18 年度も同様に調節池管理業務から出た不用額 97.9 百万円と 57 百万円を、実施計画の変更により以下の（表 2 2 - 3）及び（表 2 2 - 4）のように他の事業に 57.9 百万円と 20 百万円を流用している。

（表 2 2 - 3）平成 19 年度における実施計画変更による緊急修繕の内容（単位：千円）

業務名	場所	内容	金額
防災船着場管理業務	両国防災船着場	浮棧橋施設の腐食部塗装	2,200
防災船着場管理業務	葛西臨海公園防災船着場	浮棧橋施設の防舷材補修及び腐食部塗装	3,000
防災船着場管理業務	新川防災船着場	浮棧橋施設の防舷材補修及び腐食部塗装	4,200
防災船着場管理業務	桜橋防災船着場	浮棧橋施設の防舷材補修及び腐食部塗装	4,700
防災船着場管理業務	浜町防災船着場	浮棧橋施設の防舷材補修及び腐食部塗装	3,800
水上バス保守管理業務	—	経年劣化に伴う整備・塗装費用の増加、「こすもす」のエンジン交換	40,000
合計			57,900
調節池管理業務から生じた不用額			△97,900

（表 2 2 - 4）平成 18 年度における実施計画変更による緊急修繕の内容（単位：千円）

業務名	場所	内容	金額
防災船着場管理業務	新川防災船着場	浮棧橋施設の防舷材補修及び腐食部塗装	12,500
防災船着場管理業務	越中島防災船着場	浮棧橋施設の防舷材補修及び腐食部塗装	
水上バス保守管理業務	—	経年劣化に伴う整備・塗装費用の増加	7,500
合計			20,000
調節池管理業務から生じた不用額			△57,000

緊急工事の内容をみると、船着場の施設の経年劣化による腐食部の塗装などである。確かに、点検時等で、施設の機能や安全性を損なう予期せぬ損傷が発見され、早急な対応が必要なものもあるとは思いますが、本来、経年劣化による腐食部の塗装などは点検等に基づき計画的に対応をすべきもので、調節池管理事業の予算残を流用して対応すべきではないと思われる。

現在は技術上修理費等の長期的予測が困難であるという理由で行われていないが、アセットマネジメントの観点からも、個々の防災船着場や水上バスの状況から今後ライフサイクルにわたって見込まれる修理費用等を長期的に予測してそれに基づいた計画的な支出をしていくことは、資産を更新するか否かの意思決定や、全体として維持費用を抑えるためには必要なことである。今後、蓄積した補修の状況等を分析して、長期的な修繕計画を検討し、それを適切に契約に織り込んでいく必要がある。

意見（30）長期的な修繕計画を検討し修理費用を契約に織り込むべきものについて

現在は技術上修理費等の長期的予測が困難であるという理由で行われていないが、アセットマネジメントの観点からも、個々の防災船着場や水上バスの状況から今後ライフサイクルにわたって見込まれる修理費用等を長期的に予測してそれに基づいた計画的な支出をしていくことは、資産を更新するか否かの意思決定や、全体として維持費用を抑えるためには必要なことである。今後、蓄積した補修の状況等を分析して、長期的な修繕計画を検討し、それを適切に契約に織り込んでいく必要がある。

(3) 水上バスの運航（東京水辺ライン）について

建設局は、保有する水上バス 3 隻を協会へ貸付け、内航裸傭船契約を締結することにより、水上バスの運航を協会に行わせている。

平成 20 年度の建設局が保有する水上バスの取得価格、現在価格、減価償却費、貸付料は以下の（表 2 2 - 5）に示すとおりである。

（表 2 2 - 5）水上バスの取得価格、現在価格、減価償却費、貸付料（平成 20 年度）
（単位：千円）

船名	竣工年月	取得価格	現在価格 (年度末)	減価償却費	貸付料
こすもす	平成 4 年 12 月	292,600	160,896	8,778	1,570
さくら	平成 3 年 2 月	218,050	113,348	6,541	1,004
あじさい	平成 3 年 3 月	218,050	113,348	6,541	1,004
合計		728,700	387,593	21,861	3,579

貸付料は、平成 7 年 3 月 29 日に東京都公有財産管理運用委員会が議決した貸付条件により財務局財産運用部の承認を受け、評価額から算定された本来の使用料の 1 割での貸付を行っている。減額の理由としては、都民に水辺環境とのふれあいの機会を提供するという船の建造目的を達成する必要があること、水上バスの運航による上記目的の達成のため都は積極的に協力する必要があること、上記目的の達成のため採算性の低いルートや低廉な料金での運航をせざるを得ないことから特別な協力の必要があることなどが挙げられている。

建設局からは、水上バスの運航を都が協会に行わせる趣旨は、河川愛護思想の普及と、都民が水辺に気軽にふれあえる機会の提供であり、防災船として有事の際に利用する目的をも有しているという説明を受けた。

もともと本事業は、水上バスの運航のため平成 2 年に設立された財団法人東京都水辺公社が行っていたが、同公社は巨額の損失を抱えたため平成 7 年に解散し、以後の事業を協会が引き継いだものである。

協会は、都の河川行政における補完的団体であること等から水上バスの運航を任せるに相応しいということから、平成 7 年以降継続して事業を行っている。

また、協会が都の水上バスの運航を行っていることが、建設局が協会との間で、河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理委託を特命随意契約する際の特命理由の一つになっている。

平成 18 年度から平成 20 年度までの、協会の事業別執行状況表等を参照した協会における水上バス事業（以下「東京水辺ライン」という。）の収支並びに保守管理

委託契約及び資産台帳を参照した水上バスに関する都の保有コストは以下の（表 2 2 - 6）及び（表 2 2 - 7）に示すとおりである。

（表 2 2 - 6）の水上バス事業収入及び事業費用は、日常の水上バスの料金収入及び運航費用が主な内容となっている。この事業には協会の管理費用は配賦されていないため考慮していないが、水上バス事業収入と水上バス事業費用の差額は下記の表のような関係にあり、この赤字は主に都から占用許可を受けて行っている河川敷の駐車場である水辺駐車場事業等（協会の収益事業）から発生する利益で賄われているものである。言い換えれば、協会の財務諸表上は水辺事業全体で損益が集計されているため、ここで示した赤字は表示されず、同事業全体では採算がとれていることになっている。

一方、（表 2 2 - 7）の水上バス保守管理費用は、都が負担する定期点検やエンジン交換等に要する費用が主な内容となっている。減価償却費は都が保有する水上バスの減価償却費である。

（表 2 2 - 6）協会における東京水辺ラインの収支 （単位：千円）

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
① 水上バス事業収入	187,110	194,409	195,469
② 水上バス事業費用	214,623	213,951	256,382
管理費用	配賦なし	配賦なし	配賦なし
③差引（①－②）：（協会の収益事業による補てん額）	△27,512	△19,542	△60,912

（表 2 2 - 7）都における水上バスに関する保有コスト （単位：千円）

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
④ 水上バス保守管理費用	59,935	92,635	58,736
⑤ 減価償却費	21,861	21,861	21,861
⑥ 都の保有コスト（④＋⑤）	81,796	114,496	80,597
協会での赤字と都の保有コストの合計（③＋⑥）	109,308	134,039	141,509

東京水辺ライン就航当初に比べ、収支はかなり改善したという説明はあったものの、都及び協会全体では、東京水辺ライン事業から、ここ数年においても相当の負担が発生していることがわかる。

事業の独自性や公益性に関して、建設局は、水上バスを都内の小学校に安価で提供し総合学習に利用してもらおう試みや、船上から河川を学ぶテクニカルツアーの実施、船上（都市づくり）セミナーの実施、リバーガイドボランティアの育成事業等

の公益事業について、水上バスの利用を図っているとしている。

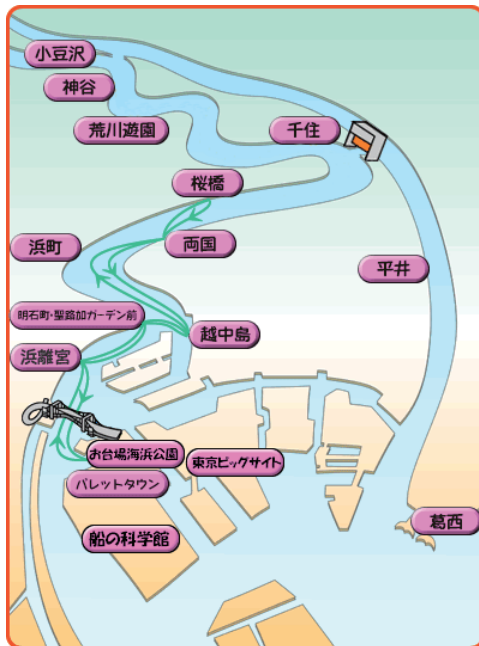
また、東京水辺ラインの航路は隅田川上流部（桜橋、千住、荒川遊園、神谷、小豆沢）、荒川及び葛西沖臨海部を含むものであるが、こうした隅田川上流部等は地理的な条件や採算の面で民間事業者は就航していない。東京水辺ラインだけが隅田川上流部等に航路をもっており、そこでも河川とふれあい水辺に親しむ機会を提供すること、その点についても公益性及び独自性があることを建設局は主張している。

一方で、隅田川上流部等以外のその他の航路はディナークルーズなどのイベントを含め、ほとんどが民間事業者と競合するものとなっている。

東京水辺ラインの主な航路（コース）及びそれぞれの便ごとの乗船客数は以下の（図22-1）～（図22-4）並びに（表22-8）に示すとおりである。なお、それぞれの船着場ごとに乗り降りできるが、船着場ごとの乗降者数のデータはあるものの、どの区間で乗船者が何人いるかのデータはない。

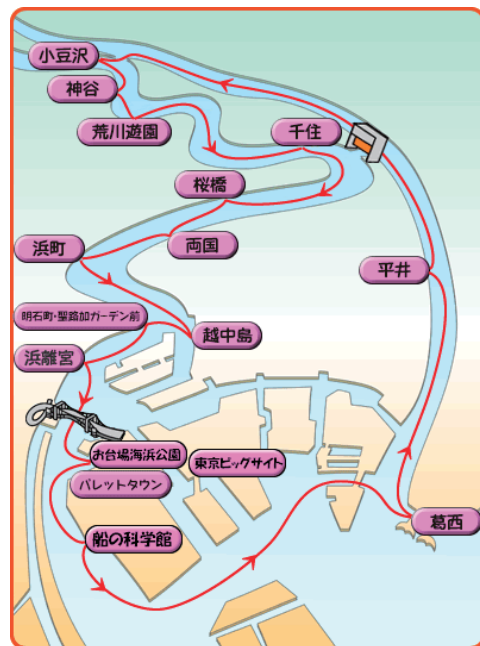
（図22-1）

「両国お台場クルーズ」航路



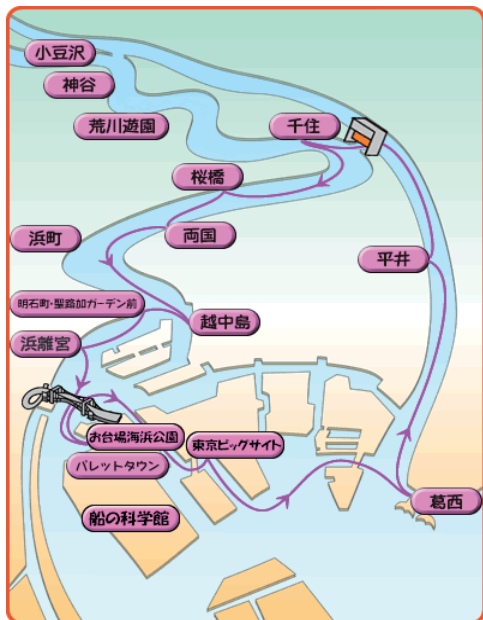
（図22-2）

「いちにちゆらり旅」航路

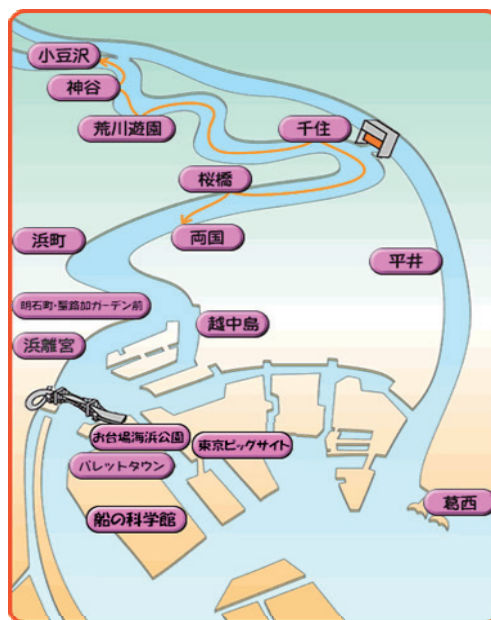


(図 2 2 - 3)

「江戸東京ぶらり旅」航路



(図 2 2 - 4)

「江戸東京ぶらり旅」及び「いちにちゆ
らり旅」上流部航路

(表 2 2 - 8) 平成 20 年度東京水辺ラインコース別乗船者数

便名	便数	乗船者数	1 便あたり平均乗船者数	備考
両国・お台場クルーズ (1・2・3)	930	75,510	81	定期便
両国・お台場クルーズ (A・B)	293	12,920	44	不定期便
TOKYO ベイ (ベイ葛西・両国) シーサイドコース (シーサイドお台場・葛西)	1,267	55,823	44	土日祝定期便、平日不定期便
江戸東京ぶらり旅	22	1,638	74	土・特定日便
いちにちゆらり旅	38	3,621	95	日祝・特定日便
トワイライトクルーズお台場	14	451	32	不定期便
両国レインボーブリッジ周遊	93	2,516	27	不定期便
臨時便	4	86	22	
貸切便	116	9,860	85	
イベント便	98	6,089	62	
宴便	152	4,225	28	
合計	3,027	172,739	57	

隅田川上流部を含む便名は「江戸東京ぶらり旅」及び「いちにちゆらり旅」の二つであり、葛西沖臨海部を含む便名は、前述の二つの他「TOKYO ベイコース」及び「シーサイドコース」の四つである。

他では体験できない河川とのふれあいを提供しているとする隅田川上流部等のコースを利用する乗船者数は、平成 20 年度では、全乗船者 172,739 人のうち、上記四つの便の乗船者合計の 61,082 人の一部であるが、区間ごとの乗船者数の把握ができないため、どの程度の人数が民間就航のない航路を利用しているかは不明である。しかし、乗船客のほとんどは両国を起点として隅田川下流域を通りお台場に向かう、他の水上バス事業者と競合する航路を利用していることが推測される。

また、平成 20 年度のリバーガイドボランティアの育成状況、総合学習の実施状況及びテクニカルツアーの実施状況は以下の（表 2 2 - 9）～（表 2 2 - 1 1）に示すとおりである。

（表 2 2 - 9）平成 20 年度リバーガイドボランティアの育成状況

実施日	内容	場所	参加人数
6 月 4 日～7 月 16 日	第 2 期リバーガイドボランティア養成講座	緑と水の市民カレッジ講義室他	12
8 月 1 日～1 月 31 日	育成期間	水上バス船内	10
1 月 17 日、1 月 19 日	認定試験	緑と水の市民カレッジ講義室	10
1 月 26 日	委嘱状授与及び登録証交付式	両国待合所	10

(表 2 2 - 1 0) 平成 20 年度総合学習実施状況

項 番	実施日	利用校	参加人数	*はリピーター
1	9月4日	葛飾区立 A 小学校	106	
2	9月25日	八王子市立 B 小学校	64	
3	9月30日	八王子市立 C 小学校	138	*
4	10月9日	北区立 D 小学校	74	*
5	10月10日	江戸川区立 E 小学校	137	*
6	10月29日	北区立 F 小学校	93	*
7	11月20日	国分寺市立 G 小学校	142	
8	11月21日	八王子市立 H 小学校	157	*
9	11月27日	福生市立 I 小学校	81	*
10	12月4日	府中市立 J 小学校	137	*
11	12月9日	葛飾区立 K 小学校	70	*
12	12月10日	八王子市立 L 小学校	110	
13	12月12日	江東区立 M 小学校	55	*
14	2月5日	あきるの市立 N 小学校	109	
15	2月18日	O 大学附属 P 小学校	165	
16	3月17日	あきるの市立 Q 小学校	108	
計			1,746	

(表 2 2 - 1 1) 平成 20 年度テクニカルツアー実施状況

項番	実施日	内容	コース	参加人数
1	5月15日	緑と水編（緑と水の市民カレッジ共催） ・浜離宮恩賜庭園、清澄庭園での草木講義 ・隅田川の河川事業	隅田川 浜離宮恩賜庭園－レインボーブリッジ －浜町－清澄庭園	34
2	5月30日	橋梁編 ・復興橋梁のデザイン ・隅田川橋梁群の特徴	隅田川 明石町－勝鬨橋－白髭橋 －両国	52
3	7月22日	江東内部河川編（緑と水の市民カレッジ共催） ・江東三角地帯の水害対策 ・水門、閘門	隅田川ほか 両国－小名木川－扇橋閘門－小名木川排水機場－荒川ロックゲート－葛西臨海公園	19
4	9月10日	橋梁編 ・復興橋梁のデザイン ・隅田川橋梁群の特徴	隅田川 明石町－勝鬨橋－白髭橋 －両国	47
5	10月28日	緑と水編（緑と水の市民カレッジ共催） ・浜離宮恩賜庭園、清澄庭園での草木講義 ・隅田川の河川事業	隅田川 清澄庭園－箱崎－レインボーブリッジ －浜離宮恩賜庭園	33
6	11月6日	高校生編（都立 R 高校） ・東部低地帯の河川事業 ・隅田川の橋梁	隅田川 明石町－レインボーブリッジ－白髭橋－両国	154
7	11月11日	江東内部河川編 ・江東三角地帯の水害対策 ・水門、閘門	隅田川ほか 明石町－小名木川－扇橋閘門－荒川ロックゲート－荒川－新砂水門－相生橋－両国	15
8	11月19日	地下調節池編 ・地下調節池の構造や活用 ・見学	目黒川荏原調節池 神田川環状七号線調節池 妙寺川第一多目的調節池	43
計				397

平成 20 年度における、リバーガイドボランティアの新規認定は 10 名で、平成 16 年度創設以降の登録者はその 10 名を含め 26 名である。平成 20 年度の総合学習での利用は 16 校だが、そのうちリピーターは 9 校で継続して参加することは評価が高いと判断されるが参加校が多いとはいえない。テクニカルツアーは 8 回の開催で、参加人数に一回あたりの定員の制約があることなどから年間参加人数は 397 名であった。比較対象がないため、参加人数等の多寡について一概には言えないものの、こうした活動に関してはより一層の盛り上げが期待される。

収支改善を図るために、建設局が平成 17 年度に行った水上バス事業の経営分析では、固定費を当時の水準で所与のものとした場合、収支均衡するためには定員に対する乗船率は 100%が必要となり、水上バス事業は構造的に、今後も収支均衡を達成することは不可能であると結論付けている。

その上で、3 隻の水上バスのより効率的な運航により収支改善を図っていくことは可能としているが、そうした経営努力が逆に民間事業者と競合する航路での営業を進める結果となり、リバーガイドボランティア育成、総合学習、テクニカルツアー等の開催が限定的となった側面もあると思われる。

両国・お台場クルーズや宴便などを含め民間と競合する航路の運航に関しても水辺に親しむ機会の提供という意味で、広く水辺ライン事業すべてを公益的な事業ととらえているとの協会の主張はあるものの、その中でもより公的機関として推進していくべき事業を認識し、盛り上げていくべきと考える。

このように、水上バスを利用した公益的的事业をより強力で推進するために、収支バランスを考慮しながらどのように事業を展開していくか、建設局は改めて、事業のありかたを検討すべきである。

検討にあたっては、例えば、協賛企業の協力をあおぐこと等による民間資金の活用、より公益性の強い事業の規模拡大や日数の増加、あるいは都の意向をより反映させた水上バスの活用及び災害時の公共使用への迅速な提供が可能となる枠組みづくりなど、多面的に行う必要があると考える。

なお、現状の水上バスの運航と保守管理に関し、「船員配乗管理及び船舶管理業務」及び「船舶定期検査業務」の委託契約が、協会から民間事業者の特命随意契約で締結されている。協会によると、関東地区で、河川及び港内を航行する船舶に船員配乗管理を行っている事業者は、現在の事業者しかいないということで、日常の船舶管理も含めて同一の事業者に行わせることは合理性がある旨を主張している。

しかし、船舶定期検査に関しては、平常時において水上バスの船員配乗管理を行っている団体が一体的に点検・整備する方が、きめ細かく効率的に保守できるという理由により当該事業者が特命されているが、法定の検査は日常の船舶管理とは異なり、平常時の船員配乗等を行う者と必ずしも同一の事業者でなければならないということはないため、船舶定期検査業務に関し、委託先を全く見直さないのは契約

の透明性及び競争性を欠くものと思われる。

意見（31）東京水辺ラインの公益的事業のより強力な振興について

建設局は、保有する水上バス3隻を財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）へ貸付け、内航裸備船契約を締結することにより、水上バス事業（以下「東京水辺ライン」という。）を協会に行わせている。

東京水辺ライン事業では、両国・お台場クルーズや宴便などを含め民間と競合する航路の運航に関しても水辺に親しむ機会の提供という意味で、広く水辺ライン事業すべてを公益的な事業ととらえているとの協会の主張はあるものの、より公共性や公益性の強い事業と考えられるリバーガイドボランティア育成、総合学習、テクニカルツアー等の開催は事業規模に比して十分とは言い難い。より公的機関として推進していくべき事業を認識し、盛り上げていくべきと考える。

今後、リバーガイドボランティアやテクニカルツアー等の事業に関して、積極的に告知する等の更なる振興が望まれる。また総合学習の利用に関しては、より多くの学校に利用してもらうため教育庁や教育委員会にも働きかけるなど方策を講じていくべきと考える。

意見（32）水上バスの運航（東京水辺ライン）の見直しについて

東京水辺ライン事業全体のコンセプトに公益性はあるというものの、個別には、多くの航路が民間事業者と競合している。また、当該事業のみを切り出してみたときに、都と協会をあわせて相当の負担を強いられているのが現状である。それを踏まえたうえで、水上バスを利用した公益的事業をより強力に推進するために、収支バランスを考慮しながらどのように事業を展開していくか、建設局は改めて、事業のありかたを検討すべきである。

検討にあたっては、例えば、協賛企業の協力をあおぐこと等による民間資金の活用、より公益性の強い事業の規模拡大や日数の増加、あるいは都の意向をより反映させた水上バスの活用及び災害時の公共使用への迅速な提供が可能となる枠組みづくりなど、多面的に行う必要があると考える。

意見（３３）水上バスの運航及び保守業務について、協会から民間事業者への委託契約の透明性及び競争性の確保について

現状の水上バスの運航と保守管理業務に関し、「船員配乗管理及び船舶管理業務」及び「船舶定期検査業務」の委託契約が、協会から民間事業者の特命随意契約で締結されている。船舶定期検査に関しては、平常時において水上バスの船員配乗管理を行っている団体が一体的に点検・整備する方が、きめ細かく効率的に保守できるという理由により当該事業者が特命されているが、法定の船舶定期検査は日常の船舶管理とは異なり、平常時の船員配乗等を行う者と必ずしも同一の事業者でなければならぬということはないため、船舶定期検査業務に関し、委託先を全く見直さないのは契約の透明性及び競争性を欠くものと思われる。

当該船舶定期検査の経費は建設局から協会に随意契約している「河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理委託」の実費となることもあり、できる限り経済性を追求すべきことからしても、船員配乗等を行っている事業者に限ることなく、入札等により、定期的に事業者を見直すことが必要である。

2 3 隅田川水辺環境保全業務の巡回調査報告事項について

隅田川水辺環境保全業務に関し、建設局は財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）に特命随意契約で委託しており、平成 20 年度の契約金額は 226 百万円である。

隅田川水辺環境保全業務は、隅田川沿川の広範な管理区域の植栽・芝生管理、巡回調査、河川事業の普及啓発と河川愛護精神の高揚及び沿川施設の管理であり、協会は、技術・ノウハウの蓄積があり、ボランティア団体及び沿川の関係自治体等との連携・協働により、隅田川に多くの賑わいと親しみをもたらすことのできる唯一の団体という理由で特命されている。

巡回調査では週に一度を標準として、管理区域内の施設点検調査及び路上生活者巡回調査を実施し、河川管理者に月一回報告すること、常に救命浮輪が利用できる状態にしておくため、救命浮輪等の有無を確認し、無い場合は河川管理者に報告すること等が定められており、協会は、所定の地区の浮輪や金具、ハシゴ、テラス、防護柵の状況を記載した「巡回調査報告書（月報）」を各現場の写真とともに、毎月、河川管理者である建設局に提出している

監査において、第五建設事務所管内の巡回調査報告書（月報）を確認したところ、以下の（表 2 3 - 1）に示すとおり、平成 20 年 4 月の報告で金具不良や浮輪無し等の指摘のあった箇所が 30 地区のうち 16 地区あったが、一年後の平成 21 年 3 月の報告までそのほとんどが対処されておらず、30 地区のうち 15 地区は一年間、毎週ほぼ同じ指摘と写真が報告されていた。

(表 2 3 - 1) 第五建設事務所管内の「巡回調査報告書(月報)」の記載内容

地区名	平成 20 年 4 月指摘	平成 21 年 3 月指摘
越中島地区(左岸)	金具不良、浮輪ロープ無し	金具不良、浮輪ロープ無し
永代橋下流(左岸)	浮輪ロープ無し、ハシゴに不備	浮輪ロープ無し、ハシゴに不備
永代橋(左岸)	—	—
永代橋上下流(左岸)	浮輪ロープ無し、ハシゴに不備	浮輪ロープ無し、ハシゴに不備
隅田川大橋下流(左岸)	金具不良	金具不良
隅田川大橋上下流(左岸)	浮輪ロープ無し	浮輪ロープ無し
清洲橋下流(左岸)	金具不良	金具不良
清洲橋上流(左岸)	ハシゴに不備	ハシゴに不備
新大橋下流(左岸)	ハシゴに不備	ハシゴに不備
新大橋上下流(左岸)	—	—
新大橋上流(左岸)	浮輪金具不良、浮輪ロープ無し、 ハシゴに不備	浮輪金具不良、浮輪ロープ無し、 ハシゴに不備
両国橋下流(左岸)	—	—
両国橋下流(左岸)	ハシゴに不備	ハシゴに不備
両国橋上下流(左岸)	—	—
総武線上下流(左岸)	浮輪ロープ無し	浮輪ロープ無し
蔵前橋上下流(左岸)	—	—
駒形橋下流(左岸)	—	—
駒形橋上流(左岸)	—	—
言問橋下流(左岸)	—	—
桜橋下流(左岸)	ロープ無し、ハシゴに不備	ロープ無し、ハシゴに不備
桜橋上流(左岸)	浮輪ロープ無し、金具無し、ハシ ゴに不備	金具無し、ハシゴに不備
堤通地区(左岸)	浮輪金具無し	浮輪金具無し
白髭東地区(左岸)	—	—
白髭東地区(左岸)	浮輪ロープ無し	—
水神橋上流(左岸)	浮輪ロープ無し	浮輪ロープ無し
白髭東地区(左岸)	—	—
桜橋上流(新)(左岸)	—	—
厩橋地区(左岸)	—	—
言問橋下流地区(左岸)	—	—
吾妻橋下流(左岸)	—	—

なお、建設局によれば、指摘箇所のうち、救命具（浮輪及びロープ）の不備があるところについては、平成21年7月までに8か所中6か所が対応済みであり、残りの2か所についても、平成21年度中に対応する予定である。

指 摘（9）河川管理者である建設局が速やかに対処すべき巡回調査報告事項について

監査において、第五建設事務所管内の巡回調査報告書（月報）を確認したところ、平成20年4月の報告で金具不良や浮輪無し等の指摘のあった箇所が30地区のうち16地区あったが、一年後の平成21年3月の報告までそのほとんどが対処されておらず、30地区のうち15地区は一年間、毎週ほぼ同じ指摘と写真が報告されていた。

隅田川水辺環境保全業務委託での巡回調査の結果、受託者である財団法人東京都公園協会から提出された、救命具等の不備の報告に関し、河川管理者である建設局が速やかな対応を図ることは、水辺の安全確保の観点から強く要請されるものであり、建設局は必要な措置を速やかに講じるべきと考える。

2 4 土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託について

土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託は、土砂災害防止法に基づき行われる業務で、本来、都が一貫して業務を行うべきところを、法律の趣旨から速やかに実施する必要があるため、業務の補助を財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）へ委託しているものである。

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制等のソフト対策を推進する目的で制定されているもので、都道府県は、基礎調査、すなわち土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査を実施し、その調査結果を受けて、都道府県知事が、土砂災害警戒区域の指定、土砂災害特別警戒区域の指定を行うこととされている。都が実施している基礎調査の実施及び区域指定の公示手続についての事前調整や説明会の開催、資料の作成等、これらに関連する補助業務を協会が担っている。

土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託事業に係る協会における平成 20 年度の正味財産増減計算書は（表 2 4 - 1）のようになっており、58 百万円の事業収益に対し、43 百万円の事業費が計上され、経常外費用等を差引き 15 百万円の正味財産の増加となっている。

(表 2 4 - 1) 平成 20 年度土砂災害補助業務委託事業の正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	決算額
I 事業収益	58,968
II 事業費	
1. 報酬	24,657
2. 臨時雇賃金	4,227
3. 福利厚生費	3,335
4. 賃借料	4,104
5. その他	6,779
経常費用合計	43,102
当期経常増減額 (I - II)	15,866
III 経常外費用	
1. 固定資産除却損	24
税引前当期正味財産増減額	15,842
法人税等	784
法人税等調整額	△668
当期正味財産増減額	15,726

平成 20 年度の正味財産増加の発生の原因は、当初は常勤 7 名、臨時職員 1 名の人員体制で担うことを計画して業務委託費を定めたが、結果として、常勤 5 名、非常勤 1 名、臨時職員 2 名の体制になったことによる人件費の減少により生じた余剰である。事業開始年度とはいえ、当初契約の想定と実績がかけ離れた結果となっている。

当該業務は、本来、都が行うべき事務であり、行政の立場で公平性及び公正さを確保しつつ履行されるべき業務であることから特命随意契約されている。このことから、都と協会とは、柔軟に契約変更を行うなど多額の余剰が出ないように適切に対応するべきであると考えます。

意見（34）土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）の平成20年度の土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託事業の正味財産増減計算書は、58百万円の事業収益に対し、43百万円の事業費が計上され、経常外費用等を差引き15百万円の正味財産の増加となっている。

平成20年度の正味財産増加の原因は、常勤7名、臨時職員1名体制の計画で契約がなされているのに対し、常勤5名、非常勤1名、臨時職員2名の体制となり、給与諸手当を含む報酬額が大幅に減少していることによるものである。

土砂災害警戒区域等指定に係わる業務は、本来都が直接実施すべき事務であり、行政の立場で公平性及び公正さを確保しつつ履行されるべき業務であることから協会に特命随意契約されている。このことから、都と協会とは、柔軟に契約変更を行うなど、適切に対応するべきであると考えらる。

2.5 協会の請求書発行の遅滞について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）の請求書は、以下の業務の流れにより発行される。

- ① 委託された業務の履行完了後、都へ完了届を提出する。
- ② 完了届の受領後、都の担当部門により履行確認を行う。
- ③ 履行確認終了後、協会は、請求書を直ちに発行する。

協会による平成18年度及び平成20年度の受託業務に対する請求書の発行状況は、（表2.5-1）のとおりである。

協会は、平成18年度では、上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託について、平成18年4・5月分は同年8月10日・15日に請求書を作成している。代々木公園陸上競技場業務委託の請求書は、4月から9月までの半年分を一括して平成18年10月31日に作成している。

平成20年度では、代々木公園陸上競技場ほか1箇所業務委託について、平成20年の4月分は、7月31日に請求書を作成している。代々木公園野外ステージ管理業務委託について、平成20年4月分は、同年8月15日、5月分は同年8月18日に請求書を作成している。

以上のように、③に該当する協会から都の担当部門に対する請求書の発行の遅滞が、かなり散見される。

都では、平成18年度については、都の担当課の係員の異動があったこと、一方、協会でも組織改正による協会内部での事務引き継ぎ等に時間を要し、また都の新担当者と協会の担当者同士の履行確認方法などの整理に時間を要したことにより、受託業務の一部の支出時期が8月以降となったとしている。また、平成20年度においては、都及び協会の双方の担当者が異動したことに伴い、②の履行確認方法や③にかかる提出書類の修正に時間を要したとしている。

しかし、担当者の異動によって請求業務等が遅滞することは、内部統制や会計制度が確立していないことであり、都及び協会の双方において、請求書の受付・発行に関わる会計手続やマニュアルの整備等の再検討をし、こうした遅滞が起らないようにすることが必要である。

(表 25-1) 協会による請求書の発行の遅滞例

(平成 18 年度及び平成 20 年度分における一部の事例)

委託業務名	業務 執行月	完了届 発行日	履行 確認日	請求書 発行日	請求金額
上野恩賜公園 野外ステージ 管理業務委託	H18 年 4 月	H18.4.30	H18.5.1	H18.8.10	824,362 円
	H18 年 5 月	H18.5.31	H18.6.1	H18.8.15	824,314 円
代々木公園陸 上競技場業務 委託	H18 年 4 月	H18.4.30	H18.5.1	H18.10.31 (4 月～9 月分を 1 枚 で作成)	1,124,008 円 (4 月～9 月 分の合計額)
	H18 年 5 月	H18.5.31	H18.6.1		
	H18 年 6 月	H18.6.30	H18.7.3		
	H18 年 7 月	H18.7.31	H18.8.3		
	H18 年 8 月	H18.8.31	H18.9.1		
	H18 年 9 月	H18.9.30	H18.10.4		
代々木公園陸 上競技場ほか 1 箇所業務委託	H20 年 4 月	H20.4.30	H20.5.1	H20.7.31	513,860 円
代々木公園野 外ステージ管 理業務委託	H20 年 4 月	H20.4.30	H20.5.2	H20.8.15	759,964 円
	H20 年 5 月	H20.5.31	H20.6.4	H20.8.18	789,521 円

指 摘 (10) 協会の請求書発行の遅滞について

財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）の請求書の発行の遅滞要因として、担当者の異動等により、提出書類の作成・確認等に時間を要したことを挙げている。しかし、担当者の異動によって請求業務等が遅滞することは、内部統制や会計制度が確立していないことであり、都及び協会の双方において、請求書の受付・発行に関わる会計手続やマニュアルの整備等の再検討が必要である。

よって、都では、速やかな履行確認を行い、協会に対し請求書の発行を指示されたい。また、都の担当者による請求受付状況のチェックを行い、協会に対し、遅滞の無い請求を促されたい。

協会では、遅滞なく請求書を発行できるよう、当該業務のマニュアルの整備を行い、周知徹底を図るとともに、適正な会計処理の観点からの指導徹底を図られたい。